第四章　第一次大戦後の裾野

第一節　暮らしの風景

621　裾野駅発客車時刻表

（一九一九）大正8・1・1

裾野駅発客車時刻表

上（東行）	列車番号	発車時間	行先
	616	全（合混） 九時五十一分	御殿場
	18	全 七時〇三分	全
	30	全〒 三時四十九分	全
	28	全 二時三十四分	全
	26	午後 一時十四分	全
	24	全 十一時四十二分	全
	22	全 九時五十三分	全
		全〒急行 八時四十分	全
	20	午前 七時四十七分	東京

下（西行）	列車番号	発車時間	行先
	35	全〒 八時三十六分	全
	33	全 六時十四分	浜松
	13	全〒 四時〇二分	岡山
	37	全 二時三十六分	直江津
	31	午後 一時十一分	大垣
	17	全 十時三十四分	下関
	29	全 九時二十一分	大垣
	27	午前 七時二十一分	明石

謹賀新年

大正八年
一月元旦

国産竹類問屋
石炭笊製造発売元
満州、朝鮮、内地各鉄道
及各工場鉱山其他御用達
各種肥料、荒物、雑貨
官製タバコ小売所
諸新聞雑誌井ニ広告取扱

裾野駅前
川村商店
営業部
運送部

裾野駅発貨車時刻表

上（東行）	列車番号	発車時間	行先
	616	全 九時五十一分	品川
	612	全 六時三十四分	汐留
	608	午後 二時〇三分	高島
	604	全 九時二十四分	全
	602	午前 四時〇分	品川

下（西行）	列車番号	発車時間	行先
	607	全 九時三十三分	沼津
	409	午後 十二時四十六分	広島
	611	全 三時五十八分	全
	609	午前 一時四十六分	沼津

（㊥三島活版所印刷）

622　深良村消防組勤務日記簿

（一九一九）大正8・2

（千福　横山正美氏所蔵「裾野駅発客車貨車時刻表」）

春季第一回目竈検査ヲ執行ス（役員出勤）

期日　大正八年弐月拾壱日

摘要　午前十一時ヨリ役員全部手分ケトナリテ検査

ヲ行フ警官モ同行セリ各最寄竈ハ良ク整頓シ悪シモノ一、二注意ヲ与ヘタリ終了午后五時半

春季第二回目竈検査執行ス（役員出勤）

期日　五月十五日午后壱時ヨリ役員全部ニテ手分ケトナリ執行セリ養蚕期ト雖モ良ク火ニ注意シ竈等ハ最モ良ク整頓シアリタリ夕刻解散

泉村パイプ工場出火

月日	四月二十日	総員	第一部五二	第二部四九	計一〇一
集合	夜拾二時	事故	／	一一	一一
解散	翌朝三時	病気	／	三	三
勤務	三時間	出席員	上役員　三	三五	三八

摘要　第二部喞筒出動セリ第一部ハ三名代表ニテ出勤セリ原因ハ機械部ヨリ出火

（裾野市役所　深良支所所蔵「深良村消防組　勤務日記簿」）

623　県下の伝染病、昨年よりはるかに増加

大正8・10・2（一九一九）

○県下の伝染病＝昨年より遥に増加＝

県下各地に於ける伝染病も去月中発生せる浜松市海老塚イス織布工場のパラチブス患者九十名を最後として□次（漸カ）終息に近きつゝある模様なるが、昨一日までに本年一月以降県下に発生せる伝染病の総数は、赤痢三百二十三名、疫痢四百六十三名、腸窒扶斯（ちぶす）一千四百二十名、パラチブス三百十名、実扶的里亜（じふてりや）二百五十八名、□四名、発疹チブス一名、猖紅熱十一名、痘瘡二十九名、合計二千八百十九名にして昨年一ヶ年の全伝染病患者二千六百五十七名に比し、九ヶ月にして二百余名の多数を示し居れり、而して目下尚猖獗を極めつゝあるは駿東郡泉村、富士郡大宮町、浜松市等なるが同地方に於ては今後猶多少の患者発生は免れざるべく当局に於ては鋭意警戒中。

（静岡新報）

624 「時」の記念日挙行に関する件

（一九二〇）大正9・6・8

大正九年六月八日

富岡村長

常設委員殿

「時」ノ記念日挙行ニ関スル件

今般文部省主催ニテ東京教育博物ニ「時」ノ展覧会開催時間尊重励行ニ関スル世人ノ注意ヲ喚起セラレ候機会トシ、生活改善同盟会主催ニテ六月十日ヲ期シ、左記ノ計画ニ依リ東京ニ於テ「時」ノ記念ヲ挙行相成候趣キヲ以テ之ニ準拠シ、相当施設セラレ時間観念ノ涵養、時間励行上効果ヲ挙グル様其筋ヨリ通牒有之候ニ付、貴字ニ於テモ左記事項ニ準ジ御挙行相成度此段申進候也

左記

生活改善同盟会主催「時」ノ記念日挙行計画

期日、六月十日（天智天皇初メテ漏刻ヲ用ヒ報時ヲ行ヒ給ヒシ日、今ヲ去ル一千二百五十年前）

事業、

一、各学校其他団体ニ於テ六月八、九、十、ノ三日間中便宜記念講話ヲ開催ノコト

二、天智天皇ニ関シ奉ル参考品ヲ蒐集陳列スルコト

三、神社寺院教会ニ当日正午ヲ期シ一斉ニ鐘報ヲ打チ鳴シ之ヲ機会ニ今後モ此ノ報時施設ヲ継続スルコト（時間ハ最寄郵便局停車場等ト合スコト）

四、主ナル工場ニ当日正午ヲ期シ一斉ニ汽笛ヲ鳴シ尚今後モ此ノ時報施設ヲ継続スルコト（時間ヲ合ハス方法同前）

五、当日ヲ記念トシテ以後各自時計ヲ正確ニ総テ定時間ヲ励行スルコト

六、有志ノ者ヲシテ接客時間ヲ定メテ発表スルコト

七、各新聞雑誌社ニ時間尊重励行ニ関スル論説記事ヲ掲載方ヲ依頼スルコト

（御宿区所蔵「（告示諸綴）」）

625　コレラ予防について

（一九二〇）大正9・7・5

一第一〇六九号ノ一

大正九年七月五日　富岡村役場

常設委員
衛生組長　殿

コレラ患者発生ノ其後左記ノ通リ有之最近東海道鉄道乗客一名山北駅下車死亡者真正コレラ患者ナル旨新聞紙等ニテ散見致候ニ就テハ一般ヲシテ防疾上最モ留意セシムベキ次第ニ有之候間相当御措置相成度候

大阪府三十七名、長崎県三名、山口県三名、福岡県廿名、福島県九名、佐賀県一名、岡山県一名、和歌山県一名、兵庫県四十六名、高知県一名、香川県一名

コレラ予防心得

一、溝渠、河川又は海の水で飲食物、飲食器具を洗ひ又は飲まぬ様注意すること

二、流行地の生水は一切用ゐざる様注意すること

三、食物は煮焼して食すること

四、出先では成るべく飲食せざること

五、飲過ぎ食過ぎ又は寝冷せぬ様注意すること

六、手や飲食器具の清潔に注意すること

七、蠅は成る可く駆除し尚飲食物、飲食器具などに蠅のつかぬ様注意すること

八、流行地への旅行は成可く差控ゆること

九、早く予防注射を受くること

静岡県衛生課

（御宿区所蔵「諸綴込」）

626　国勢調査に関する示達

（一九二〇）大正9・9・25

大正九年九月二十五日

小泉村助役印

区長殿

十月一日午前零時ヲ期シ行フベキ国勢調査申告方ニ付テ

ハ夫々御手配中ノ事トハ存候得共猶一層ノ御尽力ヲ得之レガ満足ヲ期セラレ候様致度候ニ付、左記事項御部下一般ヘ無洩御示達方御取リ計ヒ相成リ度此段及通知候也

一時間ヲ一定スルタメ九月三十日午後九時ヲ期シ、号砲二発打鳴候ニ付、其時期ニ必ズ各戸ノ時計ヲ九時ニ合スルコト

一申告書記入ノ際ハ最モ丁寧ニ書キ、各欄内ニ書ク可ク候様注意スルコト(細線ニ筆ノ掛カラヌ様特ニ注意スルコト)

一当日ハ(十月一日)毎戸ニ国旗ヲ立テ休日ニスルコト

(二ツ屋区所蔵「小泉村二ツ屋諸関係綴」)

627　須山村国勢調査宣伝

(一九二〇)
大正9

須山村国勢調査宣伝

◎国勢調査ハ何月何日行ハルルノデアリマセウカ

◎国勢調査トハ何ヲ調査スルノデアリマセウカ

国勢調査ハ大正九年十月一日午前零時ノ現在ニ依リテ行フノデアリマス。帝国版図内ニ現在スル人ハ内外人ノ差別ナク、一人モ漏サズ、其ノ氏名や、世帯ニ於ケル地位ヤ、男女ノ別ヤ、出生ノ年月日ヤ、配遇ノ関係ヤ、職業上ノ地位ヤ、出生地ヤ、民籍別ヤ、国籍別ヤ、是等ノ八ツ(ママ)ノ事項ヲ、実地ノ世帯ニ就テ、正確ニ調ベルノデアリマス。調査ノ時刻ハ夜半デアリマスケレドモ夜半ニ調査員ガ各世帯ヲ調ベニ行クノデハアリマセン、世帯主ハ十月一日午前零時ノ現在ノ状況ヲ能ク正確ニ調ベ置テ、午前八時迄ニソレヨリ前ニ配布ヲ受ケテ居ル国勢調査申告書用紙ニ記入スルノデス、ソシテ調査員ノ来タ時ニソレヲ渡セバ宜シイノデアリマス。

◎国勢調査ハ何ノ為メニ行フノデアリマスカ

国勢調査ハ社会組織ノ内容ト国民生活ノ実況トニ就テ、其ノ大綱ヲ知ルガ為ニ、全国一斉ニ一人一人ニツキ、実地ヲ調ベルノデアリマス。国家ガ繁栄シ、国民ガ幸福ニナル事ハ、世ノ中ノ第一義デアリマス、時代ニ適応シテ国家ノ制度ヤ、社会ノ組織ヲ整頓シ行政ノ施設デモ、産

業ノ経営デモ、無駄ヤ重複ノ無イヤウニスルノガ肝要デアリマス。ソレガ為ニハ先ツ国勢ノ基本ヲ正確ニ知ラネバナリマセン、国勢調査ハ国家ノ基本ヲ正確ニ知ルガ為メニ行フノデアリマス。

◎国勢調査ヲ誤解シテハイケマセン、誤ツタコトヲ云ヒ触ラスト罰則ニフルル。

◎国勢調査ハ租税、徴兵、戸籍トハ関係ガナイ。

◎国勢調査時期ニ際シテ可成旅行他出ハ取止メナサイ。

◎忘ルルナ十月一日午前〇時。

◎国勢調査ハ近世式人口調査。

◎国勢調査ハ人口ノ早取写真。

以上　　駿東郡須山村役場

（裾野市役所　須山支所所蔵「宣伝　須山村国勢調査」）

628　富岡村婦人消防隊の結成　（一九二一）大正10・2・16

○富岡婦人消防　駿東郡富岡村字下和田は同村最北部の一部落にて、他部落とは何れも三十町余を距て交通不便なる箇所なるを以て、一朝出火の際は他部落の応援到着せざる以前に全部落全滅の虞あるを以て先般同村消防組長有志寄々協議の上婦人消防隊を組織し、近く発会式を挙ぐる由。其編成方法は同字中二十五歳以下婦女子三十名を六班に分ち一班を五人として、各班に軽便喞筒一台バケツ二個水桶一個宛を所持し隊員は何れも赤襷の筒袖に白前垂印入りの手拭を姉さん冠りとなし猛火の下をくゞりて活動する勇ましくも亦華やかなる服装なりと。

（静岡新報）

629　小泉義勇警察団（一）　（一九二一）大正10・7・6

小泉義勇警察　▽八月上旬結団式挙行＝

駿東郡小泉村青年会にては、今回義勇警察団を組織し国民自治警察の達成を期し、併せて地方警察機関を援助せん為、団員を正団員賛成団員名誉団員の三種に分ち、各団員とも法令の研究をなす外日常強窃盗賭博其他の犯罪予防各種災害防止及救護に従事し、尚居村の風俗改善衛

生思想の普及向上納税の奨励に努力し且つ勤倹力行の美風涵養に努むる由なるが、尚同団に総裁一名顧問二名相談役若干名団長一名副団長二名の各役員を置く筈にて目下夫々人選中にて八月上旬頃結団式を挙ぐる由。

（静岡新報）

630　小泉義勇警察団（二）　大正10（一九二一）・8・19

○小泉義勇警察団　駿東郡小泉村青年団にては先頃義勇警察団を組織したるが更に最近納税並に衛生両組合を組織し役員は全部義勇警察団にて引受け納税奨励、衛生思想の普及に努めつゝあるが尚同警察団にては新たに左の役員を選任したりと

△会計係杉山徳次郎△議事及議事進行係菅沼幾三郎△風俗係市川□次△記録係星野邦俊

（静岡新報）

631　「幸運来ル」のハガキ取締に関する件　大正11（一九二二）・1・31

一第一三〇号

大正十一年一月三十一日　富岡村長印

常設委員
人民惣代殿

「幸運来ル」云々はがき取締ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ本日沼津警察署ヨリ左記ノ通一般ニ通牒方申越ノ次第モ有之候間周知方御取計相成度候

記

近時各所ニ差出人不明ノ「ハガキ」ヲ郵送シ来ルモノアリ、其ノ内容ハ兼テ新聞紙上ニ伝フル如ク幸運ノ為メト題シ其ノ原文ヲ九枚ノ「ハガキ」ニ認メ、幸福ヲ与ヘントスル九名ヘ廿四時間内ニ差出セバ幸運アリ、出サザレバ悪運来ル云々

右ハ公安ヲ害スル虞アルモノニ付左記事項周知方取計相成度候

左記

一、「幸運ノ為メ」ノ「はがき」ヲ出シタルモノハ処罰ス

二、若シ之ヲ受ケタルモノハ警察官ニ届出ベシ

（御宿区所蔵「諸綴込帳」）

632　大正の節婦―病父を擁す二〇年　大正11（一九二二）・3・17

匿れたる大正の節婦　病父を擁す二十年

＝父の看護と家名再興の為工女となり弟を激励す＝

駿東郡小泉村伊豆島田[A（人名）]長女[B（人名）]の家は、祖父の代まで沼津に居住し同地方に於ても可成り□資産を有して居つたが、父[A（人名）]の時代となつて失敗に失敗を重ね母[C（人名）]弟[D（人名）]と共に前記伊豆島田に移転したものであるが、運命の神様は彼等一家に幸ひせず、[B（人名）]が妙齢の時に一家を支える父の[A（人名）]は中風症に冒され□半身不髄となり、母の[C（人名）]も病弱にて稼ぎも出来ず東京市なる親戚に引取られ間もなく病没し、是等が原因となつて[B（人名）]は青春の血燃ゆる時代を真黒になつて働き婚期の遅るるも厭はず先づ弟[D（人名）]を呉服店の店員に住込ませ、自分は若き身に白粉も付けず日雇稼から使走りさては他人の濯ぎ洗濯までなして細々ながら賃金を得ては病める父の看護に怠らず、而も其の一面弟を激励して家名の再興を計る雄々しさは聞く者一人として美しき彼女の心を感じ一片の同情を吝まぬ者とてもなかつた、斯くして忍耐辛苦幾年かの後人の勧めのもだし難く聟を貰つて同棲したが、病床にある父と意志の疎通を欠き一家には灰色の空気が常に漂つてゐた、父を執るか夫に就くか当然行詰るべき問題に到達し悶え悩んだ結果彼女の孝心は泣いて夫と別れた、そして爾来独身生活を透（ママ）して一日として孝養を怠らなかつた、欺くまで手厚く尽した父の病は日を逐ふて重り数年前七十二歳を一期として空しくなつた、

噫天無情…彼女は身も世もあらず泣き悲しみ一旦は父の後を追はんとまで決心したが然し彼女の家名再興と云ふ一念に燃へ旺る胸の火は感傷的な境地から脱出して憤然として事業へと進ましめた、意を決した[B](人名)女は東京絹糸紡績□(会カ)社の女工として住込み毎月十五円乃至二十円宛を弟に与へて貯金せしめ、他日飛躍の資に□て居る健気な振舞は実に大正の節婦孝子として表彰するに足るべく其筋でも調査してゐると

（静岡新報）

633　節婦表彰さる―一家再興に粉身す　大正11（一九二二）・7・16

節婦表彰さる　◇一家再興に粉身す＝

駿東郡では十四日午前十時から郡役所会議室に於て同郡清水村収入役土屋宗三郎同鷹根村前村長長倉敏夫の両氏は、多年村政に貢献せる故を以て表彰式を挙行し古澤郡長から各置時計一ヶ宛を贈与したが、同時に嘗て本紙に今春掲載せる節婦同郡小泉村伊豆島田[B](人名)□も表彰金一封を贈与したが、[B](人名)女は沼津町の生れで十四歳の時一家不遇の為め小泉村に転居し、[A](人名)が両親共に多病□家計困難なので母親[C](人名)は東京の親戚に寄食し[B](人名)□は日夜粉骨砕身父親及弟[D](人名)を養育する中、昨年弟の[D](人名)□も一人前となり近所の人の同情で泉村平松杉山呉服店の通ひ番頭となつた、父死亡後は弟[D](人名)に嫁を迎へ自分は沼津の東京絹毛紡織の女工となり会社から表彰され月々の給料から五円乃至十円の金を弟に送つて一家の再興を図つて居た節婦であると

（静岡新報）

634　伝染病隔離舎沿革　大正11（一九二二）

伝染病隔離舎沿革

一泉村隔離病舎ハ明治三十一年伝染病流行ニ際シ仝年八月二十四日本村会ニ於テ久根観音寺公文名光目寺茶畑願称(ママ)寺麦塚東光寺ヲ患者収容所ニ充ツルノ決議ヲナシ仮用居リタルモ同三十二年仝上使用シ同三十三年ハ伝

染病流行患者頻発シ隔離病舎建築ノ儀認可上申仝年十二月十一日志波県知事ノ認可ヲ得テ茶畑字道場山八百二番ニ総坪数二十四坪ニ棟ヲ急造シ辛シテ患者収容ニ充タ□同三十四年九月公文名久根共同ニテ避病舎ヲ久根字東舞台三百六十六番稲荷字刑部四九番地ニ総坪数二十五坪二棟ヲ築造シ仮収容所トシ仮用シタリ然ルモ一枠二ケ所ノ避病舎ハ管理上又ハ経費ノ上ニ於テモ便利ト利益ヲ害スル所以ニシテ泉村会ハ明治三十六年月　日□病舎ノ取毀ト同時ニ当時ニ多少間公共ノ用ニ供シタル次第ニ付村費ノ補助金　円ヲ決議シ一村一ケ所トナシ明治三十九年度ニ於テ避病舎ノ大修繕ヲナシ大正　年　月改築ヲ為シタルモ年毎ニ破朽シ構造設備不完全ニシテ遺憾ノ点尠ナカラサルノミナラス且公衆群集ノ寺院国家宗教ノ体面上殊ニ腐朽病舎改築ノ必要ヲ認メタルヲ以テ大正十一年五月二十七日本村会ニ於テ稲荷字稲荷後百十五番地ニ移転改築ノ件ヲ決議シ仝年七月十日静岡県指令衛第四二〇五号ノ一ヲ以テ認可セラレタリ

（裾野市役所所蔵「村会決議書　第一類」）

635　深良村窮民救助規程

（一九二三）大正12・2・5

議第四号

一　窮民救助規程制定ノ件

大正拾弐年弐月五日提出

大正拾弐年弐月仝日決議

駿東郡深良村長　小林僖一

深良村窮民救助規程

第一条　本村内ニ住居スル貧困者ニシテ左記ノ一ニ該当シ生業ヲ営ム事能ハズ且ツ扶養義務者アルモ其ノ扶養ヲ受クルコト能ハザル事情アル者ヲ救助センガ為メ金壱万円ニ達スルヲ限度トシ其ノ基金ヲ積立ツルモノトス。

一、廃疾不具者又は病者

二、年齢七拾歳以上ニシテ老衰シタルモノ

三、年齢拾参歳未満ノ者
四、前参項ノ外非常特別ノ災害ヲ蒙リタル者

第二条　前条ノ基金ハ有志者ノ指定寄附金ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第三条　蓄積基金ノ管理ニ就テハ深良村基本財産管理規程ヲ準用ス

第四条　基金壱万円ニ達セザルモ必要ヲ生ジタル時ハ現在金ノ利子ニ限リ村会ノ決議ヲ経テ救助費ニ充ツルコトヲ得ルモノトス

第五条　救助金交付額及ヒ其ノ方法ニ就テハ村長ハ村会ニ於テ決議シタル範囲内ニ於テ適宜ニ処理スルコトヲ得ルモノトス

第六条　本規程ハ大正拾弐年四月壱日ヨリ施行ス

（裾野市役所　深良支所所蔵「決議書綴」）

636　対米問題に関する件

（一九二四）大正13・6・24

学第一〇六六号一

大正十三年六月廿四日

駿東郡役所第三課長印

各町村長殿

対米問題ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ夫々御配慮中ノ事トハ存候ヘ共最近ニ至リ一層民心ノ動揺ヲ来シ甚タシキニ至リテハ軽挙事ノ誤ルモノサヘアルヤニ聞及ヒ候ヘ共苟モ軽挙妄動シ又ハ甚タシク不穏ナル行動ヲ為スニ於テハ啻ニ今後ノ外交関係ヲ不利ニ導ノ虞アルノミナラス延イテハ国威ノ進展ニ至大ノ悪影響ヲ及ホスナキヲ保シ難ク思料セラレ候ニ付テハ此ノ際本問題ニ対シ国民一般ノ態度就中各種団体等ノ言動ニ対シ特ニ深甚ノ注意ヲ払ヒ苟モ憤激ノ余リ事ヲ誤ルノ軽挙ニ出ツルモノナキ様警察官トモ聯絡ヲトリ充分警戒ヲ加ルト共ニ一面各種ノ機会ニ於テ軽挙ヲ慎ミ妄動ヲ避ケ累ヲ国民ニ及ホスコトナク飽ク迄大国民的態度ヲ持スルノ必要ナル所以ヲ説示スル等一層御配慮相成度依命此段及通牒候也

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類第三類」）

637　裾野地域消防団及び役員一覧

（一九二四）大正13

各消防組別定員

組名	村数町戸	部数	組員数	喞筒 互斯倫	喞筒 蒸気	喞筒 腕用	大正十三年度警備費	金馬簾授与條数	労功證書 現場	労功證書 其他
同泉村	七〇一	五	二二二	—	—	六	一四五	—	—	一三
同小泉村	六三二	四	一七〇	—	—	六	三八五	二	—	一五
同深良村	四二〇	四	二二七	—	—	四	七九一	一	—	五
同富岡村	六六六	七	三三七	—	—	八	四四七	一	—	一三
同須山村	二四〇	三	一四〇	—	—	三	三四一	—	—	—

静岡県消防組役員

小泉村消防組	組頭	中西關太郎
〃	副組頭	菅沼幾三郎
〃	第一部部長	杉山徳次郎
〃	第二部部長	菅沼眞次郎
〃	第三部部長	服部銀作
〃	第四部部長	土屋量平
富岡村消防組	組頭	磯邊太一郎
〃	副組頭	土屋織作
〃	第一部部長	杉本啓作
富岡村消防組	第二部部長	西島今太郎
〃	第三部部長	芹澤寅雄
〃	第四部部長	勝又善吉
〃	第五部部長	勝又猪三郎
〃	第六部部長	根上亀作
〃	第七部部長	勝又茂作
泉村消防組	組頭	市川勉之助
〃	副組頭	芹澤清作
〃	第一部部長	勝又義
〃	第二部部長	高草米次郎
〃	第三部部長	河内大三
〃	第四部部長	井原理三郎
〃	第五部部長	高梨織部
深良村消防組	組頭	土屋半治
〃	副組頭	大庭捨次
〃	第一部部長	勝又房太郎

〃	第二部　部長	勝又　豊
〃	第三部　部長	杉本　貞
〃	第四部　部長	大庭傳吉

（裾野市役所　深良支所所蔵「静岡県消防一覧」）

638　竹細工の映画「村の栄光」封切　大正14（一九二五）・1・15

「村の栄光」愈封切　印野小学校で

農村副業奨励のため農商務省では駿東郡印野村、須山村方面の竹行李製造を全国に普及すべく先にその実況を活動写真に撮影、それを『村の栄光』と名付け全四巻の長尺物に製作中であつたが此程、出来上つたので廿五日印野村小学校で試写する事となつた、農商務省中山技師出張講演ある筈

（静岡新報）

639　メートル法実行奨励に関する件報告　大正14（一九二五）・4・20

産第二四六号

大正拾四年四月二十日　駿東郡須山村長渡邊善作

駿東郡役所第二課長殿

メートル法実行奨励ニ関スル件報告

客月十二日付産第四七九号ノ一申越シノ標記ノ件左記ノ通リ実施仕リ候間此ノ段回報候也

記

一　宣伝ビラノ配付
一　村内各重要地点迄デノ距離実測別表参照
一　長サ、桝目、目方ニ関スル実測
一　小学校ニ於テメートル法ニ関スル校庭訓話
一　各学年一斉ニメートル法ニ関スル授業
一　商業科生徒ヲシテメートル法ニヨル実測
一　メートル法唱歌配付

メートル法唱歌

もし〳〵メートル法度量衡
世界のうちでお前程
ほんとに便利なものはない
どうしてそんなに重宝だ
何んと仰つしやる皆様よ
そんなら之から話しませう
長さの単位はメートルで
目方の単位はグラムです
長さと目方が知れたなら
桝の不用はあきらかよ
古いならはし打すてゝ
メートル法に依りませう

終り

（裾野市役所　須山支所所蔵「産業関係書類」）

640　ブラジルへ渡って養蚕経営に成功　昭和2（一九二七）・4・29

ブラジルへ渡つて養蚕経営に成功

内地から桑苗や肥料を取寄す　渡航者からの通信

二十七日県保安課へ宛さきに駿東郡小泉村から渡航し現にブラジルサンパウロ州に小農園を経営してゐる菅沼源作氏から一月二十七日付けの消息があつた。同消息は県民渡航者の誇りと言より本県としての一誇りと言ふも過言ではあるまい。同氏は昨年七月自分が主唱者となつて郷里の附近在住の養蚕に経験ある農夫六名と共にサンパウロ州で養蚕経営をせん事を企画し、州政府に其の試みにつき交渉した結果政府は非常に歓迎し其の実行の早からん事を進めて来たのみならず、夫等に要する所の費用は是を補助し総てに便宜を与へるとの事で同氏は直に渡航桑苗を取り寄せて栽培した所、生長は内地に於けるそれとは全く比較にならぬ好発育にて九月早々第一回掃立をした所是又意外な好成績で、十二月三十一日には第三

回が上蔟し何れも美事な繭を見たので一同大乗気となり今後大々的に栽培すべく桑苗、肥料其他を内地に注文し来り同時に労働者も数十名使役したきにつき斡旋方依頼し来た。右につき渡航係石黒部長は語る

彼の地に於ける最初の試みが此の好結果を収めたのだから計画としては実に素晴らしいもので、独り本人の美事でなく県民の誇りに足る事業で国民に依つて日本純絹が遠くブラジルに於て養蚕製糸する事が出来る様になつた事はよろこぶべきである、同地は気候風土共に養蚕に適して居るから其の発展を期して待つべきものがあらう、ブラジル政府は自国に絹物が全く出来ぬので従来総て輸入して居た為め同事業に対する同地人の期待は絶大なもので将来は注目にあたいするものが多々ある

（静岡新報）

641　富岡村巡回産婆設置規程　昭和2（一九二七）

富岡村規程第拾六号

富岡村巡回産婆設置規程

第一条　妊産婦又ハ幼児保護ノ為メ本村ニ巡回産婆壱名ヲ設置ス

第二条　巡回産婆ノ職務左ノ如シ

一、妊産婦ノ心得ヘキ事項ヲ指示シ助産ノ需ニ応スルコト

二、乳児哺育上ノ注意ヲナシ産婦産児ノ保護ニ従事スルモノトス

三、其他妊産婦及幼児保護衛生ニ関シ注意又ハ指示スルコト

第三条　巡回産婆ハ前条ノ職務ヲ遂行スルタメ官公署村医区長社会事業団体ト聯絡ヲ保チ常ニ村内ヲ巡視又ハ家庭訪問ヲナスモノトス

第四条　巡回産婆ハ左ノ各号ヲ遵守スベシ

一、人ニ接スル懇切丁寧ヲ旨トシ不快ノ感ヲ抱カシメザル事
二、人ノ身上ニ関スル秘密ヲ他ニ漏洩セサルコト
三、職務上ニ関シ他人ヨリ報酬ヲ受ケザルコト
四、常ニ職務ニ忠実ナルコト
第五条　巡回産婆ハ事務日誌其他必要ノ簿冊ヲ備ヘ執務ノ状況ヲ明カナラシム
第六条　巡回産婆ハ毎月其取扱ヒタル事項件数ヲ翌月ノ五日限リ村長ニ報告スルモノトス
第七条　巡回産婆ノ服務ニ付テハ本規程ニ定ムルトコロニ依ル
附則
本規程ハ七月一日ヨリ施行ス
（裾野市役所　富岡支所所蔵「富岡村規程綴」）

642　**一〇家族四五名、ブラジルへ移民**　（一九二八）**昭和3・4・6**

十家族四十五名　五日渡航を許可さる

最近二三年間に於ける県保安課で扱つたブラジル渡航者を見るに、最初は郷土に永住する事の出来ぬ何等かの事情の為め渡航を余儀なくされたものも少くなかつたが、真に人口過剰と渡航其のものを理解して郷土の人々には惜しまれつゝ家屋敷を人に托し又は売り払つて大成を堅く決心して郷土を去る人が非常に多くなつた、其の大部分は既に彼の地で健実な歩みを一歩一歩目的に向つて居る、又最近では本年三月の中等学校卒業が数名渡航を許可されて居るが、若人達の前途を祝さずには居られない、五日左記十家族四十五名が夫々許可された

沼津市上香貫市場三〇五井上良一外三名　賀茂郡田子村三六六山本七之助外二名　志太郡島田町二九〇四高橋□五郎外五名　富士郡富士根村小泉八六五遠藤為作外四名　同所二三六市川善七外五名　榛原郡白羽村二八五八斎藤弥作外二名　賀茂郡仁科村浜一九二二藤井時次郎外三名　駿東郡富岡村葛山九六六勝又吉男外三名　庵原郡両河内村中河内一一三望月□作外五名　富

士郡加島村平垣二〇八山崎勝次郎三名
何れも農業従事で五月下旬神戸発サントス丸で出発の予定である

（静岡新報）

643　御大典に関する奉祝方法の件　昭和3（一九二八）・10・23

議員区長協議会　午前九時五十分開会㊞

一　御大典ニ関スル奉祝方法ノ件

イ、式ニ関スル件、十一月六日午前十一時頃御召車本村御通過

十一月十日午前十時頃ヨリ開式終ツテ八十歳以上ノ高齢者ニ天盃ヲ伝達ス午後三時頃ヨリ一般村民ノ式ヲ行ヒ三時□

ロ、一般奉祝ノ件、十一月十日ヨリ十七日迄八日間各戸ニ於テハ国旗ヲ掲揚シ注連飾ヲナスコト奉祝提灯ハ各戸適宜掲ゲルコト国旗及王並奉祝提灯ハ希望者ヲ取纏メ二十七日朝迄ニ役場ヘ申出ルコト

ハ、氏神祭典ノ件、十一月十四日大嘗祭挙行深良神社赤子神社駒形神社ノ三社ハ午前十時集合十一時開式大神宮駒形八幡神社ノ二社ハ正午集合一時開式

（裾野市役所　深良支所所蔵「協議会会議録」）

第二節　関東大震災と裾野

Topics IV

644　関東大震災について

大正12（一九二三）・9

九月二日日曜日　晴

一　御影ヲ奉安ス

富岡校長以下前記出勤職員六名コレニ当ル

一　雇人一人ヲナシ、落下セシ壁土ヲ取リ除キ屋根瓦ノ手直ヲナサシム

一　校長報告ノ為メ郡□へ出張ス

九月三日月曜日　晴

一　旧校舎東方ノ三教室約三寸南方へ傾キタルヲ以テコレヲ起シ下屋廊下ノ離レタルヲ押シツケテカスガヒ留メニナス、大工四名四時間迄（ママ）カヽリ仕切戸ヲ直ス

一　校庭ニ於テ約一時間程地震ニ対スル講話ヲナシ、四年以下ノモノヲ帰宅セシメ、五、六年生ヲ指揮シテ大掃除ヲナス

一　午後夕立強雨ニテ雨漏盛、直ニ報告ヲナス

九月四日火曜日　晴

一　最早恐ルヽ程ノ強震ナシトハ沼津測候所長ノ談等ニヨリ信ジ居タレドモ何トナク心落附カズ、二時間ニテ授業ヲ仕舞フ

一　震災ニ於ケル教室ヨリノ出方ヲ訓練ス、秩序整然トシテ敏捷ナルコトヲ認メテ大ニ安堵ス

九月五日水曜日　雨

一　正味四十五分間授業ヲ三回ナス

一　第三時雨漏甚シク(職員室、宿直室、其ノ他旧校舎殆ンド全部)雨晴レヲ待ツテ帰宅セシム
一　午後校長、渡辺(男)、上藤、市川ノ四名屋根瓦ノずり(ママ)ヲ直ス。夕方ノ大雨ニ直シタル個所ハ雨漏リ止リタリ

九月六日木曜日　晴
一　授業復旧
一　菅沼訓導実兄熱海地方ニアリ生死不明ニテ、他ニ探険スベキ身内ナキニヨリ自ラ見届ケタシトノ申出アリ、二日間ノ予定ニテ出発ス

九月七日金曜日　晴後曇
一　昨夕裾野構内ニ於テ貨物列車脱線転覆ニ付列車上下運転セズ。為ニ菊地、土屋両准訓導欠勤

(裾野市立西小学校所蔵「校務日誌」)

645　朝鮮人警戒方件

大正12(一九二三)・9・3

一　第四二五号
大正十二年九月三日　富岡村長代理助役

常設委員殿

不逞鮮人警戒方件

不逞鮮人数百ハ滝ヶ原□金石附近ニ於テ数(人脱カ)今月二日行衛(ママ)不明ノ趣ニ就テハ何時□□ナル不行□□やも申難候間大字消防組在郷軍人会青年団之御指示之一役ニシテ警戒セシメ且ツ警備ニ違算ナキ様被致度候

(裾野市役所　富岡支所所蔵「震災関係書類」)

646　震災余波報告の件

大正12(一九二三)・9・4

大正十二年九月四日　岳南尋常小学校長印

富岡村長代理助役鈴木嘉吉殿

震害余波報告ノ件

標記ノ件左記報告候也

記

一旧校舎新校舎奉安所トモ屋根瓦ノ崩落甚シク全部葺替ヲ要スル程度ノ被害アリシコトハ既ニ報告済ノ通リナルガ奉安所ハ応急ノ処理ヲ執リタル故ヲ以テ何等差支ナキモ校舎ハ降ルガ如キ雨漏ニテ修繕ノ一日モ緩ウスヘカラサル実況ニ候

一雨ト共ニ瓦ノ下土落チテ床ノ汚ルヽコト亦甚シキ状態ニ候

一新校舎ノ仕切リ戸ハ取リ箱(ママ)ムルコト能ハズ僅ニ立テ掛ケ置クノ已ムナキ有様ニ候

一教員室ノ雨漏甚シク一片ニ偏在シテ僅ニ雨ヲ避クル有様ニ候

以上

（裾野市役所　富岡支所所蔵「震災関係書類」）

647　**拳銃・刀剣所持禁止**　（一九二三）大正12・9・7

拝啓今回ノ震災ニ方リ公安維持ノ為メ義勇的ニ御出勤ノ上自衛警備ノ任ニ当ラレ候事ハ当局トシテ感謝ニ堪ヘス候　就テハ各種流言蜚語ノ為メ警備ニ当リ拳銃刀剣其他ノ戎器ヲ携帯スル向有之哉ノ聞エアリ　右ハ却テ公安ヲ妨ケ致傷其他ノ事端ヲ激成セシムル虞有之候間貴団体ニ於テハ如斯事無之様御配慮相煩度為念此段得貴意候

敬具

九月七日　沼津警察署長

駿東郡富岡村長殿

（裾野市役所　富岡支所所蔵「震災関係書類」）

648　**朝鮮人警戒の件**　（一九二三）大正12・9・7

庶第七八七号

大正十二年九月七日　駿東郡役所第一課長印

各町村長殿

本日正午左ノ通三島旅団司令部ヨリ通報アリタル旨其筋ヨリ通牒有之候ニ付御了知ノ上警戒救護等ノ連絡ニ付テハ絶エズ充分ノ御留意相成度関東戒厳司令官ノ撒布セシメタル宣伝ビラハ適当ノ箇所ニ発表相成度此段及通牒候也

記

県境附近警戒及救護ノ為歩兵一箇中隊ヲ三島旅団ニ配属サレタリ右ノ内一箇小隊ヲ熱海町ニ一箇小隊弱ヲ沼津市ニ駐屯セシメタリ爾今警戒救護等ニ関シ郡市等ト絶ヘス密接ノ連絡ヲ保持スル様御配慮アリタシ

関東戒厳司令官ハ左ノ宣伝ビラヲ京浜地方ニ飛行機上ヨリ撒布セシメタリ

一、朝鮮人ニ対シ其性質ノ善ナルニ係ラス無謀ノ待遇ヲナス事ハ絶対ニ慎ミ等シク同胞ナル事ヲ忘ルヽナ

二、総ヘテノ朝鮮人カ悪ルキ企テヲナシ居ルト思フハ大違ヒナリ此様ナ噂ニアヤマサレテ此レニ暴行ヲ加ヘタリシテ自ラ罪人トナリ一、二ノ悪者ノ謀リ事ニ乗ゼラルル様ノ目ニ遇フナ

（裾野市役所　富岡支所所蔵「震災関係書類」）

649　須山尋常高等小学校授業休業御届　大正12（一九二三）・9・8

学第四七〇号

須山尋常高等小学校授業休業御届

本校儀九月一日以来ノ大激震アリタル為メ九月三日ヨリ五日迄三日間臨時休業致シ候ニ付細則第六条二項ニ依リ此段及御届候也

大正十二年九月八日

須山尋常高等小学校管理者

須山村長　菅沼甚作

駿東郡長古沢俊次殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類第三類」）

650　震災における流言について　大正12（一九二三）・9・10

昨九月九日本部ヨリ左記ノ通通牒有之候条会員一般ニ此

趣旨ヲ徹底セシメラレ度及通牒候也

大正十二年九月十日

帝国在郷軍人会静岡支部長　蘆川良治印

帝国在郷軍人会　分会長殿

左記

今回ノ震災ニ乗ジ不逞鮮人ノ放火ナト無キニ非サリシモ尚社会主義者カ之ヲ誇張宣伝セシ為人心ノ不安ヲ生セシメタルモノ大ナリ会員ハ是等ノ流言ニ迷ハス国民ヲシテ慎重ノ態度ヲ維持セシムル様特ニ指導セラレタシ

（裾野市役所　須山支所所蔵「来翰発翰綴」）

651　静岡県案内所取扱書信に関する件　大正12・9・11（一九二三）

庶第七九五号ノ一

大正十二年九月十一日　駿東郡役所第一課長印

各町村長殿

静岡県案内所取扱書信ニ関スル件

今般ノ震災ニ付東京在住者ノ便宜ヲ図ル為メ本県ニ於テハ東京芝浦ニ静岡県案内所ヲ設置セラレ居候処同案内所ニ於テ東京在住者ニ対スル書信ニ関シ左ノ通取扱致居候ニ付テハ一般ニ徹底方至急可然御配慮相成度

記

一東京市在住者ニ書信ヲ届ケントスル希望者ノ向ハ清水町県立水産試験場内静岡県案内所ニ依頼スルコト

一依頼セントスル書信ニハ余白ヲ存シ左記事項ヲ記入スルコト

返信ハ東京芝浦ニ静岡県案内所ヲ設ケラレタルニ依リ同所ニ依頼スルコト

一書信ハ左ノ通リ認メルコト

一「往復葉書」又ハ「ハガキ」ノ書信ハ之レヲ封筒ニ入レ清水静岡県案内所宛送付スルコト

一封筒ノモノハ其ノ書信ニ相当切手ヲ貼付シ之ヲ実ニ封筒ニ入レ清水静岡県案内所宛送付スルコト

一書信ノ宛名及差出人ノ住所氏名ハ楷書ニテ認ムルコト

一書信ハ東京静岡県案内所係員ニ於テ極力配付ノ方法ヲ

講スヘキモ其ノ確実ヲ期シ難キ場合アルベキニ付予メ御承知セラレタシ

一東京在住者ヨリノ書信ハ東京静岡県案内所ヨリ清水静岡県案内所ニ送付シ同所ニ於テ宛名ノ向ヘ発送スル筈

（裾野市役所　富岡支所所蔵「震災関係書類」）

652　林野被害報告（富岡村）

大正12（一九二三）・9・14

第一五号　山林反歩八十円七分
原野　四十円三分

林野被害臨時報告　駿東郡富岡村

郡	村	大字	所有別	地目	災害ノ種類	被害反別 反	被害物件	数量 棡	価額 円	原因	生日時	防止ノ日時及方法
駿東郡	富岡村	御宿	官有	山林原野	地震					九月正午	一日十二時	
			民有		〃	三一	雑木	五	三〇〇			
		桃薗	官有									
			民有	〃	〃	四	〃	一	六〇			
		大畑	官有									
			民有	〃	〃	九	〃	二	一三〇			
		千福	官有									
		上ケ田	民有	〃	〃	四九	〃	六	三六〇			
			官有									

金沢	民有	〃	〃	一七	〃	三	一八〇			
	官有	〃	〃	二八	〃	四	二四〇			
今里	民有	〃	〃	五七	〃	六	三六〇			
	官有									
下和田	民有	〃	〃	五五	〃	七	四二〇			
	官有									
葛山	民有	〃	〃	四八	〃	五	三〇〇			
	官有									

右及報告候也

大正十二年九月十四日

富岡村長代理助役　鈴木嘉吉

帝国在郷軍人会駿東郡聯合分会長印

駿東郡長殿

町村長殿

分会長殿

（裾野市役所　富岡支所所蔵「震災関係書類」）

653　震災に関し労力奉仕の件通牒

（一九二三）大正12・9・14

震災ニ関シ労力奉仕ノ件通牒

今回之震災ニ関シ沼津市分会ト協同左記ニ依リ郡内災害地町村ニ対シ労力奉仕ノコトニ協議決定致シ候ニ付御了承ノ上可然御手配相成度

左　記

一、左記ニ依リ奉仕団編成ノコト

駿聯第四六号

大正十二年九月十四日

班名	町村名	班長	奉仕地
第一班	片瀬村、原町、浮島村	浮島村 西家伍長	北郷村
第二班	鷹根村、金岡村、大岡村	鷹根村 川口少尉	高根村 須走村
第三班	静浦村、沼津市	沼津市 岡田少尉	北郷村
第四班	清水村、大平村、長泉村	清水村 高田少尉	小山町
第五班	小泉村、泉村、深良村	深良村 小林伍長	足柄村

二、各分会ハ七名宛出役セシムルコト（内班長ヲ含ム）但シ沼津市分会ヨリハ十四名出役スル筈

三、奉仕月日、九月十七、十八日ノ両日トス但シ出発当日雨天ノ場合ハ順延ノコト

四、出発、九月十七日午前六時五十分沼津駅発汽車ニテ御殿場駅ニ集合班長ノ指示ニ依リ各受持町村ノ役場ニ到着スルコト

五、服装ハ軍服、軍帽、巻脚袴、草鞋ノコト

六、毛布、シャベル類又ハ鍬（第五班ハ唐鍬）及第一日ノ昼食弁当携帯ノコト

七、富岡村、須山村、富士岡村、原里村、印野村、御殿場町、玉穂村分会ハ其ノ町村ニ於テ適宜復旧工事及罹災者ノ救援ニ努力スルコト

八、御殿場町、高根村、須走村、北郷村、小山町、足柄村分会ハ奉仕団ト協力適宜ノ処置ヲナスコト

（裾野市役所　須山支所所蔵「来翰発翰綴」）

654　戒厳地立入の件

大正12（一九二三）・9・17

一第一、一二九号ノ二

大正十二年九月十七日　　富岡村長代リ助役

常設委員殿

戒厳地域立入ノ義ニ付テハ既ニ再三申進置候処今回更ニ在小田原軍部ヨリ左ノ通リ通牒有之候趣其筋ヨリ申越候条貴字内一般ニ徹底方可然御配慮相成度候

庶第八一〇号ノ一

大正十二年九月十四日

駿東郡役所第一課長印

各町村長殿

戒厳地域立入ノ義ニ付テハ既ニ再三申進置候処今回更ニ在小田原軍部ヨリ左ノ通通牒有之候趣其ノ筋ヨリ申越候条一般ニ徹底方可然御取計相成度

左　記

箱根ヲ通過シテ横浜方面ニ至ルモノニシテ官憲ノ証明書ヲ有セザルモノ毎日六百名乃至九百名ノ通過人員中ニ半数以上アリ之ガタメ横浜東京附近ニ至ルモ立入ルコトヲ得ズ頗ル困リ居ル傾ナリ依テ是等ヲナカラシムルタメ県庁其他ノ官憲ニ協議有之度

（裾野市役所　富岡支所所蔵「震災関係書類」）

655　朝鮮学生救護の件

（一九二三）大正12・9・18

学第一六六五号一

大正十二年九月十八日　駿東郡役所第三課長印

各町村長殿

朝鮮学生救護ノ件

標記ノ件ニ関シ左記ノ通リ通牒有之候旨本県ヨリ申越候条可然御配慮相成度

記

大正十二年九月十一日　文部次官　赤司鷹一郎

静岡県知事殿

朝鮮学生救護ニ関スル件

今回ノ震災ニ依リ在京朝鮮学生ニシテ貴管下ニ避難スル者有之ヤモ計リ難キニ付右ニ対シテハ此際適宜保護ヲ与フル様御配慮相成度

（裾野市役所　富岡支所所蔵「震災関係書類」）

656　奉仕的事業出動報告

（一九二三）大正12・9・20

須分第五九号

大正十二年九月二十日　駿東郡須山村分会長印

帝国在郷軍人会
静岡支部長殿

奉仕的事業出動報告

今回ノ震災ニ関シ当分会ハ緊急ノ必要アリト認メ左ノ行動ヲ実施ス

記

一　大正十二年九月一日午前十一時五十分頃ヨリ大地震起リ同日午后三時ヨリ須山村消防組ト連繋シ警鐘ヲ打チテ消防手、分会員ノ非常召集ヲ行フ

午后三時四十分全員集合ノ上村内三ヶ所ノ要所ニ人員ヲ配賦シ左ノ業務ニ就キ実施ス

一、震災ニ付各避難者ノ避難場所ノ選定及罹災者ノ救助

二、全自村ノ夜鐘及火災ノ防止

右ノ奉仕業務ヲ継続スルコト九月一日ヨリ仝月七日迄昼夜兼行デ警戒ヲ為セリ九月八日ヨリ消防組ノミ夜警ヲ為シ一先引上ケ各自ノ被害ノ整理ニ着手セシメタリ

各分会員ハ各自ノ被害整理ニ付テハ各部落毎ニ共同一致シテ家屋倒潰ノ家直シ等ヲナシツヽアリ

右ノ奉仕的事業ヲ実施セシ結果ハ全村ノ避難ハ係ル震災救助、警戒セシ為メ大ニ休心ノ意ハ多大ト認ム（奉仕事業出□人員六十名）

爾后ノ奉仕的出動計画ハ村当局トモ打合セノ結果村公共物ニ就キ大体左ノ被害物ノ復旧事業ニ奉仕スル決議ヲ為シ近日中実施ノ予定（須山村青年団ト連繋共同）

記

一　村道中重要路線橋梁ノ修理
一　村有建物ノ家直シ及過（ママ）違石垣ノ修理
一　小学校児童用其他罹災者飲用水路ノ応急工事等

以上

（裾野市役所　須山支所所蔵「来翰発翰綴」）

657　地方労働者上京阻止に関する件　大正12・9・23（一九二三）

庶第八三六号ノ一

大正十二年九月二十三日

駿東郡役所第一課長印

各町村長殿

地方労働者上京阻止ニ関スル件

中央職業紹介事務局長ヨリ標記ノ件ニ付左記ノ通リ通牒有之候趣其筋ヨリ申越候条一般ニ周知方可然御取計相成度

左記

地方労働者上京阻止方ニ関スル件

今回ノ震災及火災ニ付地方ヨリ上京スル者ノ阻止方ニ関シテハ曩ニ其筋ヨリ通牒セラレタル趣ナルモ東京市内ニ於ケル職業紹介所ニ地方労働者ノ求職ノタメ出頭スル者尠カラズ右ハ災害后ニ於ケル跡仕末ニ及復旧事業ニ多数労働者ヲ要スヘシトノ誤信又ハ誤伝ノ結果ニ因ルモノト被存候得共目下罹災者中ニモ労務ニ服シ得ヘキ者多ク需要ニ対スル供給夥多ノ実況ニ有之候間此旨貴管下一般ニ周知セシメ上京ヲ見合セシムル様御配慮相成度

（裾野市役所　富岡支所所蔵「震災関係書類」）

658　震災被害者追悼会案内状

（一九二三）大正12・9・23

案内状

生きとし生けるものゝ経験にない全世界の潰滅を思はせる程の大震動それは人間悪を絶滅せしむる為の天譴か加ふるに業火の厄海嘯の難本郡北部を初め東京神奈川県方面の惨状実に筆舌を以ては表し得ない程哀れにも悼ましい有様です　従て不幸な遭難同胞の多くは其腑臓を焼かれ骨髄を破られ母離れ児散じ此世からなる地獄にさいなまれ而も一門全滅の為弔ふ人もない亡霊も多い事と思ひます

惟ニ富岡深良両村寺院聊合し両村民諸賢と共に両村遭難惨死者併ニ各地遭難者の為左記時日に大追悼会を修し一は亡霊の幽苦を済ひ冥福を薦め一は避難者行方不明者に仏天の冥護を祈らうと思ひます　村民諸賢に万障御差繰御来会一片の香を手向られん事を御案内に併せ御願いたします

日時　大正拾二年九月廿三日午后一時
場所　富岡村御宿（ミシク）荘園寺
主催者　富岡村　深良村
専修院　西安寺
浄土院　松寿院
荘園寺
仙年寺

（裾野市役所　富岡支所所蔵「震災関係書類」）

659　道路修繕奉仕出動方の件通牒　大正12（一九二三）・9・23

号外

大正十二年九月二十三日　須山村分会長
須山村青年会長

各在郷軍人分会員
青年会員　御中

◎道路修繕奉仕出動方ノ件通牒

予テ御承知ノ如ク今回ノ震災ニ付御殿場道路ニ破損ヲ生シ之カ軍人会ト青年団ト共同修繕工事奉仕トシテ九月二十四日午前正七時左記物件携帯ノ上時間励行御集合相成度候也

記

一集合場所　ツトヒ亀屋前
一携帯物件　弁当。鍬。唐鍬。ジョレン。鎌。小俸（ママ）。
特ニ何レノ方面デモ調査シテ左ノ道具ヲ持参スルコト
石垣用ノゲンノウー。金デコ（ママ）。ツルパス（ママ）。エンピ。

◎注意＝二十四日大雨ナキ限リハ工事ヲ実施スルコト
本通牒ハ廻覧ノ上次ノモノニ失念ナク廻送ノコト
各自工事現場ハ集合ノ上各区ノ分会ノ班長ヨリ言渡ス。班長氏名ハ杉山保。手綱政良。宮崎彦作。

（裾野市役所　須山支所所蔵「来翰発翰綴」）

660　**東上者阻止に関する件**　大正12・10・1（一九二三）

一　第一、一八九号ノ一
大正十二年十月壱日　富岡村長代理助役
常設委員殿
東上者阻止ニ関スル件
標記ノ件ニ関シ其筋ヨリ左記ノ通通牒有之候間関係者ニ御指示相成度候
記
九月二十一日ヨリ僅カニ開通シタル東海道線ニヨリ東上者邊カニ増加シ漸ク其緒ニ就キタル京浜地方ノ秩序ハ又攪乱セラレケントスル虞アル趣キ震災事務局ヨリ通牒ノ次第モ有之候条此ノ際極力不必要ナル東上者ノ阻止ハ蓋シ緊切ナルモノト認メラレ候ニ付テハ別紙ノ要領ヲ町村役場、駐在所其他ノ要所ニ掲示シ一面志望ノ者ニハ此旨懇諭シ可成東上者ヲ阻止シ京浜方面ノ秩序回復ノ速成ヲ期セラレ度及通牒候也
（裾野市役所　富岡支所所蔵「震災関係書類」）

661　**失業救済に関する件**　大正12・10・1（一九二三）

一　第一一九〇号ノ一
大正十二年十月一日　富岡村長代理助役
常設委員殿
失業救済ニ関スル件
震災ニ因リ東京府及神奈川県ニ於テハ失業者ヲ出スコト頗ル多数ニシテ、之レガ救済ハ極メテ喫緊ノ要務ニ有之候ニ付、左記ニ依リ御措置相成度旨其筋ヨリ申越ノ次第モ有之候間、一般ニ周□（知カ）方御取引相成願候。
記
一、公共団体ニ於テ施行スベキ事業ニハ、此際成ルベク罹災地ノ失業者ヲ採用スルコト。
二、此際民間求人ヲ開拓スルト同時ニ、震災ニ因リ拡張

又ハ新ニ起ルベキ産業ニヨル労務ノ需要ニ対シテハ、成ルベク罹災地ノ失業者ヲ採用スルコト。

三、震災ニ際シ適当ナル職業アルベキヲ予想シ、多数労務者等上京スルモノ有之候処、漫然上京スルモノハ此際阻止スル様取計ハレ候コト。

（裾野市役所　富岡支所所蔵「震災関係書類」）

662　甘粕大尉減刑歎願に関する賛同依　大正12（一九二三）・10・1　頼

江軍発第四三号

大正十二年十月一日

帝国在郷軍人会江尻町分会長

分会長殿

陸軍憲兵大尉甘粕正彦氏ノ公判ハ来ル十月六日頃ト新聞紙上ニ有之候処別紙檄文ニ御賛同被下候ハヾ大至急歎願書ヲ御提出相成度此段及御依頼候也

追テ当分会ニ於テハ九月一日ヨリ同三十日迄大震災ノ為メ避難スル者ノ救護ニ従事殆ント昼夜兼行ニテ疲労其ノ極度ニ達シ寸暇ナキヲ以テ歎願書ノ作成ハ文意徹底セサルモ御参考迄供シ候又発送先ハ左記ノ通リニ付申添候

記

東京第師団（ママ）軍法会議

判士長陸軍歩兵大佐　岩倉正雄殿

法務官　小川関治郎殿

弁護士　奥田剛郎殿

同　塚崎直義殿

歎願書写

振古（ママ）未曾有ノ大震災ニ対シ幾多至誠憂国ノ士奮起シテ犠牲献身以テ悲惨ナル罹災同胞ノ救恤援護ニ当リタルハ吾人ノ感激ニ堪ヘサル所ナリ

然ルニ之ニ反シテ常ニ現実ノ制度ヲ否定シ現代社会ノ欠陥ヲ悪用シテ人類福祉ノ根本義ヲ傷ケント（ママ）スル一部ノ主

義並ニ不逞ノ徒此天災ニ乗ジ兇暴不穏ノ行為ヲ敢テシタルハ心外ノ到ニシテ其罪天人倶ニ許ササル所ナリトス
陸軍憲兵大尉甘粕正彦氏ハ此国家非常ノ秋ニ際シ不平ノ主義者カ如何ナル不逞ノ挙動宣伝ニ出スルヤ測リ難キヲ憂慮シ之ヲ芟除スルハ国家ノ幸福利益ナリト確信シ現時我国ニ於ケル主義者ノ頭目ト称セラルル大杉某等ヲ捕ヘテ之レヲ殺戮シ遂ニ法ニ問ハルルニ到レリ
苟クモ犯罪ノ人ニ対シ其心事ヲ推奨シ其行為ヲ謳歌スルガ如キハ常ニ公正ヲ持ス可キ軍人トシテ最モ慎ム可キモノナルコトヲ知ルモ惟フニ国家有事ノ日ニ際会シ一死君国ニ尽スハ吾人軍人ノ本懐ナリ
大尉今次ノ行動ハ只管国家社会ヲ憂慮スルニ急ニシテ一身ノ行動ヲ顧ミルニ遑ナカリシニ由ルモノノ如クナルモ氏ノ進退ハ徹頭徹尾憂国ノ所為ニシテ其間一毫ノ私心ヲ容レサルモノト信シ深ク同情スヘキ点アルト共ニ其至純ナル精神ニ到リテハ寧ロ感嘆ニ値スルモノアリト信ス
聞ク此ノ殉国的志士ハ不日賢明ナル判官ニ依リテ其行為ヲ裁断セラレントス刑量ノ如何ハ国民ノ斉シク切々ノ情ノ禁ヘサル所庶幾ハ情状ヲ酌量セラレ寛大ナル御処置アラン事ヲ敢テ尊厳ヲ冒瀆シ謹ンテ及歎願候也

大正拾弐年十月　日

静岡県庵原郡江尻町江尻
帝国在郷軍人会江尻町分会長
予備役陸軍歩兵少尉　寺田一男

外会員全部連署（ママ）
捺印

（裾野市役所　須山支所所蔵「来翰発翰綴」）

663　**軍隊出動並自警団に関し調査の件**　（一九二三）大正12・10・2

兵第四九一号

大正十二年十月二日　須山村長

第一課長殿

軍隊出動並自警団ニ関シ調査ノ件

九月二十八日兵第二〇七六号ノ一標記件左記ノ通リ及回報候也

記

一項＝今回ノ震災ニ鑑ミテハ先ツ避難民ノ救助、夜警、罹災者ノ共同救済、流言、浮説ノ防止、災害復旧事業共同救助等ノ指導ノ注意ヲ要件トス当村ハ警備能力トシテ消防組、在郷軍人会、青年団等ナリ

二項＝今回ノ震災ニ鑑ミ将来著シク本村民ノ心理ニ感シタルコトハ軍隊ノ出動ヲ要シ救助、安寧ノ秩序等治安ヲ求ムル等ニ付テハ特ニ希望スルコトトス

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類第三類」）

664　**震災復旧事業低利資金について**　（一九二三）**大正12・10・5**

一第一二〇七号ノ一

大正十二年拾月五日　富岡村長代理助役

駿東郡役所第一課長殿

議第一二二一号□震災復旧事業費トシテ低利資金所要額左記ノ通御取計度

記

一小学校舎復旧費　二万円

一道路橋梁堤防其他土木工事費　五千円

（裾野市役所　富岡支所所蔵「震災関係書類」）

665　**震災被害実態報告（須山村）**　（一九二三）**大正12・10・18**

大正十二年十月十八日　須山村長

駿東郡農会長殿

本月拾参日付駿農第五九四号ヲ以テ御照会在之候震災被害精査状況ノ件、別紙ノ通リ及回報候也

震災被害調査書　（須山村）

一、壊例建物（但シ農家ニ限ル）

	住宅	農舎	倉庫	蚕室	堆肥舎	畜舎
棟数反坪数	四棟　坪	棟　坪	棟　坪	棟　坪	五棟　坪	二棟　坪
見積被害総額	四〇〇〇〇円	円	円	円	一〇〇〇〇円	一〇〇〇〇円
復旧工事費概算見込額	一、〇〇〇〇〇円	円	円	円	三〇〇〇〇円	二〇〇〇〇円

二、半壊建物（同上）

	住宅	農舎	倉庫	蚕室	堆肥舎	畜舎
棟数	一一棟	棟	三棟	棟	八棟	六棟
見積被害総額	六〇〇〇〇円	円	三五〇〇〇円	円	四〇〇〇〇円	三五〇〇〇円
復旧工事費概算見込額	三、五〇〇〇〇円	円	五〇〇〇〇円	円	五五〇〇〇円	四〇〇〇〇円

三、農耕地其ノ他ノ被害

	破壊シタル（但県道ヲ除ク）通路及作口	破壊シタル橋梁（但県費支弁ノモノヲ除ク）	破壊シタル用悪水路	被害ヲ蒙リタル農地 復旧ヲ要スル田地	復旧ヲ要スル畑地	崩壊シタル山林原野
個所及延長	個所	九ケ所	二ケ所			
反別	三五間	二五間	三〇〇間		三〇反	一〇〇反
見積被害総額	三〇〇〇〇円	三〇〇〇〇円	八〇〇〇〇円		一二〇〇〇反	七二四〇〇円
復旧工事費（見込額）	三〇〇〇〇円	四〇〇〇〇円	一〇〇〇〇〇円		三〇〇〇〇反	

産第五五〇号

大正十二年十月二十日

須山村長

第二課長殿

本日十六日付産第一五四五号ノ一ヲ持テ御照会有之候震災ニヨル被害調査ノ件左記ノ通リ御回報候也

左記

一、全、半潰流失商買戸（ママ）数並ニ其ノ損害見積高

全潰二、半潰五、計七戸、損害見積高約四〇〇円

二、全潰半潰流失工場数並ニ其ノ損害見積高ノ件該当ナシ

三、銀行（本店支店別）ノ全、半潰戸数並損害見積高　該当ナシ

四、全半潰流失商買（ママ）商品損害見積高　約八〇〇円

五、全、半潰流失工場、製品原料等ノ損失見積高　該当ナシ

六、工場以外各種製産業者ノ加工品原料等損害見積高

該当ナシ

七、震災当時京浜方面ノ売掛代金但回収見込不可ノ件

該当ナシ

八、同当時京浜地方ノ在庫品（輸送ヲ了シタルモ未タ売買契約ヲナサズ倉庫等ニ保管中ノモノ）

損害高　該当ナシ

九、同当時輸送ノ途中ニアリシ貨物ノ損害高　該当ナシ

一〇、震災地方ト取引ノ中絶ノ為メ商工業者ノ蒙リタル影響

1、取引先中絶ノタメニハ新取引上総テ現金扱ヒニシテ掛売上等ニ於テワ絶対ニ入金□尚注文ニ応ジ品物不足ト共ニ高価ニシテ売上少ナキ□

一一、震災後ニ於ケル工業ノ操業状態並ニ商業ノ営業状態

各自節約シ需用者僅少、而シテ総テ貸売ナルガ故ニ実際ニシテ不況ナリ

一二、会社個人ノ所有ニ係ル有価証券ノ見積損害高　該当ナシ

一三、各被害工場会社ノ復旧見込年月　該当ナシ

一四、震災前後ニ於ケル金融ノ概況

震災以前ニ於テ金融トシテハ例年ニ比シ不況ナルニ当震災ノ為メニ空費シ副業タル養蚕ニ於テ不況ニ終リ小金共ニ他ニ持出シテ高価ナル食料ニ換ヘ最モ其ノ后ハ金融トシテハ益々不況ニアリ。

（裾野市役所　須山支所所蔵「産業関係書類」）

666　震災の副業に及ぼしたる影響調の件

（一九二三）大正12・10・24

産第五五八号

大正十二年十月二十四日　須山村長　菅沼甚作印

第二課長殿

本月六日付産第一五〇六号ノ一ヲ以テ御照会有之候震災ノ副業ニ及ホシタル影響ニ関スル件左記ノ通リ回報候也

記

一震災前震災地方ト取引関係ヲ有シ被害ヲ蒙リタル副業

品目	数量	価格	従業戸数	同上人員	取引地方
木炭	五〇〇	七五〇円	五戸	八人	御殿場、神奈川、沼津
竹行李	一五〇	三五〇円	六戸	一〇人	東京、御殿場
計		二〇〇円	二戸	一八人	

一一生繭数七〇〆五〇〇円其ノ当地被害ニ及ベリ
一震災ニ依リ今后被害ヲ蒙ルベキ副業(製炭業)
雑木林崩壊シタル原因ニヨリ原料謹少ト共ニ雑木ガ製炭民ニ高価ナルコト、道路破損シタル為運価ノ高リタルコト、当取引新店ヲ作ル等多シ
一震災ノ為新ニ勃興又ハ恢復セントスル副業(竹行李)例年ニ比シ原料少ナシト云得共□□製品ノ需用者頓ニ増加シ随ツテ高価ヲ示シツヽアリ

(裾野市役所　須山支所所蔵「産業関係書類」)

667　震災の経済上に及ぼしたる影響調査　大正12(一九二三)・11・17

産第六一五号

大正十二年十一月　日　　須山村長　菅沼甚作

第二課長殿

本月十七日産第一六七三号ノ一ニ係ル震災ノ経済上ニ及ホシタル影響調査ノ件左記ノ通リ回報候也

左記

一、金融并ニ金融業ニ及ホシタル影響
金融ハ全ク不況ニシテ該業ニ及ホシタル事実ノ元金少ナクシテ借入者多ク預金者少シ、借入者ヨリ期日ニ返済仕ラザル故ニ全ク困窮ノ状態ニナリ。
二、輸出入并ニ一般商業ニ及ホシタル影響
道路破壊ノ為メニ輸出入停止セリ随ツテ商業ニ及シタル影響大ナリ。一般需要者ヨリハ貸品代価修(ママ)サマラズ問屋ヨリハ現金制度ニ引上ゲラレ本村営業者ハ全ク不況ニアリ。
三、製造并製造加工業ニ及ホシタル影響
右該当事実無之
四、運輸業并一般交通ニ及ホシタル影響
地震当時ヨリ引続キ荷積車ハ多用ニアルモ金融ノ関係上運賃引下ゲノ影響ヲ蒙リツヽアリ
五、通信ニ及ホシタル影響

一時不信ニシテ困却シタルモ目下ハ平定ナリ

六、釘業ニ及ホシタル影響

全潰、半破潰等修理スベキ家屋多々ニシテ需要者多ク非常ナル成績ヲ示シタルモノト思考ス

七、農業ニ及ホシタル影響

田畑一帯ヲユスブリタルタメ作物中、主産ノ玉蜀黍ノ根ヲ欠キ減収甚ダシ陸稲ニ於テハ気候温和ナリシタメ平年作ニ劣ルコトナシト思フ

八、企業ニ及ホシタル影響

別シテ企業ニ及ホシタル影響ヲ認メズ

九、震災ノ為メ特ニ影響ヲ蒙リタル商品

瀬戸物類、和洋酒、醤油、油類、等

九ノ一、木材ニ及ホシタル影響

平素ノ四割高価ヲ示シタリ

九ノ二、鉄材及釘類ニ及ホシタル影響

平素ノ三割高価ヲ示シ候

九ノ三、薪炭ニ及ホシタル影響

カマドヲ□シ木薪ヲ埋メ□為メ一時不況ニアルモ現今ニ於テハ一割五分ノ高価ヲ示シ好況ニ向キツツアリ

十、労銀ニ及ホシタル影響

請負者等ニ於テ相当利益アリシモノト認ム

之レニ供フ人夫ノ賃金平素ノ四割増ニシテ好況ノ態

（裾野市役所　須山支所所蔵「産業関係書類」）

668　**お祭りやお日待に餅まきをやめること**　**大正12・11・19**（一九二三）

号外

大正十二年十一月十九日　駿東郡　須山村役場

各組長殿

お祭りやお日待に餅搗きをやめること

今回の大地震は恰も大戦乱が勃発して我が帝国の主脳部を壊滅し更に蹂躙した様な感が致します。東京及各罹災地に於て人命並に財産上の損失の甚大なるは云ふ迄もなく国家全体の上から見ても非常な大打撃であります、吾

が須山村でも激震地の被害村として曩に殆んど全国的かつ多大の慰問品を受け尚被害著しき者に対しては畏くも御下賜金の拝戴且つ救助金の配分に与りのみならず被害の箇所も未だ復旧出来ざる様の都合故来る本月二十三、四日の祭典や日待には前述の事情に遠慮してお祭りさわぎ的の行動を止め餅搗を廃し精神的に平素の労を慰め神仏を祭り国家安全を祈る事に心懸けて戸貴組内一般へ洩れなく御示達相成り度く此の段及通知致します　以上

（裾野市役所　須山支所所蔵「産業関係書類」）

669　震災日誌　大正12（一九二三）

大正十二年九月一日午前十一時五十八分、前古未曾有ノ大地震アリ、続イテ〇時二分及ビ午後四時ニモ激震アリ、其内午後四時ノ地震ハ一層ノ激震ニテ、下和田ニ於テハ其ノ被害極メテ多大ニシテ、家屋ノ倒壊スルモノ十六棟、半壊家屋五十六棟、其他ノ建物ハ（住宅二、三戸ヲ除ク外）全部五寸乃至一尺七、八寸前後左右ニ移動セリ。

尚道路ハ大胡山ニ於テハ川原向フ及ビ新道々路ノ上下崩壊シ、中途ニ大石ヲ落トシ所々ニ亀裂ヲ生ジ、又字内ハ馬場沢ヨリ杉山勲宅ノ前迄川筋ノ石垣ハ全部（両側）崩壊シ、杉山方ハ道祖神ノ所ヨリ下桑原居宅横手迄間山林ノ道路エ墜落スルモノ（高六尺乃至壱丈）三ケ所延長五十有余間ニ及大字内ノ道路ニ接スル石垣ハ全部崩壊其他宅地内又ハ其外ノ石垣モ殆ント崩壊シ本ノ沢西側ノ橋台崩シ橋梁ハ墜落シ、補習学校前ノ石橋墜チ、杉山方ヨリ松場ニ通ズル橋台崩レ、交通全ク遮断セリ。

又山林ノ崩壊セルモノ、田畑畦畔ノ荒廃セルモノ頗ル多大ナリ、其ノ家屋ニ於テハ補習学校ハ位置ノ移動ト共ニ屋根瓦落チ、損害金弐百五十円、専修院ニ於テハ屋根大被損々害金七百円ナリ。

又浅間神社ニ於テハ併殿及本殿異動損害金五十円、山神宮ハ其ノ被害最モ多ク、併殿本殿共滅茶〳〵ニ破壊セラレ、損害弐百参拾円、愛宕神社、大六天神社、不動尊

等ハ微々タル被害ニ留レリ。

墳墓ノ墓標ハ全部倒壊シ、殊ニ旧墓地ノ如キハ埋没セシ箇所少ナカラズ。飲用水路ニ於テハ水沢用水路大破シ、一滴ノ流水スラ通スコトナク、故ニ水路関係者四十弐名ハ向ヒ方、上方方面ヘ供給ヲ仰キテ、日常ノ用ヲ足セリ。

向ヒ方、上方、大胡山等ノ用水路モ多大ノ損害ヲナセリ、是レヲ安政ノ大地震ニ比スル数倍ノ激震ニシテ、住民ハ総テ竹林若シクハ広漠タル土地ヲ撰シ、仮小屋ヲ建テ避難スルコト十有余日、強弱ノ地震ハ堪エズ振動シ、一日トシテ枕ヲ高クスルコト能ハザリシ。

殊ニ関東方面、東京、横浜、小田原地方ハ激震ニ加フルニ火災ヲ以テシ、全都市概ネ焦土ニ帰シ、其ノ被害実ニ五十有億円、死傷行方不明ノ者弐拾万四千以上ニ上レリ。

以テ其惨状ノ甚ダシキヲ知ルニ足ル。然ルニ我ガ富岡村ハ金沢・田端沢（ママ）ノ一部ト意外ニ甚ダシキハ今里・下和田ノ二ケ大字ナレ共、人畜ノ死傷ナキヲ得タルハ幸ヒナリ。

大震後復興日誌大要

九月一日、区長ハ組長ト共ニ午後二時ヨリ字内被害ノ程度ヲ視察ス

九月二日、役場ヨリ書記真田忠次郎氏、被害調査ノ為来タリ。共ニ字内ヲ視察ス。

九月三日、区長ハ道路大破、交通遮断セルヲ以テ夜急修理ノ為メ組長会ヲ招集シ、其ノ件ヲ協議シ、満場ノ決議ヲ経テ翌四日ヨリ五日迄枢要道路ノ仮道ヲ開ク本業ヲナス。

九月五日、役場ヨリ吉川、西島甚太郎両者被害調査ノ為メ来タレリ。区長ハ被害家屋復旧及修理ニ関シ、組長会ヲ招集シ、翌六日ヨリ各組ニ於テ被害家屋ノ仮修繕ヲナサシムルコトヲ決議ス。

九月六日、此ノ日ヨリ各組ニ於テ被害家屋ノ修繕作業ニ従事セリ。同日区長ハ役場吏員ト共ニ富岡村ノ被害調査ヲナス。

九月十四日、本ノ沢橋梁橋台ノ復旧工事ノ競争入札ヲ行フ。入札ノ結果小泉村佐野岩井倉吉、金壱百弐拾六円五十銭ニテ競落セリ。

九月十七日、富岡村合同組合(御宿廿人千福十四人)ヨリ復旧事業ノ救済ヲ受ク。同団体ハ専修院前及ビ杉山勲宅前石垣修繕工事並ニ、杉山良平前ヨリ杉山欽二郎横手ノ道路ノ仮道ヲ開ク。

同日区長及ビ評議員下和田合同組合ニテ十人参加作業ス。午後六時四十分榛原郡奉仕団(在郷軍人組織)震災救済ノ為メ、名波少尉指揮ノ下ニ班長大石彦兵衛外二十四名来タル。宿所ハ三ヶ所ニ分ケ、杉山亀作方十人、杉山順平方五人、杉本勝蔵方、十人泊ス。区長ハ午後八時臨時組長会ヲ招集シ、明日ヨリ施行スル作業ニ付協議ス。

九月十八日ヨリ廿日迄三日間別作業日誌ノ通リ作業ニ従事ス。其ノ間合同組合ヨリ十人区長以下組長出勤ス。

九月廿一日、榛原郡奉仕団帰郷ニ付区長ハ裾野駅マデ見送レリ

九月廿四日、震災復旧ノ件ニ付組長檀徒惣代合同会議ヲ招集ス。同日救助品煮干一箱配布サル

十月一日、午後震災損害調査ノ件ニ付組合会開会セリ

十月三日、区長ハ救助品分配ノ為メ役場ニ出頭ス

十月四日、震災損害調査ノ為午後四時ヨリ組長、委員ノ会議ヲナス。同日救助品ヲ各組ヘ分配ス。

救助品目　一衣類雑品四梱　一慰問袋弐拾参、一梅干半樽　一タオル四　一其ノ他雑品壱把

十月七日、佐野岩井倉吉ハ特志ヲ以テ浅間神社ノ被害復旧作業ヲナス

十月十日、本ノ沢橋復旧工事竣工セリ

十月二十日、専修院ニテ屋根修繕工事ノ競争入札ヲ行フ

一金五百五十円ニテ石脇原光太郎ニ競落セリ

十月廿四日、原光太郎来タリ終日本堂屋根及ビ補習学校屋根修繕ノ件ニ付、組長檀徒惣代会議アリ、

同日補習学校屋根修繕工事ヲ原光太郎ニ随意契約ヲ

ナス。修繕費ハ金弐百円也

十二月二十一日、専修院及ビ補習学校屋根修繕工事完成ス

九月廿日、救助品ヲ分配サル、其ノ品目左ニ。

一、白米一俵　一、醤油一樽　一、味噌二樽　一、塩・カボチャ若干　一、鱒一梱　一、慰問袋四　一、ダシ昆布一把　一、古着二把

前項仮小屋ヲ建テ避難スルコト十有余日ノ下ニ左記ヲ挿入スルコト

加フルニ不逞鮮人ノ襲来ノ報頻々トシテ伝ワリ、為ニ一層人心ヲ動揺サセリ。其ノ間合同組合(主トシテ青年団、消防組)ハ夜間警衛ノ重大任務ヲ尽セリ。然レ共何等ノ変ナキコトハ幸ナリ

震災当時ノ役員及ビ之ニ関係セル諸氏

区長	杉山　亀作	同　真田留吉
評議員兼組長	杉山　萬作	同　杉山千代作
同	杉山利作	組長　杉本久作
		同　杉山友作
		同　真田民江
		同　真田万平治
		同　杉山文次
		同　根上宗作
		氏子惣代　杉本定吉
		同　真田朝治郎
		同　杉山亀作
		檀徒惣代　杉本定吉
		同　真田朝治郎
		同　杉山宇三郎
		村会議員　根上喜十郎
		同　杉山亀作
		震災調査員　杉山　勲

在郷軍人会富岡村分会第六班長　杉本俊平
消防組第六部長　根上亀作
副部長　杉山□作
小頭　杉山儀夫
同　真田留作
富岡村青年団下和田分団長　杉山直樹
副分団長
以上

（沼津市　杉山伴作氏所蔵「震災関係会計（並ニ）日誌」）

670　富岡村震災損害状況報告

（一九二四）大正13・4・15

富岡村震災損害状況統計表（其一）

種目／字	御宿	桃薗	大畑	千福	上田	金澤	葛山	今里	下和田	計
住家全潰	三	七	五	四一	一〇	一七	八	九	一三	三九五
住家半潰	一			一				二	二	五
非住家破損	一〇	七	五	六	七	三	七	八五	八六	三三五
非住家半潰				四	三	五	四	四	三四	五五
非住家全潰	四三	六	五	四三	一五	二八	六六	一七	一七	五二
耕地田畑										
石垣										
土手										
山林原野										

備考　宅地、石垣、土手欄内ノ数字ハ坪数ヲ示スモノトス

富岡村震災損害額統計表（其二）

種目	御宿	桃薗	大畑	千福	上田	金澤	葛山	今里	下和田	計
住家全潰	一四	六	一三	九五	四二	五〇	一五三	七	九	六六八
住家半潰										
非住家破損	三七三	一六五五		八七五	九九	七六	二〇	五六〇	四五九	二六四七七
非住家半潰	七五	二四〇		一六四五	七六八	四五一	二〇四一	二四三	二三一	九三四五
非住家全潰	一三四八五	二七〇五	六六六	三六八	九六八五	一〇一六	三七	七五〇五	九七五五	四三三六七
耕地田畑										
石垣										
土手										
山林原野										

富岡村震災損害額統計表（其三）

戸数六六八

種目	数量	損害額	一戸当平均
住家	三九五	二六四五七、五〇〇円	三九、六〇七円
全潰	五	一五六〇、〇〇〇	二、三三五
半潰	五五	六二二九、三〇〇	九、三二五
破損	三三五	一八六六八、二〇〇	二七、九四七
非住家	五一二	四二二三五、七〇〇	六三、二二七
全潰	二八	四一五〇、〇〇〇	六、二一二
半潰	一〇八	九三二四、五〇〇	一三、九五九
破損	三七八	二八七六一、二〇〇	四三、〇五六
宅地	三四一九坪、五	一二三二四、五〇〇	一八、四九九

公共造営物震災損害表（其四）

道路橋梁				神社仏閣			
字	種別	程度	損害金額	字	種別	名称	損害金額
下和田	橋梁	長八間幅二間	二五〇円	千福	神社	十二神社	一〇〇円
今里	橋台	二ヶ所	五〇円	上田	同	神明社	一〇〇円
同	石橋	長六尺幅六尺	二〇円	葛山	同	浅間社	五〇円
同	道路	二十ヶ所	三〇〇円	金澤	同	神明社	一〇〇円
葛山	土橋	長四間幅九尺	五〇円	今里	同	浅間社	五〇〇円
下和田	道路	五〇〇間	一五〇円	下和田	同	浅間社	一三〇円
同	道路	四〇〇間	四〇〇円	桃薗	仏閣	定輪寺	四五〇円
同	道路	五ヶ所	二〇〇円	千福	同	普明寺	二〇〇円

| | | | |

御宿	同	二〇〇〇間	一〇〇円	葛山	同	仙年寺	一〇〇円
千福	同	三〇〇〇間	五五〇円	今里	同	浄土院	二〇〇円
				下和田	同	専修院	六〇〇円
計			一九七〇円	計			二五三〇円

備考　此ノ外下和田今里ノ用水路杜絶井水ノ涸渇各所ノ山崩レ等ノ損害亦頗ル多ク一々記シ難シ

震災死亡者

字	番地	戸主ノ続柄	死亡ノ場所並日時	氏名	生年月日
葛山	三六ノ一	戸主	小田原紡績工場 九月一日	大川清作	明治十二年一月八日
同		清作長女	同	大川たか	明治四十年四月十四日
同	三八番地	辰治孫	同	勝又はる	明治三十九年四月八日
千福	六三ノ二	房吉庶子女	横浜毛織工場 九月一日	秋山とみ	明治二十四年九月十日
同	四五三ノ一	定次郎叔母	横浜市出稼中 九月一日	秋山あさ	明治三十五年四月十二日
同		垣司長女	小山紡績 九月一日	西島きよ	明治三十八年十二月二十日
上田			同	杉本とみ	不明
御宿	四三ノ二	戸主	汽車転覆 九月六日	外川豊作	明治十四年一月三日
同	七三三	戸主	同	佐藤紋次郎	明治二十四年十一月十八日

備考　表中汽車転覆トアルハ御殿場駅付近鉄道線路震災復旧工事作業ニ従事シ帰宅ノ途次乗組列車ノ裾野駅構内ニ入ラントスル際転覆シタルモノトス

（御宿　勝又茂美氏所蔵「花芙蓉　摂政宮殿下御結婚奉祝」）

671　震災義捐金配分に関する件

（一九二四）大正13・4・24

議第五〇九号ノ一

大正十三年四月二十四日

第一課長印

須山村長殿

震災義捐金配分ニ関スル件依命通牒

客年九月ノ震災ニ対シ各方面ヨリ寄付セラレタル本県震災義捐金ノ一部ヲ以テ別紙義捐金分配方法ノ通リ罹災者個人、寺院及教会神社ニ対シ配分可相成旨其ノ筋ヨリ通牒有之候ニ付御了知ノ上配分ニ関シテハ震災恩賜金ノ例ニ準シ細心周密ノ用意ヲ以テ万遺漏ナキヲ期セラレ度

追テ個人分配額分配資料トシテ左記事項承知致度候条別紙分配方法ニ依リ慎重ニ調査至急御回報相成度

義捐金分配方法

一、個人ニ対スル分配

(イ)　交付標準

1、死亡者行衛(ママ)不明者　一人ニ対シ金弐拾円
2、負傷者　一人〃金七円
3、住宅ノ全焼全流失　一戸〃金弐拾五円
4、住宅全潰　一戸〃金弐拾円
5、住宅半焼半潰半流失　一戸〃金七円

(ロ) 本年四月一日ニ於テ現ニ災害ヲ蒙リタル罹災地ニ現住(本県内ノ罹災地ヲ云フ)スルモノニノミ交付ス但シ死亡者、行衛(ママ)不明者ハ其ノ遺族ノ前項同様現住セル者ニ交付ス

(ハ) 災害ノ標準ハ総テ恩賜金配付ノ例ニ依ル

(ニ) 学生職工ノ寄宿舎旅館、下宿等ニ寄寓シテ生計ヲ営ミタル者ニハ交付ナサヽルコト

(ホ) 本分配金ハ可成生産的ニ使用シ又ハ貯金トナスヤウ分配ノ際町村長ニ於テ考慮スヘキコト

(ヘ) 本義捐金ハ本年八月三十一日迄ニ寄付ヲ了シ残金ハ九月十日迄ニ県ニ返納スルコト

二、寺院及教会ニ対スル分配交付ノ標準

1、復興費五千円以上ノモノ　一寺院教会ニ対シ金五百円
2、同　千円以上ノモノ　同　金二百円
3、同　五百円以上ノモノ　同　金百円

三、神社(無格社ヲ含ム)ニ対スル分配交付基準

1、復興費五千円以上ノモノ　一社ニ対シ金参百円
2、同　千円以上ノモノ　同　金百円
3、同　五百円以上ノモノ　同　金五拾円

議第二六六号

大正十三年五月七日　須山村長

第一課長殿

震災義捐金配分ニ関スル件

四月二十四日議第五〇九号ノ一通牒ニ係ル標記ノ件左記ノ通リ及回報候也

記

町村	死亡者行ヱ不明者		負傷者		住宅全焼全流失		住宅全潰		住宅半焼半潰半流失		合計金額
	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	
須山村	一	三〇円	四	六〇円	一	一	三	六〇円	六	一三円	三〇〇円

（裾野市役所　須山支所所蔵「恩賜金収支整理簿」）

672　富岡村震災復興資金設置規程

（一九二四）大正13・5・26

（表紙）

大正十三年五月二十六日会議
富岡村会決議書
第四回

議第二〇号　　富岡村長西島親則印

震災復興資金設置規定ノ件

本村震災復興資金設置規程別紙ノ通リ制定スルモノトス

大正十三年五月二十六日提出同日議決

富岡村規程第一五号

富岡村震災復興資金設置規程

第一条　本県知事及本郡長ヨリ本村ニ配布セラレタル震災義捐金ヲ以テ震災復興資金ヲ置キ、之ニ関スル収支ハ特別会計トス

第二条　前条ノ資金ハ左ノ費用ニ対シ中産以下ノ個人又ハ団体ニ貸付ス

一、震災ニ依ル倒壊流出又ハ全焼住宅ノ復興費
二、罹災者ノ生業資金
三、其他適当ト認メタル復興費

第三条　貸付金額ハ住宅復興費ニ対シテハ一戸三百円以内、生業資金ニ対シテハ一世帯百円以内トシ、其ノ復興費ニ付テハ郡長ノ許可ヲ得テ村長之ヲ定ム

第四条　貸付金ハ其年据置キ、其後五ヶ年以内ニ月賦若シクハ年賦ヲ以テ償還セシム、但シ特別ノ事情アルモノニ限リ償還年限ヲ延長スルコトアルベシ

第五条　貸付金ハ無利息トシ、最後ニ貸付金ノ百分ノ十以内ヲ報償金トシテ納付セシム

第六条　貸付残金、貸付金ニシテ償還セラレタル元金及報謝金ハ、別ニ議決ノ上郡長ノ許可ヲ得テ震災復興費又ハ社会的施設ニ使用スルモノトス

第七条　本規程ニ規程スルモノハ外資金ノ貸付ニ関シ必要ナル細則ハ別ニ村長之ヲ定ム

付則

本規程ハ発布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（裾野市役所所蔵「決議書」）

673　震災記念日に関する件付通牒　大正13・8・30（一九二四）

庶第四九五号

◎震災記念日ニ関スル件ニ付通牒

昨年九月一日ハ前古未曾有ノ大震災ニ於テ本郡北部一円ハ非常ナル痛苦ヲ嘗メ、之ガ救済并ニ震災地方面ノ救済ニ関シテハ、社会共存互助共済ノ美ハシキ精神ヲ発揮シ官民一致ノ努力ヲ傾倒シタルハ、今尚ホ其記憶ニ新タナル処ニ有之、今ヤ復興事業ハ著々進捗ヲ見ルノ状況ナリト雖将来一層ノ努力ヲ要スル折柄、来九月一日ヲ震災記念日トシ一斉ニ其ノ当時ヲ追想セシムルト共ニ之ヲ機会トシ民心ノ作興ヲ図リ質実剛健ノ気風ヲ涵養シ精神上経済上時代ノ進運ニ伴フ真ノ復興ヲ斯スルノ方策ヲ講スルハ最モ緊切ノコトヽ被存候ニ就テハ、本村ニ於テハ各種団体長及区長ト相計リテ左記ノ通記念日施設ヲ計画相定メ之カ実行スルコト相成タルニ付村民一般挙テ努力アランコトヲ切望ス

◎大震災記念日施設計画

九月一日午前十一時五十八分（昨年大震ノ時刻）ヲ合図ニ村内各部ノ警鐘ヲ打チ非常召集ヲ以テ消防組青年団軍人会ハ団隊服装ヲ為シ小学校庭ニ集合シ、大正十二年十一月十日御渙発ノ国民精神作興ニ関スル詔書奉読式挙行後、浅間神社ニ参拝同所ニ於テ講演又ハ国民体操ヲ開催ノコト同日ハ処女会モ出場スルコト

◎一般村民ハ各々神社及墓地ヲ掃除シテ「シメ縄」ヲ上ゲ参拝シ其ノ日一日ハ酒類ハ一切ヲ禁止シテ厳粛ニ記

念祭ヲ行フコト
◎消防組ハ、八月三十一日、九月一日ノ両日ニ於テ夜警ヲ行ヒ村民ヲ安定セシムルコト
◎村民一般ハ此ノ記念日ヲ機会ニ金拾銭以上ノ貯金ヲ実行スルコト
以上施設ハ九月一日晴雨ニ拘ハラス実行ノコト
大正十三年八月三十日　須山村長　菅沼甚作
須山村民一般御中
（裾野市役所　須山支所所蔵「（宅地）名寄帳」）

674　**震災横死之碑**　大正12（一九二三）

（正面）
鉄道礫死之群霊追善
南無妙法蓮華経　王渾　日貞
震災横死之諸霊菩提

（背面）
維時大正十二年
駿東郡永久保村杉山善之太郎立之

（裾野市史編さん室「裾野の石造物下」）

第三節　地域経済の展開と地主制・米騒動

(1)　農産業の発展と地主制、米騒動への対応

①　農産業の発展

675　芹沢銀行の好況　（一九一三）大正2・4・17

○芹沢銀行の好況　県会副議長芹沢多根氏厳父沼津在泉村茶畑芹沢伊三郎翁は、曩に一度沈衰に陥れる三島町伊豆銀行を独力整理を断行し、駿豆地方の有力なる銀行たらしめて財界に名声を揚げたるが、昨年中同翁は老後の思出に三島町旧株式会社開成銀行を買収し、株式会社芹沢銀行と改称して芹沢多根氏を常務取締役となし、預金貸付は勿論新に各地為換（かはせ）取引を開始し大場出張店を新設し其他内外の改善整理に鋭意努力せる結果、事業大いに揚り此程整理も略一段落を告げたるにより、来る十九日午後二時より三島町戦捷紀念（マヽ）館に日頃親交ある京浜地方の実業家並に本県実業界政界の紳士を招待して披露の宴を張る由

（静岡新報）

676　パイプ製法御下問　（一九一六）大正5・3・1

○パイプ製法御下問　沼津に在す東宮殿下には御微恙御軽快廿八日御学問所へ成らせられたるが、平素産業に御心を注がせ給ふ思召より、同日箱根山麓生産の竹パイプに就て御下問あり、御附の人々は直ちに駿東郡泉村服部徳二郎氏工場へ其製法を言上すべき旨命じたるより、直ちに郡長の手を経て見本及び製法を上納せり

右製法は篠竹を一尺内外に切り外皮をはぎ煮沸して油を抜き日光に乾燥し、更に漂白したる上一定の長さに切り稍加熱せる砲金惣圧搾器械にて扁平に圧搾し、更

に男女工に依りて加工し、太きは英、米、細きは朝鮮、雲焼は支那に向け其輸出の屑物は専売局のアイリス、エアーシップ等に挿入する次第なりと

目下竹パイプは全国にて二十四、五万円の産出あり、此内裾野地方より産する高は十二、三万円（一億三千万本）に達し諸外国よりの注文殺到の有様なりしと

（静岡新報）

677　深良村農会々則

大正5・5（一九一六）

（前略）

(2)大正五年五月改正

深良村農会々則

第一章　組織

第一条　本会ハ深良村農会ト称ス

第二条　本会ハ深良村ヲ以テ組織ス

第三条　本会ノ事務所ヲ駿東郡深良村役場内ニ置ク

第四条　本会ニ名誉会員ヲ置キ農事ニ功労アルモノ又ハ農事ニ関シ学識経験アルモノヲ総会ノ議決ヲ以テ推薦ス

第二章　事業

第五条　本会ハ深良村農事ノ発達ヲ図ルヲ以テ目的トス

第六条　本会ハ前項ノ目的ヲ達スル為メ左ノ事業ヲ行フ

一、農業ニ関スル試験ヲ行フコト

一、農事ニ関スル講習会講話会研究会ヲ開設スルコト

一、肥料種子農具其他農業上必要ナル資料ノ共同購入ニ関スルコト

一、耕種、耕耘、施肥、害虫駆除其他改良法ノ実施ヲ図ルコト

一、農家副業ノ奨励ニ関スルコト

一、農業ニ関スル統計調査ノコト

一、農業視察ニ関スルコト

一、耕地整理若クハ開墾事業ヲ奨励スルコト

一、勤倹貯蓄其他農家経済ノ上進ニ関スルコト

一、其ノ他農業上必要ナル事項

第三章　役員及ヒ職員

第七条　本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長　一、　副会長　一、

部長　一〇、　部農事監督一〇、

第八条　会長ハ会務ヲ総理シ本会ヲ代表ス

副会長ハ会長ヲ輔佐シ会長事故アルトキハ代理ス

部長ハ部農事ヲ代表シ農会事業ノ遂行ヲ補佐ス

部農事監督ハ部長ト共ニ部農会ノ発達ヲ計リ村農事監督ト技術上ノ聯絡ヲ計リ農業者ヲ指導ス

第九条　会長及副会長ハ名誉会員中ヨリ部長部監督会ニ於テ撰(ママ)挙ス

部長ハ常設委員ニ当選シタルモノ任ズ

部農事監督ハ部農会ニ於テ部員選挙シ会長ノ認可ヲ受クルモノトス時宜ニ依リ会長指名スルコトアルヘシ

前項選挙ハ選挙例則ニ依ル

第十条　役員ハ総ヘテ名誉職トス

第十一条　役員ノ任期ハ事業年度ニ従ヒ二ケ年トス

但シ再選ヲ妨ケズ

補欠ノ為メ選挙セラレタル役員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第十二条　本会ニ農事監督ヲ置ク

第十三条　農事監督ハ相当ノ学識技術ヲ有スルモノヲ会長之ヲ推薦シ総会ノ同意ヲ経テ郡農会長ニ報告シ認可ヲ経テ採用スルモノトス

第十四条　農事監督ハ有給吏員トシ農会庶務ヲ兼掌ス

第十五条　農事監督ハ総会ノ決議ヲ経テ会長ノ許可ニ依リ臨時ニ必要ナル職員ヲ置クコトヲ得

第四章　会議

第十六条　本会ノ会議ハ左ノ如シ

一　総会

一　常議員会

第十七条　総会ハ部長、部農事監督、名誉会員ヲ以テ代表スルコトヲ得

第十八条　常議員会ハ総会ニ於テ互撰(ママ)シタル議員三名及名誉会員二名以上ヲ以テ組織ス

第十九条　選挙セラレタル常議員ノ任期ハ在職中トス

第弐十条　総会ニ於テ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ

一、決算報告認定ニ関スル件

一、歳入出予算費用ノ分賦収入方法ニ関スル件

一、第六条ノ事業経営ニ関スル件

一、財産管理及処分ニ関スル件

一、役員選挙ニ関スル件

一、会則変更ニ関スル件

第廿一条　総会ハ権限ニ属スル事項ヲ常議員会ニ委任スルコトヲ得

第廿二条　総会ハ毎年一回二月ニ開ラキ、臨時総会ハ会長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ議員五分ノ一以上ノ請求アルトキハ之ヲ開ク

第廿三条　常議員会ハ必要アル毎ニ之ヲ開キ議決スヘキ概目左ノ如シ

一、歳入出予算及費用分賦収入方法ノ調査

一、予算項目ノ流用ニ関スル事項

一、総会ニ於テ委任セラレタル事項

一、其ノ他会長ニ於テ必要ト認ムル事項

第廿四条　会議ハ会長ヲ以テ議長トシ、会長事故アルトキハ副会長、副会長事故アルトキハ臨時選挙ス

第廿五条　会議ノ議案ハ会長之ヲ発ス

第廿六条　総会ノ決議ハ出席シタル議員ノ過半数ヲ以テ之ヲナス、可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス

第廿七条　会員ヲ以テスル総会ノ決議ハ前条ヲ適用ス

第五章　経費

第廿八条　本会ノ経費ハ農会員ノ負担トス

第廿九条　前条ノ経費ハ耕作地、宅地、原野、森林ノ面積地価ヲ標準トシ之レニ分賦ス、但シ分賦ノ割合ハ毎年予算ニ於テ定ム

（後略）

（裾野市役所　深良支所所蔵「駿東郡深良村沿革誌」）

678 トラクター使用試験参観希望の案内及び郡農事研究会の決議

（一九二〇）大正9・4・6

富農第四三号ノ一

大正九年四月六日　富岡村農会印

各部長殿

明四月七日午后一時ヨリ本県立農事試験場ニ於テ最近輸入セルビーマンカーデントラクター使用ノ試験施行ノ由ニ付希望者ヲシテ参観候様御指示相成度

追テ当日雨天ノ場合ハ勿論前日降雨多キ場合ニモ中止ノ由ニ有之候

一、本機ハ四馬力ノガソリンエンジンニ依リテ運転スル所ノ一種ノ小型牽引機ニシテ一頭ノ馬ノ働キニ相当スル仕事ヲ為サシムル目的ヲ以テ造ラシメタルモノナリ

但シ事実ハ馬以上ノ働ヲ為スト称セラル

二、本機ハ圃場ニ於テプラウ　カルチヴエーター　ハロー又ハモーワー等ヲ曳ク事ニ依テ夫々耕起、耕耘、肥料又ハ牧草ノ刈取ヲ為シ或ハ荷馬車ヲ挽カシメ或ハベルトヲ取付ケテ脱穀其他ノ固定作業ニ用フル等、一頭ノ馬ノ為スヘキアラユル作業ニ利用スル事ヲ得ルト云フ

富農第四四号ノ一

大正九年四月六日　富岡村農会印

各部長殿

去ル三月廿七日駿東郡農林学校ニ開催セル郡農会第十二回農事研究会ニ於ケル問題並ニ決議事項、別紙印刷物配送候間一般当業者ニ御指示相成度候

（大正九年三月二十七日於駿東農林学校同年同月同日決議）

一、主要食糧農産物ノ生産増加ヲ図ランガ為メ農業者ノ特ニ改良実施ヲ要スベキ事項如何

（一）、土地改良　（イ）排水　（ロ）深耕　（ハ）自給肥料

（有機質）

（二）、耕地ノ増加　（イ）開墾　（ロ）畦畔改良　（ハ）桑園濫植防止　（ニ）裏作奨励

（三）、品種撰択　地方ニ適当ナル品種ノ栽培普及ヲ計ルコト

稲　静岡愛国第一号　特選小竹　愛媛神力　雄町　静岡源一本

麦　大麦、静岡青三徳　白穂揃　黒麦　子シリ六角ゴールデンメロン

裸、谷風（鬼裸）

小麦　三州小竹　早溢（フリコボレ）　赤チャボ

（四）、栽培上ノ注意

稲　郡農会ニ於テ作成セル水稲栽培設計書ニ準拠スルコト

麦　（イ）種子ノ選択　（ロ）広幅播ノ普及　（ハ）踏圧

（ニ）土入法　（ホ）培土

二、主要食糧農産物改良増殖ノ各種事項ヲ農業者ニ実行セシメ以テ其ノ実績ヲ挙ケシムル方法如何

（一）、米麦増収ニ関スル講習、講話、視察等ニ依リ宣伝シ、之ガ実績ヲ挙クル為実行組合ノ施設ヲ督励シ一層活動ヲ促スコト

（二）、多費多収主義ニ依ル栽培ヲナシ立毛共進会ヲ開催スル事

（第十二回駿東郡農事研究会）

（御宿区所蔵「（トラクター使用試験参観希望の案内）」）

679　村境界変更につき諮問　大正15・4・15（一九二六）

諮第一号

村境界変更ニ付諮問之件

町村制第三条第一項ニヨリ左記甲号ノ通リ本県知事ヨリ意見ヲ徴セラレタルヲ以テ乙号ノ通リ答申セントス

右諮問ス

大正拾五年四月拾五日提出　小泉村長　渡辺孫三郎

（後筆）「大正拾五年四月拾五日決議」

甲号

達第一八〇号

駿東郡小泉村会

耕地整理施行ノ結果駿東郡泉村ト小泉村トノ境界ヲ別紙ノ通リ変更セントス、但シ従来其ノ村ニ属スル財産ハ之レヲ分割セス

仍テ之レニ対スル意見ヲ答申スベシ

大正拾五年三月二十六日

静岡県知事　伊東喜八郎

乙号

答申書

大正拾五年三月二十六日付達第一八〇号ヲ以テ意見ヲ徴セラレタル泉村ト小泉村トノ境界ヲ変更ノ件ハ御諮問ノ通リ全部本村会ハ之レニ同意ス

右答申候也

大正拾五年四月拾五日

小泉村会議長

小泉村長　渡辺孫三郎

村境界変更調書

村	大字	字	地番	村	大字	字	地番
小泉	佐野	柳畑	七五一	小泉	佐野	柳畑	七九ノ内
〃	〃	〃	七五二	右泉村大字平松字滝ノ台ニ編入（イヅミムラ・ヒラマツ・タキノダイ）			
〃	〃	〃	七五三ノ内	泉	平松	滝ノ台	四二六ノ内
〃	〃	〃	七五三ノ二ノ内	〃	〃	〃	四二八ノ内
〃	〃	〃	七六四ノ一ノ内	〃	〃	〃	四二九ノ内
〃	〃	〃	七六四ノ二ノ内	〃	〃	〃	四二一ノ一
〃	〃	〃	七六六ノ一ノ内	〃	〃	上ノ原	四四〇
〃	〃	〃	七六六ノ二ノ内	〃	〃	〃	四四一ノ二
〃	〃	〃	七六七	〃	〃	〃	四四一ノ三
〃	〃	〃	七六八	〃	〃	〃	四四二
〃	〃	〃	七六九	〃	〃	〃	四四三ノ内
〃	〃	〃	七七〇ノ内	〃	〃	〃	四四六ノ内
〃	〃	〃	七七一	〃	〃	〃	四四七ノ内
〃	〃	〃	七七二ノ内	〃	〃	〃	四四八ノ内
〃	〃	〃	七七七ノ内	〃	〃	〃	四四八ノ内
〃	〃	〃	七八八ノ内	〃	〃	〃	五〇〇ノ内

村	大字	字	地番
泉	平松	上ノ原	五〇二
〃	〃		五〇三
〃	〃		五〇三ノ一ノ内
〃	〃		五〇三ノ二
〃	〃	赤石	五〇六ノ内
〃	〃		五〇七ノ内
右小泉村大字佐野字柳畑ニ編入			

村	大字	字	地番
泉	稲荷	中曾根	二
〃	〃		二ノ二ノ内
右小泉村大字佐野字大石畑ニ編入			
村	大字	字	地番
泉	稲荷	中曾根	二ノ二ノ内
〃	〃		三
右小泉村大字佐野字若狭森ニ編入			

（裾野市役所所蔵「小泉村会決議書綴」）

680　小泉村農会購買販売斡旋業務等の細則

（一九二九）昭和4・2

議第七号

小泉村農会購買販売斡旋業務並ニ手数料徴収ニ関スル細則制定ノ件

小泉村農会購買販売斡旋業務並ニ手数料徴収ニ関スル細則ヲ左ノ通リ定ム

小泉村農会購買販売斡旋業務並ニ手数料徴収ニ関スル細則

第一章

第一条　本会ハ農業者ノ福利増進ヲ計ル為メ其ノ管内会員ノ委嘱ヲ受ケ農産物並ニ農産品ノ販売斡旋及農家必要品ノ購買斡旋ニ関スル事業ヲ行フモノトス

第二条　本会ノ購買販売斡旋ニ関スル取扱事業ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、購買販売斡旋ハ其ノ管内部農会、産業組合、出荷組合、実行組合其ノ他共同購買販売ヲ目的トスル団体ノ委託ニヨリ、又ハ本会発動ノ下ニ管内農業者ノ需要供給ヲ調査シ、共同購買販売ノ斡旋ヲナスモノトス

二、販路及購買先取引商人ノ信用調査

三、販路拡張並ニ購入品取引先調査

四、市況価格ノ調査通信

五、其ノ他購買販売斡旋上必要ナル事業

第三条　本会ニテ購買斡旋スル品目種類ヲ定ムルコト左

ノ如シ

一、農業用器具、機械、農家具

二、肥料、家禽、家畜、種苗

三、其ノ他農会若クハ農家必需品

第四条　本会ニテ販売斡旋スル品目種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、米、麦、雑穀、果実、蔬菜、甘藷、其ノ他農産物

二、家畜、家禽、種苗、鶏卵

三、其ノ他農産加工品及副業品

第五条　販売購買方法ハ競争入札、随意契約、特約売買ノ三種トシ、各取引要項ヲ具備スル契約書、見積書、其ノ他調書ニヨリ会長ノ決裁ヲ受ケ履行スルモノトス

第六条　第二条ノ購買ノ申込ニハ別記第一号様式、販売ノ申込ニハ第二号様式ニヨリ本会ニ申込ムモノトス

第七条　前条ノ申込ヲ受理シタルトキハ主任者ニ於テ取引状況ヲ調査シ、諾否ト共ニ購買品ニツイテハ発着期日、販売品ニツイテハ出荷先、出荷期日、方法ヲ通告ス

第八条　購買、販売品ニ対スル代金ハ各証憑書類ニ基キ迅速ニ精算シ、一件書類ト共ニ会長ノ決裁ヲ受ケ代金払込ノ通知ヲナスモノトス

第九条　購入申込者ハ申込品荷受後十日以内ニ遅帯(ママ)ナク精算代金ヲ本会ニ払ヒ込ムモノトス

前項期限内ニ代金ヲ払込マザル場合ハ其ノ必要ニ応シ延滞利子徴収ス

第十条　販売斡旋品ニ対スル代金ハ、売渡人ヨリ納金アリタルトキ一件書類証憑書ニ精算調書ヲ添付シ、会長ノ決裁ヲ受ケ遅滞ナク出荷者ニ払渡スモノトス

第十一条　本会ニ対シ販売購買ヲ委託セル物品ノ荷造費及運賃及諸掛ハ総テ委託者ニ於テ負担スルモノトス

第十二条　購買申込後委託者ニ於テ解約ヲナス場合之レニヨリ損害ヲ生ジタル場合ハ一切委託者ノ負担トス

第十三条　購買販売斡旋品ニシテ天災地変、其ノ他不可

抗力ニヨルモノ及腐敗、損傷、虫蝕、鼠喰、水濡、雨濡、窃盗、紛失、縄切等ニヨリ生ズル損害ト雖モ一切本会ハ其ノ責ニ任ゼズ

（中略）

附則

第二十七条　本規程ハ昭和四年四月一日ヨリ施行ス

昭和四年二月二十八日提出

昭和四年二月　　決議

駿東郡小泉村農会長　渡辺孫三郎

（二ツ屋区所蔵「本会収入支出決算報告」）

681　**株式会社福島竹パイプ製造所定款　昭和10（推定）**（一九三五）

（表紙）

定款

株式会社福島竹パイプ製造所

定款

第一章　総則

第一条　当会社ハ株式会社福島竹パイプ製造所ト称ス

第二条　当会社ハ左ノ業務ヲ営ムヲ以テ目的トス

一　竹パイプ原料製造販売

一　煙管竹ノ製造販売

一　筆軸、竹万年筆、ペン軸ノ製造販売

一　洋杖玩具材料、旗棹、扇竹ノ製造販売

一　毛笛雛人形際物製造販売

一　小マイ竹、竹剝皮ノ販売

一　笊パイスケ竹行李ノ製造販売

一　紙函製造販売

一　前記各項ニ附帯スル一切ノ業務

第三条　当会社ハ本店ヲ泉村ニ設置ス

支店又ハ出張所ヲ必要ニ依リ取締役会ノ決議ヲ以テ便宜ノ地ニ置クコトヲ得

第四条　当会社ノ公告ハ本店店頭ニ掲示シテ之ヲ為ス

第五条　当会社ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ満十ケ年トス

第二章　資本及株式

第六条　当会社ノ資本総額ハ金五万円トス

第七条　当会社ノ株式ハ記名式トシ一株ノ金額ヲ金五十円トシ総株数一千株トス

第八条　株金ノ払込額ハ一株ニ付金五十円トス

（中略）

第四十四条　当会社発起人ノ引受ケタル株数及其氏名住所左ノ如シ

静岡県駿東郡泉村平松四百七十八番地　佐久間三千枝　一百株

静岡県駿東郡泉村平松四百七十八番地　福島政俊　一百株

静岡県駿東郡小泉村佐野一千六十八番地ノ二　渡辺慎一　一百株

静岡県駿東郡泉村平松四百七十八番地　福島信太郎　二百株

東京市四谷区大番町五十三番地　福島博　一百株

静岡県駿東郡清水村伏見七百六十番地　水口悊雄　一百株

静岡県駿東郡長泉村竹原一百五十五番地

（水窪　渡邊公一氏所蔵「定款」）

② 地主制の展開

682　**本県地主大会**　（一九一三）**大正2・4・9**

○本県地主大会（第二日）　本県地主大会は昨日に引続き午前十時開催、会議に先き立ちて法学士山下信義氏の「豪い人幸福の人」の講演あり、正午休憩午後一時より会議に移り、鈴木県農会長議長席に付き昨日提出せる委員会決議案を附議せるに原案通異議なく可決、次で第一問題農業倉庫（米券倉庫）設置普及方法如何に対する委員会の付帯決議「県経営を以て産米検査を実施せられたき事」「農業倉庫を設置する者に対し適当なる建設費補助並に寄托者に対し入庫米奨励金を交付せられたき事」等を知事に具申する事を決議し、次に地主会々則を附議し

左の修正案を可決し、第六条評議員は会長が指名をなす事として左の如く指名したり

第一条　本会は静岡県地主会と称す

第二条　本会は本県在住の者にして左の各項の一に該当するものを以て組織す

一、地価壱万円以上を有するもの

二、総会の決議に依り特に推薦したるもの

第三条　本会は県内に於ける農村の繁栄を期し併て地主小作相互の利益を増進するを以て目的とす

第四条　本会は前条の目的を達する為毎年一回総会を開き必要なる事項を協議実行す、但時宜に依り臨時総会を開くことあるべし

第五条　本会の事務は当分の内県農会に於て取扱ふ者とす

第六条　本会は各郡市に評議員一名を置き其任期を二ケ年とす

第七条　本会の経費は寄附金を以て之に充つ、但し会員より分賦額を徴する事あるべし

是に続いて大正二年度経費収支予算参百円を決議し今回に於ける議案全部の決定を告げ了て、兵庫県米穀検査所長井上庫太氏の『産米検査の方法と其効果』の講演ありて本会を終れり

（各郡市協（ママ）議員）賀茂依田善六▲田方仁田大八郎▲駿東湯山壽介▲富士松永安彦▲庵原若槻直作▲安倍宮崎喜久太郎▲志太仁科梅太郎▲榛原中村國一郎▲小笠黒田定七郎▲周智足立純一郎▲磐田神谷惣吉▲浜名郡高林総兵衛▲静岡市尾崎元次郎▲浜松市中村峰吉▲引佐伊東要蔵

（静岡新報）

683　地租軽減の議に付陳情

大正3（一九一四）

「（後筆）左記ノ通リニ付返戻ス

大正三年八月廿二日

駿東郡第一課

須山村役場御中

申出ニ依リ返戻ス」

地租軽減之議ニ付陳情

静岡県駿東郡須山村弐拾四番地

土　屋　和　作

外百六拾参名

某等謹デ　閣下ニ陳情ス伏テ惟ミルニ納税ハ国民ノ一大義務ニシテ而モ其ノ公平画一ナルベキハ当然ノ事ナリトス、畏多クモ曩ニ　先帝陛下ハ国民稼穡(カショク)ノ艱難ヲ愍ミ給ヒ賦ニ厚薄ノ弊ナク民ニ労逸ノ偏ナカラシメントノ詔ヲ下シ給ヘリ、誠ニ聖慮ノ優渥ナル誰カ感佩(カンパイ)セザランヤ

爾来国運ノ進歩ト二大戦役トニ由リ国費漸次膨脹シ租税ハ追々増徴セラレ国民其ノ負担ニ苦ムハ夙ニ閣下ノ知悉セラルヽ所ナリ、茲ニ於テカ政府ハ鋭意財政ヲ整理シ国民ノ負担ヲ軽減シテ民力ヲ休養シ以テ産業ノ振興ヲ図リ国力ヲ増進セシメントス、是レ国家今日ノ急務ニシテ国民ノ均シク希望シテ止マザル所ナリ、然ルニ倩(ツラツ)ラ政府ノ減税方針ヲ窺フニ動モスレバ商工業者ニ厚クシテ農業者ニ薄キ傾向アルハ我等ノ殆ド了解ニ苦ム所ナリ、夫レ我国ガ農ヲ以テ建国ノ基礎トナスヤ久シ、今ヤ商工業ハ発達セリト雖モ到底農業本位ヲ脱スル能ハザル我国情ニ於テハ農家ノ興廃ハ直チニ国家ノ盛衰ニ関スルヤ大ナリ、故ニ帝国ヲシテ富強ナラシメント欲セバ宜シク先ヅ農民ノ貧弱ヲ救済シ農業ヲ振興セシメ以テ商工業ノ発達ニ資セズンバアル可カラズ、然ルニ我等農業者ハ朝ニ星ヲ戴テ出テタニ月ヲ踏ンデ帰リ粗衣粗食孜々営々沍寒炎熱ト戦ヒ労働ニ日モ亦足ラズ抑モ稼穡ノ艱難ナルハ夙ニ天下民衆ノ熟知スル所ナリ、而シテ其ノ収益ハ極メテ薄ク租税公課ヲ納ムルト生活費トニ苦ミ農業振興ノ余力ナク終世起ツ能ハザル悲境ニ沈淪シ其ノ極祖先伝来ノ農業ヲ抛擲シ世襲ノ土地ヲ売却シテ商工業ニ転ズルモノ頻々踵ヲ接シ、其ノ結果都会ハ膨脹シ農村ハ衰頽シ社界ハ軽佻浮華ニ流レ朴直堅実ノ気風消磨シ其ノ弊害将ニ底止スル所

ナカラントス是豈国家ノ重大問題ナラズヤ、夫レ農村衰頽セバ何ニ由テ国家ヲ維持センヤ思フテ茲ニ到レバ啻ニ農村ノ前途ノミナラズ国家ノ前途転寒心ニ堪ヘサルナリ、今ニシテ之レヲ救済セラレズンバ国家ノ基礎ヲ危フシ国力ノ増進得テ望ム可カラザル所ナリ、然ルニ近時商工業者ハ喧々囂々負担ノ軽減若クハ全廃ヲ唱ヘテ政府ニ肉薄シ政府亦之レヲ容ル丶傾キアリ、而シテ国家ノ基礎タル農業者ノ負担ヲ軽減スルニ薄キハ　先帝陛下ノ宣ハセタル賦ニ厚薄ノ弊ナク民ニ労逸ノ偏ナカラシメントノ至仁至慈ナル聖慮ニ背戻シ本末ヲ顚倒スルモノニアラズシテ何ゾヤ、夫レ納税ハ何レノ税ヲ問ハズ国民ノ一大義務ニシテ国家ノ為メ均シク之レヲ負担スルハ当然ナルニ何ゾ独リ商工業者ノミ負担ヲ免ガレ農業者ノミ重税ヲ負担スルノ理アランヤ、況ンヤ政府ガ商工業者ノ主張ニ重キヲ置カル丶ノ傾向アルニ於テハ我等農業者ノ黙止スルニ忍ビザル所ナリ、元来地租ノ如キハ本租百分ノ弐歩五厘ナリシヲ日清戦役ノ後明治三十一年百分ノ参歩参厘トシ五ケ年間ノ期限ヲ定メ国民ニ公約シテ増徴セラレタルモ其ノ期限ニ至リ会々日露戦役ノ起リタル為メ之ヲ履行スルニ至ラズシテ更ニ非常特別税ヲ加ヘ百分ノ五歩五厘ニ増加セラレタリ、当時国家危急存亡ノ秋ナリシヲ以テ我等農民ハ何等異議ヲ唱ヘズ戦後必ズ復旧セラル丶モノナリト信ジ辛フシテ負担シ来リタルハ所謂質朴忠良ノ民タルニ負カザルナリ、然ルニ政府ハ之ヲ以テ負担力アリト認メラル丶カ従来農業者ノ負担ヲ軽減スルノ意極メテ薄ク僅カニ明治四十三年田畑地租八厘ヲ減ジ大正四年度ヨリ弐厘ヲ減ゼラレタルノミ、之レニ反シ営業税ハ大正四年度ヨリ拾分参即参割ヲ減ジ今ヤ又之レヲ全廃セントスルノ傾向アルハ抑モ何ノ理由アリテ然ルカ如斯クシテ国民ヲ遇スルニ公平ナリト云フヲ得ベキ乎、抑モ租税ノ寛苛軽重其ノ平ヲ得ザル夙ニ　先帝ノ憂慮シ給ヒシ所ニシテ当局者ノ恐懼スベキ所ナリ、而シテ我等農業者ハ米価ノ変動ト負担ノ苛重ニ苦ミ疲弊今ヤ其ノ極ニ達セリ、政府財政整理ノ結果トシテ民力休養ノ為メニ減税ヲ断行セバ

宜シク先ヅ田畑地租ヲ本租百分ノ弐歩五厘ニ軽減シテ農民ヲ救済シ農業振興ノ余力ヲ與ヘ以テ農村ヲシテ健実ナラシメ農家ノ基礎ヲ鞏固ニシ農商工各種ノ産業相俟テ発達シ以テ国運ノ進歩ニ伴ヒ国力増進ノ策ヲ建テラレンコトヲ敢テ賢明ナル閣下ニ陳情スル所以ナリ、仰キ冀クバ我等農業者ノ衷情ヲ愍察セラレ願意御採納アランコトヲ

（署名略）

（裾野市役所　須山支所所蔵「地租軽減之議ニ付陳情」）

684　**小作證**　（一九一四）大正3・1・20

小作證

駿東郡富岡村御宿

字平小沢千弐百拾四番　一　畑弐反五畝弐拾八歩
字同所千弐百拾五番　千弐百拾六番　一　畑七畝弐拾九歩
千弐百拾七番　千弐百拾八番
合畑反別参反参畝弐拾七歩

此壱ケ年小作料金拾円弐拾五銭

右自大正参年壱月至大正七年拾弐月五ケ年間拙者小作仕候ニ付豊凶ニ不係年々拾壱月弐拾日限リ前記小作料金相納メ可申、万一其期日ニ至リ多少タリトモ延滞候節ハ年弐割ノ利子ヲ加ヘ本人ニ係ラズ保証人ニ於テ速ニ代償仕リ、其節大字御宿ヘ御迷惑御損毛等決テ相掛ケ申間敷候、為後日小作証仍而如件

駿東郡富岡村御宿九拾番地
大正参年壱月弐拾日　小作人　大森松蔵㊞
同郡同村同所参百〇八（ママ）番地
保証人　古田米三郎㊞

同郡同村御宿人民惣代
湯山　一殿

（御宿区所蔵「小作証」）

685　**小作證文**　（一九一七）大正6・11・6

小作證文

駿東郡泉村麦塚　番地字
字向田二百一番　一　田壱反壱畝壱歩　此預ケ口米四俵弐斗

字向田二百三番　一田四反三畝歩ノ内　此預ケ口米六俵弐斗
内米弐斗定引
残米六俵

字七反田旧新田　一田五畝廿五歩　此預ケ口米壱俵（旧新田ト九畝ト大正六年度ニ取替ヘ）

二百二番字向田　此預ケ口米五俵弐斗　徳三郎ト仁三郎ト相談ノ上取替ヘ

右者貴殿御所有地本年ヨリ　年間小作人ト請人ト連帯責任ニテ左ノ約束ヲ以テ私小作仕候処実正ニ御座候

一前書米額ハ年ノ豊凶ニ不拘可納候

一納米ハ性質精撰仕桝目改メヲ請縄俵カヾリ等念入レ毎年十二月　日ヲ限リ皆済仕候決シテ納期愆（アヤマ）ラザル様可致候

一前書納米ハ示談ヲ以取極候ニ付タトヘ稀ナル凶年トイヘドモ他ノ小作人ト申合納米減額等挙テ御無心申間敷候

一非常ノ事故有之納米淹滞スル時ハ請人ハ本人ト連帯義務ノ責任ヲ負ヒ候ニ付直チニ請人ヘ御督促有之候ヘバ請人ノ資産ヲ以直チニ悉皆弁納可仕候

一御大切ノ地所ニ付必ス他人ヘ内作等致シ間敷候ヘ共万一家事都合ヲ以内作為致候節ハ貴殿ノ許ヲ受ケザレバ内作致サセ不申候

一御都合ニ依リ該地御入用ノ節ハ何時ヲ論セズ決シテ差拒ミ不申速ニ可相還候

右ノ条件後日聊違変致ス間敷候依之請人加判ノ證書入置候也

大正六年拾一月六日　駿東郡泉村麦塚

小作人　飯塚徳三郎

郡　村

請人

勝俣為治郎殿

（麦塚　勝俣惠一朗氏所蔵「小作証文」）

686　小作慣行調査（抄）

大正12・1・26（一九二三）

小作慣行調査

第一　小作契約締結

一　現ニ小作シツヽアル小作地ノ小作契約ノ中口約束ニ依リタルモノト小作証書ニ依リタルモノトノ凡ソノ割合

口約束ニ依リタルモノ九分小作証書ニ依リタルモノ一分

二　近時締結セラレタル小作契約ハ口約束ニ依ルモノト小作証書ニ依ルモノト何レカ普通ナリヤ其傾向

口約束ニ依ルモノヲ普通トシ小作証書ニ依ルモノ尠シ

三　近時締結セラルヽ小作契約ノ契約事項

(一)口約束ニ依ル場合ハ其約束事項

(普通)

一　小作地ノ所在地

二　小作地ノ反別

三　小作ノ期間

四　小作料ノ額及種類

五　小作料納入ノ方法

六　小作地使用ノ制限

(特例)

一　普通ニ記セル事項ノ外別ニ保証人ヲ定ムルコトアリ

(二)小作証書ニ依ル場合ハ其ノ主ナル記載事項及其様式之写

一　主ナル記載事項

一　小作地ノ所在地

二　小作地ノ反別

三　小作ノ期間

四　小作料ノ額及種類

五　小作地使用ノ方法及制限

六　小作料納入ノ期限

七　小作契約期間ニ於ケル契約解除ノ場合及方法

八　小作納入ノ場所及小作料ガ現物ナル場合ハ

其ノ場所迄ノ運賃ノ負担

九　小作契約締結ノ日附

十　地主、小作人及保証人ノ住所氏名

（特例）

以上記セル事項ノ外左ノ事項ヲ記載セルモノアリ

一　小作地ノ転貸並小作権ノ売買ニ関スル事項

二　地主、小作人又ハ保証人ノ死亡其他ノ場合ニ於ケル小作並保証ノ承継ニ関スル事項

二　様式ノ写

小作証書

駿東郡須山村大字（何々）ノ内

一字番　畑　反　畝　歩

右ノ土地拙者小作致候ニ付左ノ条項厳守可申候事

一　小作期間ハ大正　年　月　日ヨリ　年　月迄満　ケ年間ト相定メ候事

二　小作料ハ玉蜀黍若シクハ（手間）毎年豊凶ニ拘ラズ納入致スコト

（但小作料ハ毎年十二月廿日限リ運賃ハ拙者ノ負担ニ於テ貴殿宅ニ無遅滞納附可仕候事

三　契約期間中本契約ヲ解除セラルヽカ又ハ満期ニテ小作地ヲ返附スル場合ハ小作地ハ総テ現状ニ復シテ御引渡可申候事

右条々相違無守リ申可ク万一小作人ニ於テ契約ニ違背致シ候節ハ保証人ニ於テ弁済ノ義務ヲ負フ可ク後日ノ為小作人保証人連署ノ上小作証書依而如件

大正　年　月　日

駿東郡須山村　番地
小作人
同郡同村　番地
保証人

地主
某殿

四　期間満了ノ際小作ヲ其侭継続スル場合ト契約ノ内

容ヲ変更シテ継続スル場合ト何カ普通ナリヤ

其侭継続スルヲ普通トス

五　小作契約ニ付保証人ヲ付スルコトアリヤ又敷金若ハ保証金ヲ徴スル事アリヤ小作料ヲ前納スルコトアリヤ

一　保証人

小作契約ヲ口約束ニ依リテ締結スルモノニ在リテハ之ヲ附スルコト少キモ小作証書ニ依リテ締結スルモノニ在リテハ之レヲ附スルモノ多シ

二　敷金若クハ保証金

本村ニハ該当無之

三　小作料ノ前納

ナシ

六　小作人カ前小作人又ハ地主ヨリ立毛立木建物其他附属物ヲ買取ルコトアリヤ買取ル場合ノ評価方法

本村ニハ該当ナシ

七　田畑ヲ組合セ又ハ田ノ小作ノ条件トシテ畑ヲ小作セシムルコトノ有無

該当ナシ

八　小作地ニ附随シテ附与貸与其他利用セシムル宅地住家原野農具農舎肥料種子其ノ他ノモノ有無種類及数量

本村ニハ該当ナシ

第二　小作契約ノ期間

一　期間ノ定メナキモノト定メアルモノトノ割合其変遷

一　水田ノ小作　該当ナシ

二　畑ノ小作

㈠(割合)

期間ヲ定メス地主ト小作人ニ於テ不都合ナキ限リ年々継続セシム

右ノ如キ期間ノ定メナキモノ九分然ラサルモノ一分

㈡変遷

明治ノ始メニ在リテハ地主ト小作人トノ和合熟議

シテ小作人之レヲ耕作シ来タルモ、人口ノ増加ニヨリ耕地ノ不足ヲ感スルニ至リテ、近時締結セラルヽ小作契約ニ在リテハ期間ヲ定ムルモ多シ

（中略）

第三　小作料

一　現在ノ小作料ハ何ヲ以テ標準トシ定メラレタルモノナリヤ

地主ト小作人間ニ於テ協定セルモノニシテ収穫高ノ二分一ヲ以テセルモノナリ

二　小作料ノ種類、反当数量並其他収穫高ニ対スル凡ソノ割合其ノ他

（乙）畑ノ小作料

（一）小作料ノ種類、其ノ変遷並ニ傾向

一　小作料ノ種類

（普通）

労力ヲ以テ小作料トシ稀レニ金銭ヲ以テスル事アリ

（特別）

ナシ

二　小作料ノ種類ノ変遷並ニ傾向　該当ナシ

（二）現物納ノ場合

（イ）其ノ小作地ノ生産物以外ノ物ヲ小作料トスル事在リヤ有リトセバ普通ノ事例及其ノ多少　ナシ

（ロ）広ク行ハルヽ小作料ノ実例（反当）　ナシ

（ハ）小作料ニ代ヘ労力ヲ提供スルコトノ有無、其労働日数及賃銀ノ換算方法

一　小作料ニ代ヘ労力ヲ提供スルコトノ有無

アリ

二　労働日数

（普通）

小作者園田ノ面積ノ大小ニヨリ日数ノ相違アリ

三　賃金ノ換算方法

土質ノ品質ニヨリ労働（該地ニ対スル）何日ヲ限定シ約ス

一日ノ賃銀ハ其ノ地方普通日給ニ依ル

（特例）ナシ

第四　小作料ノ納入

一　約期

十二月二十日頃ヨリ向フ五日以内位

二　納入ノ際地主ヨリ供スル慰労金品酒食等ノ有無

ナシ

第五　小作料ノ滞納

一項ヨリ九項ニ至ル該当ナシ

第六　耕地整理カ小作慣行ニ及ホセル影響

ナシ

第七　穀物検査（生産検査及移輸出検査）ト小作慣行トノ間関（ママ）

右ニ関スル各項該当ナシ

第八　小作契約ノ登記及小作地ニ対スル制限

一　小作権及其土地ノ売買価格

畑反当普通百九十円自至二百五十円位

二　小作地ノ使用制限及其他ノ制限

一　地盤ニ変更ヲ加ヘサル事

二　田畑ハ其侭ニテ利用スルコト及小作地ヲ荒廃セシメザルコト

三　地主ノ承諾ヲ得スシテ永年生植物ヲ栽植セザル事

第九　地主又ハ小作人ノ倍償

一　本事項ノ各項目ニ該当スル事ナシ

第十　小作地ノ修繕改良及其ノ負担

一　地主ノ負担タル修繕改良

（普通）

用路堤防等比較的多額ヲ要スル改良費用ハ地主ニ負担シ小作人ヲシテ夫役ニ従事セシムルコト及小破修繕ノ場合ハ小作人ノ負担ヲシテ為ス事アリ

二　小作人ノ負担タル修繕改良

（普通）

比較的少修繕改良ハ小作人ニ於テスルコトアリ

三　公租公課其他ニシテ地主ノ負担タルモノ

（普通）

公租公課一切

（特別）

ナシ

第十一　小作契約当事者ノ変更

一　小作契約一方ノ当事者ノ死亡ノ場合ニ於テハ小作契約ハ相続人トノ間ニ継続スルヤ

（普通）

継続ス

（特例）

相続人ノ意見ニヨリ継続セザル事稀ニアリ

二　土地ノ売買贈与等ニ因リ地主ニ変更アリタル場合ニ於テ契約ノ解除小作料ノ増徴等従来ノ小作人ニ及ホス影響

（普通）

一　土地ノ売買ニ依リ地主ニ変更アリタル場合、何等影響ナシ

第十二　契約ノ解除及消滅

一　期間ノ定ナキ小作ノ契約解除及期間ノ定アル小作ノ期間内ニ於ケル契約解除ノ場合及解除ノ予告期間

（普通）

一　地主ニ於テ土地使用必要ヲ生シタル場合

其ノ予告期間　半ケ年以上

二　地主カ其小作地ヲ売却又ハ贈与シタル場合

其ノ予告前項期間ニ同ジ

二　期間ノ定アル小作ノ期間満了スルニ当リ小作人ヨリ従前ト同一又ハ其他相当条件ヲ以テ継続小作シタキ旨申込タル場合ニ於テ地主カ之レヲ拒絶シテ小作地ヲ返還セシムルコトアリヤ其慣行

一　小作地ヲ返還セシムルコトナシ

二　其ノ慣行　ナシ

（後略）

（裾野市役所　須山支所所蔵「産業関係書類」）

687　小作調停委員候補者の選定　大正13（一九二四）・11・6

写

大正十三年十一月一日

静岡地方裁判所長　大橋樹太郎

区裁判所監督判事、一人判事

出張所書記　御中

小作調停法第二十九条ニ依リ調停委員ヲ選任スルニ付必要有之候条、左記趣旨ニ基キ各管内ニ於テ五名乃至十名ノ調停委員候補者ヲ選定シ、来ル二十五日迄ニ提出相成度候也

記

第一　調停委員ハ調停ヲ為サシムルニ適当ナル者タルコトヲ要スルニ付其候補者ハ

一、地主小作何レノ側ニモ属セサル純中立者

二、地主小作双方ノ信望アル者

ヲ可トスルコト勿論ナレトモ若シ之ヲ得難キ場合ハ

三、地主側ノ信望アル者

四、小作側ノ信望アル者

ノ内ヨリ選定シ右一乃至四ノ種別ヲ明ニシテ答申スルコト、又三ト四トハ同数タルヘキコト

第二　調停委員候補者ノ年齢、住所、地主小作人ノ別、職業、性行、経歴、資産ノ概要、政党関係、地主又ハ小作人ノ団体トノ関係等ヲ調査シ該候補者名簿ニ記入報告スルコト

以上

追書省略

産第六二一号

大正十三年十一月六日　須山村長　菅沼甚作

裁判所書記野田栄太郎殿

小作調停委員候補者選定ニ関スル件

標記申越シニ対シ左記ノモノ選定ノ上送付候也

記

二、地主小作双方ノ信望アル者

氏名	年齢	職業	性行	経歴	資産	政党関係	地主又ハ小作人ノ団体トノ関係
渡辺新作	四三	農	温厚	村会議員	普通	ナシ	
根上富作	四四	〃	〃	〃	〃	〃	

追而
右両氏ハ自作兼小作人トス

（裾野市役所　須山支所所蔵「産業関係書類」）

688　作地を平等に、小作人奔走

昭和2・3・18（一九二七）

家族の数に応じて作地を平等に

小作したいと泉村地方の小作人が奔走す

駿東郡泉村地方は先年の小作問題から小作者の連盟団結が強固であるが、同村（ママ）字伊豆島田では地主側も共存共栄を唱へゐるので地主対小作関係も至極円満であるが、先頃から小作者側では各自の小作地が従来不均衡であるから、旧慣を破つて小作者各自の家族に適合せる作地を小作させたいと小作者間で奔走、共産化そうとしてゐるので各方面から重大視せられてゐる

（静岡新報）

689　取替為規約之証

年月日不詳

取替為規約之証

一深良村切久保、遠道原、和田、市場、南堀、町田、震橋小作人一同左ノ規約ヲナス

第壱条

田畑ノ預リ方及ビ年貢上下ノ件、地主方ヘ対シ相談ヲナス事故出来候節ハ同盟者ノ決議ニヨリ決定ス可キ者トス

第参（ママ）条

今後小作人一同徳義ニ基キ友愛ノ情ヲ主トシ、借地増減ノ時期ニハ前作人ニ相談ヲ遂ゲ次ニ地主双方示談済シノ上貸借ヲ成ス事ニ確定ス

第参条

同盟者ノ内前記ノ規約ヲ破リ勝手ノ働キヲ成シタル時ハ、其違約者ニ対シ連中一同ヨリ左ノ所分ヲ請求スル

事

第四条

右之件ニ付キ同盟者ヨリ損害費ノ請求有之候時ハ、違約者ハ何様ノ請求ヲ論ゼズ即時一同ノ言ニ応ズル事ヲ承諾致シ候事

同名規約連名（ママ）

八木広吉㊞　小見山富次㊞　井沢丑太郎㊞　横山喜太郎㊞　羽田岩吉㊞　羽田仲蔵㊞
大庭平七㊞　大庭吉平㊞　大川庄太郎㊞　大庭艶吉㊞　滝川安五郎㊞　近藤房吉㊞
大庭森蔵㊞　広瀬幸次郎㊞　大庭常蔵㊞　高藤信次郎㊞　広瀬政太郎㊞　土屋友次郎㊞
小見山滝次郎㊞　野際長太郎㊞　大庭金蔵㊞　松井浅次郎㊞　武井とめ㊞　近藤熊吉㊞
大庭熊五郎㊞　大庭清吉㊞　芹沢平作㊞　小野梅吉㊞　加藤万次郎㊞　勝又金次郎㊞
大庭万次郎㊞　大庭常吉㊞　西山忠吉㊞　松井幸蔵㊞　加藤忠次郎㊞　広瀬惣次郎㊞
大庭友吉㊞　増田万㊞　大庭佐重郎㊞　勝又鶴三郎㊞　加藤春吉㊞　勝又勝蔵㊞
大庭順蔵㊞　松井喜市郎㊞　増田寅吉㊞　横山青吉㊞　羽田虎次郎㊞　大庭八三郎㊞
大庭仙吉㊞　土屋菊次郎㊞　西山藤七㊞　芝地明具㊞　広瀬新太郎㊞　大庭芳太郎㊞
野際用右ェ門㊞　井沢潤次郎㊞　増田為次郎㊞　平田安太郎㊞　広瀬林蔵㊞　勝又勝㊞
小見山友三郎㊞　増田倉吉㊞　松井豊吉㊞　広瀬甚五郎㊞　宮崎忠七㊞　勝又菊次郎㊞
池ノ谷松五郎㊞　藤森市太郎㊞　大庭戈太郎㊞
一ノ瀬倉次郎㊞　石井仙蔵㊞　大関平助㊞
杉本岩太郎㊞　増田峰太郎㊞　勝又熊太郎㊞
高田民五郎㊞　羽田源吉㊞　勝又辰次㊞
林信次郎㊞　大庭平次郎㊞　大庭熊次郎㊞
羽田徳次郎㊞　増田幸蔵㊞　増田寅次郎㊞

小沢仲蔵㊞　植松音吉㊞　藤井松次郎㊞
勝又作平㊞　大庭太吉㊞　松井喜太郎㊞
大庭文吉㊞　八木太郎吉㊞　小沢ふさ㊞
鈴木峰次郎㊞　小沢丈八㊞　渡辺岩吉㊞
大庭庄吉㊞　藤井又一㊞　小沢作次郎㊞
大庭長吉㊞　藤井甚太郎㊞　野際平吉㊞
勝又勝太郎㊞　藤井由太郎㊞　芹沢梅太郎㊞
大庭茂太郎㊞　大庭八百蔵㊞　倉沢徳次郎㊞
滝口政次郎㊞　井草平次郎㊞　倉沢安太郎㊞
由沢平十郎㊞　渡辺与三郎㊞　後藤仙太郎㊞
松井綱吉㊞　井草新作㊞　渡辺兼吉㊞
岩本豊次郎㊞　芹沢源次郎㊞

大正七年六月十一日

富岡村長㊞
富岡村農会長㊞

常設委員
部長　殿

外米購入希望者調査方ノ件

御承知ノ通リ米価暴騰ニ付、外米使用方其筋ヨリ内牒ノ次第モ有之候ニ就テハ、安価外米ヲ使用セシメ度候間、左記事項御了知ノ上希望者有之候ハバ、数量御取纏ノ上来ル十五日迄ニ御申越相成候ハバ、指定商神戸鈴木商店ニ申込可致候

記

一西貢一等白米　一石ニ付　金拾九円廿五銭
一同　二等白米　一石ニ付　金拾八円七拾五銭
但シ右価格ハ神戸庫ニ於ケル価格ニシテ、外ニ神戸庫ヨリ同停車場迄一袋ニ付十四銭、外同停車場ヨリ本村迄ノ運賃ヲ要ス

（切遠財産管理委員会所蔵「証書綴」）

③　米騒動への対応

690　**外米購入希望者調査**　（一九一八）**大正7・6・11**

富農第一三六号

一右価格ニシテ普通ハ一口千袋以上ニアラザレバ買受クル事不能モ、公共団体申込分ニ限リ八十袋（一袋六斗六升余、八屯貨車一車、約五拾六石）ヲ購入スルコトヲ得候間、其ノ数量ニ達セザレバ中止致可（ママ）候

一代金ハ前納ヲ要ス（運送費ハ到着ノ上実費計算ノ上徴収ス）

一希望数量ハ復（ママ）雑ナル手数ヲ要スルハ彼此共困難ニ付、各字何袋ト取纏メ申込相成度候

（御宿区所蔵「大正七年度諸綴」）

691　所持米売惜みに関する通牒

（一九一八）大正7・8・13

産第一、一一二号

大正七年八月十三日　　第一課長印

各町村長殿

本年八月三日付産第一、〇八二号ヲ以テ妄ニ所持米ノ売惜ヲ為スカ如キコトナカラシムヘキ趣旨ニ付通牒ノ次第モ有之、既ニ適宜ノ所置相成候事ト存候処米価ノ暴騰著シキモノアリ、為ニ社会一般不安・念慮ニ駆ラルヽニ至リ候ニ付テハ、多数ノ米穀ヲ所持スル者ハ商人タルト地主其ノ他ノ者タルトヲ問ハス、速ニ其持米ヲ相当処分シ供給ノ増加ヲ図ルコト公益上刻下ノ急務ト認メラレ候条、之等ノ者ニ対シ其旨特ニ諭示スル等適切ナル注意ヲ加ヘラレ度、若シ売惜又ハ買占ノ事実アルニ於テハ暴利取締令ノ適用ヲ為スノ必要可有之、爾後其ノ持米ノ処分方ニ付テハ不断ノ注意ヲ怠ルコトナク時々其ノ状況ヲ郡長ニ報告相成度、右ハ其ノ筋ヨリ内牒ノ次第モ有之依命此段及通牒候也

（裾野市役所　須山支所所蔵「産業関係書類」）

692　恩賜金分配計画

（一九一八）大正7・8・15

内訓第四号

今般米価騰貴ニ伴ヒ人民困阨ノ状態ヲ聞召サレ、賑恤ノ思召ヲ以テ内帑ノ資三百万円ヲ下賜セラレ、本郡ヘ金六千百円ヲ配当セラル　聖恩優渥感激ノ至ニ堪ヘス

仍テ其村ヘ金六十三円四十一銭ヲ配当ス、宜シク地方ノ実情ニ応シ緩急ヲ図リ廉売其他適切ノ方法ニ依リ救恤ノ費途ニ充テ御趣旨ノ普及徹底ヲ期シ速ニ
聖恩ニ奉答スルノ途ヲ講セラルヘシ
尚救済方法相立タル上ハ報告セラルヘシ
右内訓ス
大正七年八月十七日　駿東郡長　川西実三㊞
須山村長殿

議第九八号
大正七年八月二十一日　須山村長　杉山権作
駿東郡長川西実三殿
米価騰貴ニ伴フ時難ノ救済恩賜金ニ関スル施設方法ハ本村ノ実状ニ鑑ミ左記ノ通リ計画仕リニ(ママ)付此段御報告候也
左記
一、戸数等級ノ最末等以上ノ者ニハ救済ノ必要ヲ認メズ、最末等ト雖モ救済ヲ要セサルモノアリ
二、等級外ノ者ニシテ寡婦、孤児、病者等保護者微力ニシテ実際生活難ノモノニ分配スル事
三、貧困者ニ対シテハ実情ニ照シ全部現金ヲ交付シ拝戴証ヲ取得スルコト
四、拝戴者ノ米穀購入上利益ノ為メ指定ノ商人ニ対シ正確ナル販売ヲナス様役場ヨリ特ニ交渉スルコト
拝戴者ニハ証明書ヲ交付ス
五、拝戴者カ米穀購入ヲ為シタル時ハ商人ヨリ数量記入ノ代金受取証ヲ取得セシメ、実際米穀ヲ購入シタルヤ否ヤヲ確カムルコトス(ママ)
六、本村ノ現況ハ此ノ際義捐金又ハ寄附金ヲ募集シテ救済スル程度ニアラサルヲ認メ之レ等募集ヲナサス
（裾野市役所　須山支所所蔵「議事関係書類」）

693　大至急外米購入注文取纏めの依頼　（一九一八）大正7・8・16

大至急
米価益々騰貴ニ付本郡各町村ニ於テ外米購入ノ注文ヲ為

シタルニ依リ、昨日本村ニ於テモ区長会ヲ開キ買入ル、コトニ決定シタルニ付、入用ノ者ハ左記ニ石数氏名ヲ今晩迄ニ取纏メ、明十七日午前八時迄ニ本職ニ御返却有之度候、而シテ外米価格ハ的(ママ)左ノ通リニ付此段申添御依願及候也

一　外米壱石ニ付代価的金弐拾円

大正七年八月十六日　　二ツ屋区長　菅沼佐太郎

総代菅沼角蔵殿

外米　石数	氏　名
一　外米　七斗	水口清蔵
一　〃　弐斗	飯塚鶴吉
一　〃　壱斗	菅沼政次郎

（二ツ屋区所蔵「領収書一括」）

694　米廉売抑制の通牒

（一九一八）大正7・8・20

産第一、一五二号

大正七年八月廿日　　駿東郡第一課長印
沼津警察署長印

須山村長殿

米価問題ニ関スル非常応急ノ施設トシテ米ノ廉売ヲ施行スルハ止ムヲ得ザル儀ナルモ、素是臨機ノ措置ニシテ一日モ早ク正常ノ状態ニ復セシムルハ当然ノ事ニ有之、又忽卒ノ際トシテ兎角廉売其ノ度ヲ失シ往々破格不相当ノ廉価ヲ以テ販売シ甚敷ハ其ノ半額以下ナルモノモ有之候為、貴重ナル米穀代価ハ却テ雑穀ヨリ低廉ナル結果、処在争テ之ヲ購入シ往々飯米ヲ濫費シ極端ナルハ食糧以外ニ濫用スルモノアリ、又米穀ノ用意アルモノト雖モ尚差額利益ノ多大ナルカ為差向不要ノ分量ヲモ購入スルモノ少カラス、如是シテ底止スル所ナキトキハ如何ニ米穀ヲ

輸入スルモ供給不足ヲ来スノ免レサルモノ有之、一方健全ナル需給関係ヲ中絶シ食糧ノ出廻ヲ阻害スル等、之ヨリ生スル弊害恐ルヘキモノアルノミナラス実ニ以テ御聖旨ニモ副ハザル義ト存候ニ付テハ、特ニ此点ニ着眼シ廉売価格ヲ漸次昂上シ時価ニ接近セシメ可成速カニ需給関係ヲ常態ニ復セシメ廉売ヲ中止スルノ機ヲ速ナラシムル様、篤ト御留意ノ上適当御措置有之度其筋ヨリ通牒有之候ニ付此段及移牒候也

（裾野市役所　須山支所所蔵「産業関係書類」）

695　騒擾に関する第二次報告

（一九一八）大正7・8・23

須分第二二号

大正七年八月二十三日

帝国在郷軍人会須山村分会長印

帝国在郷軍人会静岡支部長武昌治殿

騒擾ニ関スル第二次報告

本月二十日静軍発第三二一号通牒ニ係ル首題ノ件左記ノ通及報告候也

一、騒擾加担者ノ有無及其役種等級氏名

当分会ニ於テハ皆無ナリ

二、分会トシテ警戒又ハ鎮撫ノ為計画実施セル事項ノ有無及其状況、

当村ハ山間ノ地ニシテ且ツ農村ノ事トテ今回ノ出来事等ニ関シテハ至テ無事平穏且又著シキ細民等無之ガ故計画及実施事項等無之、

以上

（裾野市役所　須山支所所蔵「来翰発翰綴」）

696　米騒動に関し注意

（一九一八）大正7・8・29

須分第二五号

大正七年八月二十九　在郷軍人会須山村分会印

各在郷軍人分会員殿

今回ノ騒擾ニ関シ各地容易ナラサル形勢ニ有之候処、在郷軍人ハ平素ノ期待ニ背カサル如ク須ク自重戒慎シ軽挙

雷同セサルハ勿論、飽迄積極的ニ国民ノ中堅中正ナル良民タルノ実ヲ挙クル様致度、尚又過日本村山川茂作、杉山三重郎、根上甚作方ヘ向ツテ甚ダ穏カナラザル脅迫状配達セラレタル事故実ニ遺憾ノ事ナリ、本村ノ在郷軍人会員ハ右ノ事件常ニ念頭ニ置キ不時騒擾突発ノ場合ハ必ス各班共ニ加担者ヲ出サヽル様今ヨリ警戒ニ任スル如ク御承知置キ相成度、特ニ其筋ヨリ厳命ノ次第モ有之候条及通牒候也

（裾野市役所　須山支所所蔵「来翰発翰綴」）

697　**米騒動の余波、地主小作間の紛議に注意**　大正7・10・15（一九一八）

産第一五四号ノ一

大正七年拾月十五日　小泉村長

菅沼佐太郎殿

客月下旬ノ暴風雨被害ニ依リ著シク稲作ヲ損シ又ハ収穫皆無ニ帰シタル地方ニ在リテハ小作料ノ減免問題ヲ生ズベク、勿論相互ノ諒解ニ依リ相当ナル減免ヲ為スハ敢テ咎ムベキ儀ニ在ラザルモ、漫リモ不当ノ要求ヲ為シ或ハ又謂レナク其ノ要求ヲ拒絶シ為ニ紛擾ヲ醸スルノミナラズ甚ダ憂フベキ結果ヲ生ズベク、目下米騒擾ノ余ヲ承ク人心未ダ安定セズ物価昂騰生活難ニ因ム者不尠際ニモ有之候ヘバ、地主小作者間ノ紛議ニ関シテハ特ニ注意警戒ヲ加ヘ可成之ヲ安然ニ防遏スルノ手段ヲ講シ候コト最モ賢要ト存シ候、此際可然御配慮相成度其ノ筋ヨリ通牒ノ次第モ有之此当及通牒候也

（二ツ屋区所蔵「役場、農会等からの通知書一括」）

(2)　部落有林野統一と泉村騒擾事件

698　**泉村部落有財産統一の協定書**　大正5・5・15（一九一六）

協　定　書

静岡県駿東郡泉村茶畑、麥塚、平松、久根、公文名、稲荷各大字代表者ハ部落有財産及入会権整理ノ趣旨ニ従ヒ

各大字有ノ土地全部ヲ左ノ条項ニ依リ泉村ニ寄附シ、併セテ従来保持シタル入会権ヲ抛棄スルコトヲ協定ス。

一、従来ノ権利者一戸ニ付土地壱町参反歩宛ヲ区劃シ任意使用ヲ許スモノトス。但大字茶畑権利者全部ニ対シテハ約六十町歩ヲ特別ニ使用セシムルコトヲ認ムルモノトス。

二、開墾地ハ従来ノ契約ヲ泉村ニ於テ継承スルモノトス。

三、植樹地ハ植栽者七分五厘、泉村二分五厘ノ部分林トナスモノトス。

四、従来ノ縁故アル土地ニ限リ左ノ通リ寄附スルモノトス。

所属	地目	合計反別	寄附指定名
茶畑（単独所有ノ内）	宅地、畑	八、一〇〇八	村社淺間神社
麥塚	山林、原野	九、五一〇	村社見目神社
仝	田、畑、山林 原野	一、八〇七	無格社山神社
久根	田	一、三一七	村社鹿島神社
公文名	畑、山林	五、三一〇	久根觀音寺
久根	畑、山林 雑種地		

五、左記ノ土地ハ従来ノ縁故ニ依リ芹澤多根外百八拾弐名ヘ金参百円ヲ以テ特売スルモノトス。

一、茶畑単独所有土地ノ内村社浅間神社ヘ寄附シタル残反別全部

六、点在地ニシテ且管理不便ナル土地ヲ従来ノ縁故ニ依リ左ノ通特売スルモノトス。

所属	地目	合計反別	特売価格	特売氏名
久根	田	〇、〇二二		久根 杉山種太郎
仝	田、原野	〇、〇四三		仝 市野江三郎
仝	山林	一、一七二		仝 勝又嘉重 外四十二人
仝	山林	〇、〇九〇一		仝 市野直次郎 外十四人
仝	山林	三、三〇六		久根 室伏友作 外七十七人
公文名 稲荷	畑、山林、原野、雑種地	六、二〇五		公文名 室伏正吉 外二十五人
平松	原野	〇、〇四二		公文名 高村庄太郎 外九十人
茶畑	田	〇、〇〇八		平松 服部榮治郎 外二十四人
				茶畑 市川久太郎

七、以上ノ外、竹林保護地及造林地ヲ区劃シ技術者ノ指導ニ従ヒ泉村営ヲ以テ施業スルモノトス。

八、従来収得シタル地上物件ノ処分済ニ係ル分ハ本協定ニ基キ為シタルモノト看做シ追認スルモノトス。

九、本協定事項実行上ノ細目ハ村会ノ議決又ハ村条例ヲ設定シテ定ムルモノトス。

右監督官立会ノ下ニ相互協定致候ニ付テハ後日異議申間敷、協定書仍テ如件。

大正五年五月十五日

泉村部落有財産統一并入会権整理委員　室伏金作㊞

（ほか二五名省略）

立会　芹澤多根㊞

静岡県技手　佐々木松次郎㊞

泉村長　勝俣邦俊㊞

泉村助役臨時代理者　江成濱次㊞

泉村部落有財産統一并入会権整理委員　岡田虎藏㊞

中野里久三郎㊞

（裾野市役所所蔵「財産統一ニ関スル証拠書類」）

699　静岡新報にみる泉村騒擾事件　（一九一六）大正5・5～12

○泉村統一内情　駿東郡泉村部落有財産の村有統一成功の件は既報したるが、同村は七部落より成れる内茶畑区のみは千余町歩の土地を有し、他区は殆んど財産を有せず茶畑有の篠竹産地若干を入会地とせる為め村内の紛争絶えず、明治廿四年以来屢々法廷に争ひしが、六部落にては其判決日に毎年記念会を開きて茶畑に対する怨恨を新にする程の敵愾心を有し、茶畑出身の村吏名誉職等に対する示威として村税の滞納、不信認決議、訴願、異議申立等あらゆる手段を講じ本県最難治の村として他府県にまで名を知られしが、数年前村民は他町村を視察して村有財産統一の趨勢を知り県庁の堀田技師佐々木技手等の説諭にも就きて多年の迷夢破れ、現村長勝亦（ママ）邦俊氏の三重愛知両県視察を動機として茲に初めて統一の功を成せるものなれば、今後は円満なる村治を挙ぐる事を得

るに至るべしといふ。

（大正5・5・26付）

○泉村民不穏　駿東郡泉村茶畑［A］（人名）外百二十余名は部落有財産の件に関し六日未明大挙して駿東郡役所に押寄せ鎌田郡長に面会し陳情する所あり。同郡長より懇諭せられて一旦引揚げたるが、元来同村部落有財産統一事業は故井上侯の慫慂にかゝり歴代県知事の懸案となり来りしが、機到り本県より佐々木技手出張、勝俣村長と共に尽力せる結果、去る五月十五日満場異議なく協定に賛成、同月二十二日泉村会に於て満場一致可決、同月二十四日其筋の認可を得たるにより、未だ第三者に対する登記こそなさゞれ所有権の実質は泉村にありて、積年紛争の禍源たる部落有財産の統一せる事によりて将来優良村たるべきは的確となりたるは同村の為め大に祝福すべき事なるが、前記［A］（人名）は村会議員として五月二十二日の村会に於て率先賛成せる一人なるに拘らず、自己の感情に支配せられて質樸なる村民を集め不穏の行動ありたるより既記の如く沼津署に召喚説諭せられたるにて、村当事者勝俣村長も亦農繁時に多数村民が無為に時日を徒消するを憂ひ、部落有財産統一に関する施設経営は七月十日迄猶予すべきにより安心して其業に就かれよと諭し、又某々有力者三名も農村の為め憂慮措く能はずとして数日前より鎮撫しつゝありしに、其後集会し突然六日未明押寄たるにて、鎌田郡長は彼等に対し反対取消の不能を諭し統一の利益あるを説き引取しめたり。

（大正5・7・8付）

泉村大混乱　恰も戦場の如し

駿東郡泉村部落有財産統一に関する村会は廿五日開会、其筋にては万一を慮り静岡三島両警察署の応援を求め厳重警戒する処ありたるが、暴民三百余名役場に殺到し乱暴狼籍（ママ）を働き六十名の警官之れを防止する能はず、紛乱混乱の状宛として戦場の如し。（廿五日午後四時廿分裾野発電）

▲暴動猛烈

泉村村会は廿五日午後一時開会、之れより先村民約四百は役場前に蝟集して開会を待ちしが軈て開会、議員［　］（人名）

A（人名）先づ起つて統一取消論を唱へしも B（人名）氏其他の反対あり、結局七対三の少数にて統一取消の議は否決せられたり。此決議を聞くや待ち設けたる暴民は一時にドツト会場に闖入し手当り次第に窓を打毀し机椅子を投げ飛ばし、B（人名）氏等統一派の議員及大庭駿東郡書記を滅茶々々に殴打して兇暴を続くるより、鈴木本県高等主任警部及野村沼津署長は必死となりて警官六十名を指揮して之が防止に努むるも暴助（ママ）を鎮むる能はず。多数の暴民は村会議員を包囲抑留して、今一回村会を開き統一取消を決議すればよし然らずんば生命を貰ふと脅かして一人も屋外に出でしめず。大庭郡書記と本社特派員とは此間生命辛々現場を脱出する事を得たり。（午後六時廿分三島電話）

（大正5・8・26付）

○騒擾罪を以て罰せられん　泉村暴民の取調

屢報駿東郡泉村暴民が役場に押寄せ暴行したる事件に付、当地方裁判所より急行せる中西予審判事、小山田検事並に沼津区裁判所中村判事は二十七日朝より同村裾野公園休憩所に仮予審を開き、暴民の主魁たる A（人名）外数十名を召喚し終日厳重なる取調を行へるが、A（人名）外六七名は騒擾罪を以て所罰さるゝに至るべしと。（沼津電話）

（大正5・8・28付）

○泉村騒擾事件の言渡

首魁 A（人名）は懲役一年二月＝他は何れも執行猶予

駿東郡泉村騒擾事件は昨二十五日午後二時静岡地方裁判所にて左記の通り言渡されたり。

懲役一年二月　A（人名）（五十三）
（未決拘留五十日間通算）
同　一年　C（人名）（四十三）
三年間執行猶予同
同　D（人名）（四十三）
同　六月　E（人名）（四十五）外三十六名
三年間執行猶予

其理由の概要を記せば、被告等の居村は竹木を産出しそれに依りて生活し居るも、部落有財産の統一さるるに於ては各部落有地の大部分泉村の村有となり各部落の入会

権は消滅し、統一後に於ける茶畑部落民の特権其他全部落民の統一地使用の方法等は凡て之を村条例に待つことなれり。従来同村には有資力派と無資力派とあり、村長勝俣邦俊、村会議員[B](人名)は有資力派の重鎮、[A](人名)、[C](人名)等は無資力派の領袖たり。而して該村条例も有資力派の有利となり無資力者は統一の為に生活の資を奪はるるに至るべしとて、其統一案取消運動を[A](人名)に依頼し[D](人名)、[C](人名)も運動に加はり県当局、郡長、村長等に運動し、八月十六日村民大会を開き、二百余名の村民は十九日村役場へ出頭、協議会を開かしめ、二十五日午後一時村会を開会し二百余名は役場へ押寄せ午後四時三十分頃統一取消案が七対三の少数にて否決さるるや傍聴者十二名を限るといへる掲示を剝落し議場に闖入し喧々囂々議員を威嚇暴行し村会を再会せしめたり。只予審と公判の異なれるは、予審にては村民は最初より暴行を以て統一案を取消さんとしたりとあるも、公判に於ては最初は其運命を気問ひて運動したるも統一取消案が村会の否決に逢ふや運動は変じて暴行となり多数の威力を駆りて遂行せんとするに至れるを認めたり。又[A](人名)、[C](人名)、[D](人名)の三名は予審にては首魁とあり、主脳となりて運動をなし指揮煽動はしたるも暴行は首魁と認めず。されど多数が集合して暴行をなし村会を再会せしめたる騒擾及び公務執行妨害の証憑十分なりといふにあり。

（大正5・12・26付）

●騒擾者の控訴　駿東郡泉村騒擾及公務執行妨害犯[A](人名)外四十人は、当地方裁判所に於て有罪の第一審判決に対し、廿五日午後六時全部不服にて控訴申立つる旨書簡を提出したり。

（大正5・12・27付）

（静岡新報）

700　泉村財産統一問題和解の請書

（一九二一）大正10・3・9

御　請　書

多年ノ懸案問題タル泉村公有林野統一事件ニ関シ今回多大ナル御厚配ヲ辱ウシ幸ニ双方融和ノ運ヒニ相成、誠ニ

難有感謝ニ不堪候。別紙事項ニ付テハ更ニ異議無之、今後実行上ニ於テモ互ニ協力一致以テ円満ナル遂行ヲ期シ誓ツテ御厚意ニ相酬ヒ可申候。

右御請候也。

大正拾年参月九日

市川勉之助㊞

（ほか一九名省略）

泉村長　柏木魁太郎

泉村助役　藤原重治

静岡県内務部長　田中喜介殿

駿東郡長　古沢俊次殿

一、積年ノ紛争ヲ根絶シ諧和共調村治ノ円満ナル発達ヲ期スルコト。

二、部落有財産統一ノ意義ヲ尊重シ共同互譲ノ精神ヲ以テ林野整理ヲ円満ニ遂行シ村有財産ノ擁護開発ヲ期スルコト。

三、今後協定案ニ対シ正式ノ手続ヲ了スル迄ハ双方相戒メ林野ニ対シ無断ニ濫伐濫墾ノ行為ヲナササルコト。

四、協定ニ従フ各大字住民ノ使用スヘキ特定地ノ面積ハ各区ノ協定シタル位置ニ於テ県郡技術者ノ実測ニ依リ之ヲ定メ公平ヲ期スルコト。

但シ其位置区域ニ付テハ各区委員立会ノ上協定シ、測量ニ要スル費用ハ村費支弁トナスコト。

五、協定書中、部落ト記シアルヲ「各部落従来ノ権利者」ト改ムルコト。

六、特定地ノ年限ハ地上権設定ニ付キテハ九十ケ年以内、永小作権設定ニ付テハ五十ケ年以内ニ於テ之ヲ定ムルコト。

七、元茶畑単独所有地ノ内村社淺間神社ヘ寄付スル残反別全部、即チ従来ノ縁故ニヨリ芹澤多根外百八十二名ヘ金参百円ニテ特売スル土地ニ付キテハ、速ニ其人員ヲ確実ニナシ共有地トシテ所有権移転登記ヲナスコト。

八、協定書ト村会決議ト地番又ハ町歩ニ相違アル点ハ凡

テ村会決議ニ依ルコト。

九、協定書第十五項ノ人名ヲ相当変更スルコト。

一〇、以上第五項、第六項及ヒ第九項ハ郡長許可ノ際更正許可スルコト。

（裾野市役所所蔵「和解関係書類」）

701　茶畑大字山地保護規約　大正14（一九二五）

茶畑大字山地保護規約

第一条　茶畑大字山地保護ハ従来大字持ノ通リ協調ノ精神ヲ以テ永遠ニ維持スベキモノトス。故ニ何等ノ事故アルモ売渡、譲与、質入、書入、交換等ヲナスコトヲ得ス。

但シ区内ニ限リ茶畑協議委員会ノ決議ヲ経タルモノハ此限リニ非ス。

第二条　茶畑大字山地経営上必要ヨリ全部ヲ四区ニ分劃ス。

第三条　前条記載ノ面積及関係権利者ノ確定、左ノ如シ。

一、単独地　　此関係権利者　弐百拾壱人

二、特定地　　此関係権利者　弐百拾壱人

三、料金地　　此関係権利者　弐百拾壱人

第四条　開墾畑及植林地ニ関スル契約、左ノ如シ。

一、開墾畑使用料ハ一反歩年額金壱円五拾銭

二、植林地使用料ハ一反歩年額金拾五銭

三、開墾畑ノ周囲ニ属スル土地ハ一反歩年額弐拾五銭

以上参拾銭トス。

四、料金納期ハ毎年六月、十一月ノ二期トス。

五、各区ニ納金代理人ヲ設ケ納金ノ任ニ当ラシムルモノトス。

六、使用期限ハ開墾畑ハ拾ケ年、植林地ハ五拾ケ年トシ、年期后関係者ニ貸付ヲ継続スル事。

但シ期限ニ至リ茶畑協議委員会ノ決議ニ依リ期間及

料金ノ更新ヲナスモノトス。

「年期后ハ本年二月六日改正ス。」(欄外)

七、料金ノ怠納一ケ年以上ニ亘リ又ハ不当行為ヲ認ムルトキハ、茶畑人民惣代ハ協議委員会ノ決議ニ基キ処分ヲナスベキモノトス。

八、地料収入金ハ務メテ蓄積ヲ謀リ、其所置(ママ)方ハ人民惣代ヨリ大字一同ノ意見ヲ聞キ、然ル後協議委員会ニ於テ決定スルモノトス。

九、従来経営シタル大字紀念(ママ)林及各最寄紀念(ママ)林ハ将来一層ノ保護ヲ加ヘ、伐採期ニ至リ有利ノ処分法ヲ執ルヘキモノトス。

一〇、今後経営スヘキ植林地ハ(ママ)通路ハ予メ関係者ノ協議ヲ遂ケ将来ノ支障ヲ生セサル様計画スベキモノトス。

一一、山地ニ関スル異動ヲ生シタル時ハ其都度届出ヲ怠ラサルコト。若シ手続上ノ欠陥アルト認ムル時ハ処分ヲ受クルモ決シ異議ヲ申立テサルモノトス。

一二、本規約ニ関スル施行細則及台帳整理ハ急速着手スヘキモノトス。

第五条　本規約条項以外ハ明治四十三年八月茶畑大字山地保護規約書ヲ適用ス。

右ノ通リ大字一同協議ノ上確定仕候。然ル上ハ該条項ヲ遵守スベキハ勿論、協和互譲ノ精神ヲ以テ茶畑大字ノ福利発展ヲ期スベク候。依テ連署規約証如件。

大正十四年　月

(茶畑　芹澤充寛氏所蔵「茶畑大字山地保護規約」)

702　深良公有林野に関する施行細則　大正6・2・14(一九一七)

深良村大字深良公有林野ニ関スル施行細則

大正四年五月二十七日深良村深良公有財産管理規程第八条ニ依リ公有林野ニ関シ従前ノ慣行ト現行法トヲ斟酌シ茲ニ施行細則ヲ設ク。

第一条　公有林野境界線ハ町田サトリ洞頭ヨリ上原山終点ヲ経テ須釜入焼切上ニ見通シ塚ヲ築キ檜葉ヲ植エ、

境界線以下ヲ各最寄ヘ貸付ケ、境界線以上ハ大字深良ガ公営セル植林地ヲ除キ大字深良住民ノ入会地トス。

但シ旧来ノ慣行ニ拠リ草ニ就テハ五月一日ヨリ仝月二十三日迄及ヒ七月九日ヨリ土用明ケ後三日迄ノ二期間ハ他最寄ノ地籍ニ入ルコトヲ得ス。薪及ヒ竹ハ他最寄ノ地籍ニ入リテハ伐リ置キヲナスコトヲ得ス。

第二条　大字深良人民ノ入会ニ供シタル土地ト雖モ其ノ一部分ヲ大字公営ノ植林地トナスコトアルヘシ。

前項ノ植林ヲナスニハ予メ常設委員ノ意見ヲ徴シ村会ノ決議ヲ経ルコトヲ要ス。

第三条　公有林野貸付期間ハ大正六年ヨリ大正二十五年ニ至ル二十ケ年間トス。

但シ満期後ハ村会ノ決議ヲ経テ継承スルコトヲ得。

第四条　公有林野貸地ハ期限内ト雖モ村会ノ決議ニ依リテ返還セシムルコトアルヘシ。

第五条　公有林野貸地料金ハ一町歩ニ付一ケ年金壱円ト定メ毎年一月二十日限リ各最寄常設委員集金シ村長ヘ納付スルモノトス。

但シ時世ノ変遷ニ従ヒ物価ニ高低アルヲ以テ十ケ年毎ニ村会ノ決議ヲ経テ料金ヲ定ムルコト。

第六条　時世ノ進運ニ伴ナヒ将来公益ヲ企図セントスル企業家公有林野ノ売買又ハ拝借ヲ希望スルモノアルトキハ、境界線域内貸地ニアリテハ其料金ヲ使用人ヘ四分大字深良ヘ六分収入シ、線外ノ入会地ニアリテハ全部大字ヘ収入スルモノトス。

但シ本文ノ交渉契約等ハ当事者(村長)ニ於テ之ヲ取扱フノ権利ヲ有スルモノトス。

第七条　第五条ノ料金ハ大字深良住民平等ノ権利アルモノトシ、第六条ノ収入金ハ村会ノ決議ニ依リテ村長之ヲ処分スルモノトス。

第八条　公有林野ノ各最寄ニ貸付ケシモノハ該最寄一同任意ニ経営スルト雖モ開墾ハ許サヽルモノトス。

但シ毎戸ニ細分シ地上権ヲ売買スルコトヲ得サルモノトス。

第九条　前条ノ規程ニ背反シ若シ地上権売買ヲナスモノアルトキハ契約書ニ基キ直チニ契約ヲ解除スルモノトス。

第十条　公有林野入会地ニ現存セル欅、木地木(材料用一切ノ木)、新竹等ヲ伐採スルコトヲ禁ス。

第十一条　薪ノ伐採期間ハ年々十二月一日ヨリ翌年四月十五日迄トシ竹ハ年々九月二十日ヨリ翌年二月十九日迄トス。

但シ生槇及ヒ「ノロ」等ヲ他町村ニ売却スルコトヲ禁ス。

第十二条　公有林野借地証書ハ各最寄常設委員其ノ最寄ヲ代表シテ村長宛ニ差入ルヽモノトス。

但シ納料金義務者ノ委任状ヲ添付スルコト。

第十三条　各最寄所属ノ旧郷林ハ従来各最寄ニ於テ納税シ永年保護シ来レルヲ以テ無料トシテ貸付クルモノトス。

右所定ノ事項外ニシテ必要ト認ムル事件ニアリテハ村会ノ決議ヲ経テ追加スルコトヲ得ルモノトス。

附　則

本細則ハ監督官庁ノ許可ヲ得テ発布ノ日ヨリ施行ス。

本細則施行ト共ニ従来所定ノ規約ニシテ本細則ニ抵触スルモノハ之ヲ廃止ス。

右ハ大正四年五月二十七日本村会ニ於テ議決セルモノヲ大正六年一月十九日本村会ニ於テ更正シ更ニ大正六年二月十四日本村会ニ於テ更正セリ。依テ其ノ正確ヲ証スル為メ茲ニ署名ス。

大正六年二月十四日

駿東郡深良村深良公有財産管理者

深良村長　小林久五郎

駿東郡深良村会議員

土屋友次郎

志村長吉

(遠道原区所蔵「大字深良共有ニ係ル資力金並ニ所有地理由」)

703

深良公有林野入会地申合規約

（一九一七）大正6・11・12

深良村大字深良
公有林野線外入山方法及ヒ制限申合規約

駿東郡深良村大字深良

第一条　大字深良公有林野ニシテ公有財産管理規程及ヒ大字深良公有林野ニ関スル施行細則ニ依リ入会地ト定メタル土地ニ対シテハ該規程及ヒ細則ニ依ルノ外本申合規約ニ依リテ処理スルモノトス。

第二条　入会地林野ニ入山スルモノハ大正六年弐月弐拾七日現在大字深良住民ニシテ一戸一人ニ限ルモノトス。

第三条　寄留者及ヒ新タニ他ヨリ大字深良ヘ転籍スル者並ニ一家創立者ハ左ノ加入金ヲ村役場ヘ納付シテ入山スルコトヲ得。

一、転籍者　壱戸ニ付　金壱百円
二、寄留者　壱戸ニ付　金拾　円
三、寄留後転籍者壱戸ニ付　金九拾円
四、一家創立者　壱戸ニ付　金弐拾円

但シ本条ノ加入金ヲ納付スルモノ本字ヲ退去スルコトアルモ返付セサルモノトス。

第四条　元本字ノ住民ニシテ先ニ他市町村ヘ転籍シ後チ復タ本字ヘ復籍スルモノハ前条ノ加入金ヲ免除スル事ヲ得。

第五条　本申合規約ニ依リ入山ノ権利アルモノト雖モ自家用ニアラサル竹及ヒ薪ヲ伐採シ萱刈取ヲナサントスルモノハ村役場ニ出願シ左ノ鑑札料ヲ納付シ鑑札ヲ受クルモノトス。

一、槇伐鑑札　壱枚金五拾銭
二、竹伐鑑札　壱枚金五拾銭
三、萱刈鑑札　壱枚金五拾銭

第六条　鑑札ノ有効期間ハ深良村大字深良公有林野ニ関スル施行細則第拾壱条ニ定メタル期間トス。

但シ竹木伐採萱刈取ノ為メ入山スルモノハ必ス前記ノ鑑札ヲ携帯スヘシ。

第七条　深良村長又ハ監視人ハ何時タリトモ該鑑札ノ検査ヲナスコトヲ得ルモノトス。

第八条　山中ニ於テ鑑札ヲ携帯セス竹木ヲ伐採シ萱ヲ刈取リ又ハ監視人ノ検査ヲ拒ミタルモノハ直チニ退山ヲ命スルコトヲ得ルモノトス。

第九条　大字深良公有林野ニ関スル施行細則ニ於テ定メタル保存竹木ヲ伐採シ又ハ細則ヲ犯シタルモノハ其所為ノ軽重ニ従ヒ五円以上ノ罰金ヲ徴集シ且ツ現品ヲ没収シ場合ニ依リテハ以後ノ入山ヲ禁スル事アルヘシ。但シ本条ノ違犯行為ニ就テハ家族ノ為シタル行為モ戸主ニ於テ責任ヲ負フモノトス。

第拾条　入会地ノ草又ハ落葉ヲ採取スルモノハ鑑札ヲ要セス。

第拾壱条　旧来ノ慣例ニ依リ草ニ就テハ年々五月一日ヨリ仝月二十三日迄及七月九日ヨリ土用明ケ後三日迄ノ二期間ハ他部落ノ地籍ニ入ルコトヲ禁ス。

附　則

本申合規約ハ大正七年四月ヨリ之ヲ施行ス。

右ハ大正六年拾壱月拾弐日本村会ニ於テ議定シ茲ニ其正確ヲ証スル為メ署名捺印ス。

大正六年拾壱月拾弐日

深良村大字深良公有財産管理者
深良村長　小林久五郎
深良村会議員
志村長吉
（ほか一〇名省略）

（遠道原区所蔵「大字深良共有ニ係ル資力金並ニ所有地理由」）

704　切久保・遠道原公有山分割規定　（一九一八）大正7・1・11

公有山分割規定

イ、旧戸　旧来一戸トシテ最寄交際ヲセシモノ。

ロ、新戸　一時潰レ屋地トナリタルヲ復興セシ時。別ニ規定ニヨル（加入規約）。

ハ、新々戸　親戸(ママ)ヲ構ヘテ最寄ニ分割ヲ申出タルトキ。
別ニ加入規定ニヨル。
ニ、新戸ヲ構エテモ自己ノ所有ノ宅地無キ者ニハ分割セザルモノトス。
ホ、自己ノ宅地ヲ所有セザル者ニハ公有山薪其他木財ヲ売却スルモ其利益ヲ配当セザルモノトス。
但シ留山ニセザル公有山並ニ堺上ハ自由入会スルハ差支ナキモノトス。
大正七年壱月拾壱日

切久保常設委員
杉本岩太郎㊞
遠道原　仝
羽田仲藏㊞

（切遠財産管理委員会所蔵「最寄規約」）

705　深良公有林野の貸付契約書・覚書　大正11（一九二二）・4・1

契約証書

住所　静岡県駿東郡深良村深良
住所　東京市麹町区有樂町弐丁目七番地
箱根土地株式会社

右当事者間ニ於テ左ノ契約ヲナス。
第一条　深良村深良ハ其所有ニ係ル左ニ掲タル土地ヲ遊園地及之ニ附随スル一切ノ事業経営ノ為メ箱根土地株式会社ニ貸与スルモノトス。
土地ノ表示
別紙明細書ノ通リ
第二条　箱根土地株式会社ハ右借地料トシテ壱ケ年壱段歩ニ付キ金弐拾銭ノ割合ヲ以テ深良村深良ニ支払フモノトス。
但シ拾年目毎ニ双方協議ノ上五割ノ範囲ニ於テ累進増額スルコトヲ得。

第三条　料金支払期日ハ年々四月壱日限リトシ次年度ノ分ヲ順次ニ前納ノコト。

第四条　箱根土地株式会社ハ不可抗力ニヨリ土地ノ使用ニ付テ損失ヲ受クル時ト雖モ料金ノ免除又ハ減額ヲ請求スルコトヲ得ズ。

第五条　箱根土地株式会社ガ料金ノ支払ヲ怠リタル時ハ深良村深良ハ催告ヲナシ尚応ゼザル時ハ本契約ヲ取リ消スモノトス。

第六条　所有権及ヒ入会権ヲ有スル深良村深良ハ茅、秣、小竹、雑木ヲ伐リ取ルニ付テハ従来ト同シキ権利ヲ行使ス。

第七条　深良村深良ガ従来経営シタル植林ハ勿論今後ニ於テモ会社ノ事業ノ妨害トナラザル限リ相方(ママ)協議ノ上増植経営ヲ為スコトヲ得。

但シ箱根土地株式会社ガ施設ヲナスハ既設植林地タリトモ自由タルベシ。

第八条　第六条及第七条ニ定メタル深良村深良有ノ地上物件ヲ箱根土地株式会社ガ伐採スル時ハ相当代金ヲ支払フモノトス。

第九条　箱根土地株式会社ガ別荘其他ノ施設ヲナサントスル時ハ其ノ場所ノ選定ニ付キ予メ深良村深良ニ通告ヲ為スコト。

第十条　本契約期間ヲ弐拾ケ年トシ期間経過後ハ更ニ弐拾ケ年ヲ更新継続シ尚更新継続スルモノトス。

第十一条　地下埋蔵物及鉱物ノ採取権及温泉等ニ就テハ本契約ニ因リ妨ゲラルヽ事無キモノトス。

第十二条　深良村深良ガ前記契約地ニ誠意ヲ以テ営造物ヲ建設スル場合ニ於テハ箱根土地株式会社ハ其経営ノ事業ニ差支ヘ無キ限リ契約地ノ壱部解除ヲナスコトヲ得。

第十三条　深良村深良ハ本借地権ノ譲渡及転貸ヲ承認ス。

前項ノ場合ニ於テ地域ヲ分割シテ為スモ妨ゲズ。

但シ右譲渡転貸ノ場合ト雖モ借地料ハ箱根土地株式会社ニ於テ支払フモノトス。

第十四条　深良村深良ガ本契約締結前ニ他ト締結シタル契約ハ箱根土地株式会社ニ於テモ承認スルコト。

右契約書弐通ヲ作成シ各壱通ヲ所持ス。

大正拾壱年四月壱日

覚　書

深良村大字深良有ノ土地ヲ箱根土地株式会社ニ貸与ノ為メ契約ヲ締結シタルモ其精神ヲ一層明カナラシムル為メ左記ノ通リ覚書ヲ作成スルモノナリ。

一、契約期間ヲ弐拾ケ年トシ更新継続スルコトヽナシタルモ深良村深良ハ箱根土地株式会社経営ノ事業ガ長期ニ渉ラザレバ其ノ目的ヲ達シ得ザルコトヲ認メ、期間ヲ大正拾壱年四月壱日ヨリ向フ五拾ケ年トシ其期間経過後ハ更新継続シ其ノ更新期間ハ相方(ママ)協議ノ上之ヲ定ムル事ヲ承認ス。

二、箱根土地株式会社事業経営ノ結果地目変換ヲ為シタル場合ハ土地ニ対スル税金ハ箱根土地株式会社ノ負担トス。

三、箱根土地株式会社ハ深良村ヨリ湖尻峠ニ通ズル自働(ママ)車道ヲ開クコト。

但シ契約成立後五ケ年以内ニ於テ右工事ニ着手セザル場合ハ本契約ヲ無効トス。

四、深良村ガ本契約ノ土地ニ於テ経営中ナル深良村猟区ハ此ノ契約ニ因リテ妨ゲラルヽ事無キモノトス。

大正拾壱年四月一日

深良村深良

箱根土地株式会社

(別紙明細書「深良村大字深良有林野線外反別調」(合計反別三〇六町三反四畝一八歩)省略)

(裾野市役所　深良支所所蔵「決議書綴」)

706　富岡村の御料地払下請願書　大正11・3・22(一九二二)

御料地払下請願書

駿東郡愛鷹山御料地及大野原御料地

富岡村地籍

一　御料地総反別七百九拾参町八反八畝参歩

内訳

百六拾八町参反四畝弐歩　千福地籍
弐拾四町壱反五畝五歩　御宿地籍
五町九反九畝弐拾九歩　金澤地籍
二百七拾町参反九畝弐拾参歩　今里地籍
参百弐拾四町九反九畝四歩　下和田地籍

右御料地ノ儀ハ従来本村内前記大字共有土地ニシテ人民一同自由進退致来リ候場所ニ付、今回世伝御料御解除相成候ニ付テハ是非共本村基本財産トシテ当村エ御払下被成下度、本村会ノ決議ヲ経、理由書、絵図面、御料地明細書等相添、此段請願候也。

大正十一年三月二十二日

静岡県駿東郡富岡村長　湯山榮男　印

帝室林野管理局長官事務取扱　山崎四男六　殿

理由

右料地之儀ハ従来前記五箇大字之共有山野ニ候処、明治八年俄然愛鷹山壱等官林及大野原官地ニ編入ノ御達ニ接シ、各字人民一同悲嘆ニ堪エス、民有ノ慣行証蹟アルヲ以テ屢々当該官庁ニ向テ民有据置キ或ハ払下等出願致候モ御採用無之、加之明治廿二年十月宮内省告示ヲ以テ御料地ニ御編入相成候ニ付、一同日夜悲嘆ニ暮レ他ニ策ナキヲ以テ重ネテ尚払下出願致候得共、既ニ該地ハ世伝御料ニ御定相成候趣キヲ以テ御採用之ナク、万策尽キ止ムナク借地開墾又ハ下草払下等ヲナシ一時ノ窮迫ヲ凌キ候モ、隣接山野参千弐百有余町歩ハ普通御料ノ故ヲ以テ沼津町外十ケ町村組合ヘ明治三十二年三月中御払下相成リ候モ、本村前記御料地之儀ハ世伝御料地ナルヲ以テ于今御払下ノ恩典ニ浴スルヲ得ズ。前記組合地ト云ヒ本村地籍ト云ヒ均シク愛鷹山地ニシテ何等異リタル地域ニ非スシテ亦均シク皇国臣民ナリ。只世伝御料ト普通御料トノ差ヲ以テ民有ノ証蹟アルニモ拘ラス払下ノ恩命ニ接セズ、

他ニ財源ヲ得ル処ナキ貧弱ナル山地ノ本村トシテハ実ニ不遇ヲ感シ候次第ニ御座候。然ルニ現今ノ如キ年々人口ノ増殖、生活ノ困難一日モ安堵スヘカラザル場合、殊ニ本村ノ如キ人口五千ニ近ク、之レニ対スル田地僅カニ壱百有余町歩、此収穫何ソ以テ壱村ノ食料ニ充ツルニ足ランヤ。山野ヲ開拓センカ民有山地ニ乏シク、将タ転業センカ其資ト識トニ乏シ。実ニ一村窮地ニ陥リ候次第ナリ。幸ニモ今回右世伝御料御解除相成候趣キニ付キ縦来(ママ)ノ縁故関係ヲ以テ本村基本財産トシテ御払下ノ恩命ニ浴スルヲ得ハ、不遇ノ人民ヲ救済シ本村将来発展ノ基礎トモ相成候儀ニ付キ、特別ノ御詮議ヲ以テ御払下ノ恩命ニ接申度候。然ルニ巷説ニヨレバ豊富ナル愛鷹山組合又ハ他ノ無関係者ニ於テ払下出願致候由、果シテ事実ナリトセバ実ニ本村ニ取リテハ生活上由々敷重大ナル問題ニシテ一村ノ死活是レヨリ大ナルハナシ。希クハ篤ト御調査被下本村ヱ御払下被成下度、此段理由上申候也。

大正十一年三月二十二日

静岡県駿東郡富岡村長　湯山榮男　印

帝室林野管理局長官事務取扱　山崎四男六　殿

（請願地明細書、村会決議書謄本省略）

出願ノ趣詮議ニ難及候条、本願書及返戻候。

□(破損)正十二年三月九日

帝室林野管理局　印

（裾野市役所　富岡支所所蔵「御料地払下ニ関スル記録」）

出願地区

大字名	附号	字名	地番	反	別
千福	イ	千福	九五三	一、六八三	四〇三
御宿	ロ	宿畑上	二六〇		一一
	ハ	小坂	九三五		二三三
	ニ	小アラシ	二、三六六	三九九	四〇三
金澤	ホ	横道下	一		三五三八
	ヘ	大棚	三七		二五〇〇
今里	ト	出口	三三	一、八五	三四一九
	チ	権九郎	一、〇六八		三八六〇三
	リ	日蔭澤	一、一三三		七三三〇九
下和田	ヌ	イシコロバシ	一、一七六	一、八六八	二四
	ル	内山	一、二六六		一九〇〇〇
	ヲ	キミヨウ	一、三三七		二五一六
	ワ	向ヒ	九七六		四二〇
	カ	大野原	一、二六〇	一、〇三七	七三三

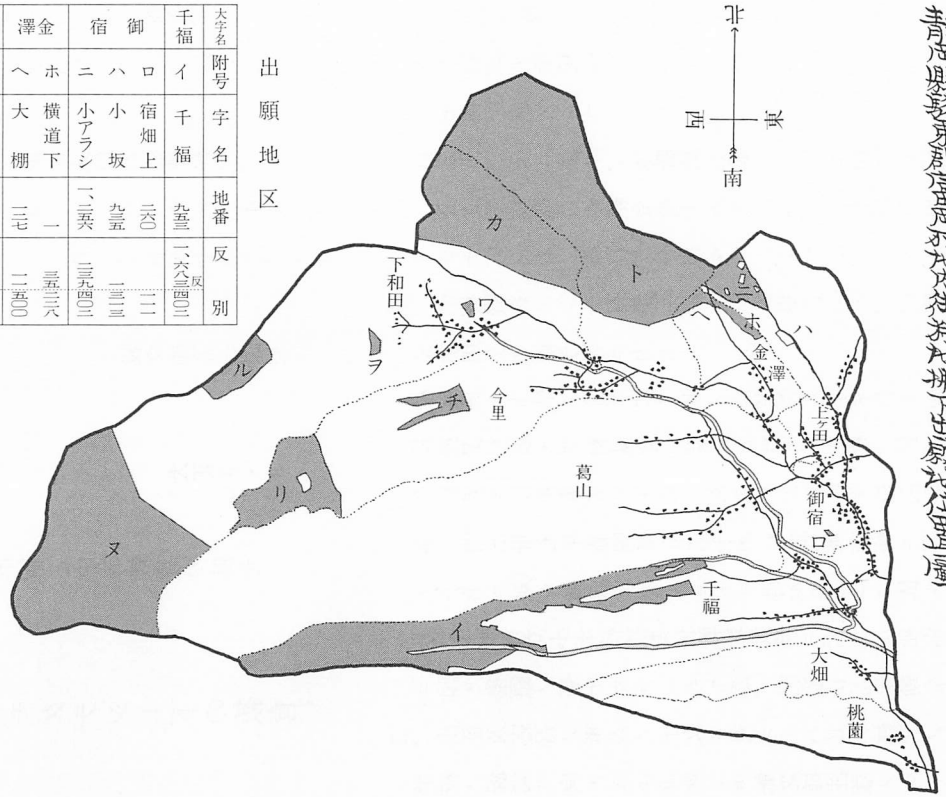

第四節　大正デモクラシー下の教育

(1)　初等教育の革新と中等教育の拡充

707　開戦による留意事項　大正3・9（一九一四）

三第六二六号

大正三年九月十五日　駿東郡第三課長印

各町村長殿

今回ノ開戦ニ就テハ八月二十三日文部省訓令第八号ノ次第モ有之候処、左記事項ニ就キテハ特ニ御留意相成度其ノ筋ヨリ通牒ノ次第モ有之依命此段及通牒候也。

記

一、出征軍人ヲ送迎シ其ノ他適当ノ方法ヲ以テ其ノ行ヲ壮ニシ後援ヲナスハ素ヨリ可ナリト雖モ、之カ為濫ニ学校ノ課業ヲ廃止スルカ如キ事無之様注意ノコト。

二、出征及応召ノ軍人ノ子女ニ対シテハ其ノ修学ノ便宜ニ図リ（ママ）後顧ノ憂ナカラシムル為、明治廿九年勅令第五号（市町村立小学校授業料戦地勤務ニ因レル死傷者等ノ子弟ニ対シ徴収セサルコトヲ得ル規定）ニ依ルハ勿論、明治卅七年静岡県令第十四号（戦地勤務ニ因レル死傷者及従軍者等ノ子弟ニ対スル公立中学校高等女学校授業料及入学料減免ニ関スル件）ノ規程ニ依リ各学校ニ於テ事情ノ許ス限リ其ノ授業料入学学（ママ）料ヲ減免シ、又学用品ノ給与等ニ力ムルコト。

三、学校職員ニシテ召集ニ応シタル場合ニハ、同僚職員ヲシテ応召者ノ職務ヲ分担セシムルコト。

四、公立学校職員俸給令第十五条及小学校令施行規則第百五十三条ニ依リ、休職給ハ成ルヘク多額ヲ支給シ得ヘキ様配慮スルコト。

市町村立小学校職員及公立学校職員応召ノ場合ハ休職報告（小学校ハ郡長ニ公立学校ハ知事）ト同時ニ、前項

ノ支給額ニツキ市町村立小学校職員ニアリテハ小学校令施行規則第百五十三条ニ依リ町村、町村学校組合ノ意見書、公立学校職員ニアリテハ管理者ノ内申書(以上ハ何レモ知事宛)ヲ要スル儀ニ付必ス添付セラルヘキコト。

(裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」)

708　動的教育講習会開催　　大正6・12・20(一九一七)

○動的教育講習会　駿東郡教育会にては来るべき冬期休暇中、一月四日より七日迄御殿場尋常小学校に於て教授法を中心とせる動的教育講習会を開く筈にて、講師は明石女子師範学校附属小学校訓導永良郡事氏なりと。希望者は二十日迄に申出づべしと。

(静岡新報)

709　社頭教育について　　大正9・7・29(一九二〇)

謹啓、時下酷暑の候。いよ〳〵御勇健奉賀候。さて今回別紙の通り社頭教育の施行を試み度候間、神社境内の儀御承認を賜り度願上候。猶該施設御賛同の上何かど(ママ)御援助下され候はゝ幸甚の至に御座候。実は拝趨御面会を得て親しく御願申上くへき筈に候へども、学期末多忙の折柄乍略儀以書中御願申上候。敬具

大正九年七月二十九日

嶽南小学校長　永田捻太郎

御宿常設委員　勝又萬平殿

八幡神社氏子惣代　湯山荘作殿

〃　湯山榮男殿

〃　湯山一殿

社頭教育ニ関スル施設案

一、目的　道徳教育上最モ留意スヘキハ祖先遺風ヲ顕彰シテ忠孝ノ大義ヲ発揮シ、天壌無窮ノ皇運ヲ扶翼シ奉ルト共ニ、東西文明ヲ渾一融和シテ新文明ヲ建設シ、以テ世界ニ貢献シ得ベキ国民ノ基礎ヲ作ルニ在リ。

忠孝ノ精神ヲ涵養スルノ道固ヨリ一ニシテ足ラスト雖モ、敬神崇祖ノ念ヲ盛ナラシムルヨリ、正確ニシテ而モ捷径ナルハナシ。

曩ニ十日間ノ繁農休業ヲナシタルヲ以テ其ノ補充トシテ八月一日ヨリ五日間特ニ授業ヲ行フヘキ予定ナリシモ、暑中休暇前ノ教授時数短縮期ニ於テ、短縮ノ日時ヲ縮メタル結果本月末マデニ補充シ得ベキ見込確実トナレリ。仍テ前記五日間ヲ利用シテ社頭教育ヲ行ヒ、国民思想善導ノ一助タラシメントス。

二、日時　八月一日ヨリ仝五日迄五日間　毎日午前七時ヨリ仝十時マデ三時間

三、場所　七箇所　各字村社境内（下記参考欄参照）

四、方法

1、行事

八月一日　学校ニ参集（下和田ノモノハ分校ニ　今里ノモノハ仮教室ニ）

訓話　事業ノ目的及実際上ノ注意　二十五分

教授　神社参拝ノ作法　二十分

行事　各字別ニ隊伍ヲ編制ス　神社参拝　社殿及境内ノ清掃　二時間

八月二日

第一時　君が代合唱　神社礼拝

祭神　神徳　社格ニ関スル講話　産土神及氏神ノ意義説明　唱歌　以上四十五分

第二時　一、二年　算術科指導的復習　四十五分

三年以上　算術科自由研究

体操

第三時　其ノ字ノ児童トシテ共通ノ短所ト認ムヘキ点ニ就テノ注意　二十分

お伽噺　二十五分

神社礼拝　境内清掃

（中略）

2、担任教員並各字学年別児童数（右男左女）

字＼学年	1	2	3	4	5	6	計	担任教員
千福	三 六	一一 五	九 七	五 九	九 一〇	七 一一	四四 四八	宇津木訓導
御宿	九 六	一三 五	七 七	九 九	六 七	八 六	五二 四〇	勝又雄訓導
上田	三 三	四 五	四 一	六 三	四 二	二 七	二三 二一	芹澤先生
金澤	三 一	二 五	六 六	八 一	四 三	二 四	二五 二〇	勝又男訓導
葛山	一〇 一〇	一一 二一	八 二〇	五 一五	二二 一二	六 一二	五二 九〇	西川訓導 日吉先生
今里	六 六	三 五	五 七	五 六	七 八	六 六	三二 三八	勝又権訓導
下和田	一五 一〇	九 七	九 一〇	九 六	五 五	五 八	五二 四六	杉山訓導

（中略）

五、参考

字	村社名	祭神	社格	名勝	古跡	人口 戸数	短所
千福	十二神社	国常立尊 外十一坐	村社	屏風岩 佐野瀑園	千福城址 普明寺		欠席多シ
御宿	八幡神社	應神天皇	〃				—
上田	神明宮	天照大神	〃				—
金沢	浅間神社	木花開耶姫	〃	神饌幣帛供進	景嶋	千念寺 葛山城址	欠席遅刻多
葛山	浅間神社 八幡神社合祀			〃	旭瀑		遅刻多
今里	浅間神社			村社	銚子口瀑		仝前
下和田	〃						

（御宿区所蔵「（諸綴込）」）

710　理科および体操科目の重視

大正10・1・20（一九二一）

学第一〇四号

大正十年一月二十日

第三課長印

各町村長殿

小学校ノ教科目中、理科体操二科目ノ教授ヲ発達セシムヘキハ時勢ノ要求ニ有之候ヲ以テ之レカ手段トシテ該教科ニ関スル設備ニ付特ニ配慮セラレ度旨屢々申進候。結果体操器械ハ殆ンド各小学校ニ於テ相当設備ニ見ルニ至リタルハ誠ニ喜フヘキコトニ有之候モ、理科器械ハ殆ント之ニ副ハサルモノヽ如ク認メラレ甚遺憾ニ候条、体操器械ノ設備シタルト仝様ノ方法ニ依リ之レラ設備ヲ完成

シ以テ該教科ノ振興ヲ期セラル、様尚特ニ御配慮相得度此段申進候也。

（裾野市役所　須山支所所蔵「学務関係書類　第三類」）

711　佐野農学校から佐野実業学校に変更　大正10（一九二一）・9・21

議第三〇号

小泉村外三ケ村学校組合規約中改正ノ件

大正六年二月廿七日議第六号大正九年六月五日議第三七号決議ニヨル小泉村外三ケ村学校組合規約中左記ノ通改正スルモノトス。

第三条中、農ノ一字ヲ削リ佐野ノ下ニ実業ノ二字ヲ加ヘ左ノ如ク改ム。

第三条　本組合ハ佐野実業学校ニ関スル事務ヲ共同処理スルヲ以テ目的トス

附則

本規約ノ改正ハ公布ノ日ヨリ施行ス

大正十年九月二十一日提出

大正十年九月二十一日決議

駿東郡小泉村長　渡邉孫三郎

理由

当組合ノ経営スル学校ハ従前補習学校ニシテ男女生徒ヲ収容シ教授シ来レル慣例ナリシカバ、本年三月規約ヲ改正シテ農学校ニ昇格シ尚ホ男女生徒ヲ収容スルノ見込ヲ以テ佐野農業補習学校ヲ佐野農学校トシタリシニ、女生徒ヲ収容セントセバ農学校ニテハ適当ナラサルノミナラス法文ニ抵触ノ嫌ヒモアルヲ以テ実業学校トシテ本年四月十五日文部大臣ヨリ認可セラレタリ。是レ規約第三条ト撞着スルヲ以テ本改正案ヲ提出スル所以ナリ。

（裾野市役所所蔵「決議書」）

712　演習場の見学（小泉尋常小学校「校務日誌」より）　大正10（一九二一）・11

十一月十三日　日曜日　晴

一、演習拝観、飛行機見学ノ認可受領。
二、富岡、菅沼、長野、服部、上藤、鈴木、渡邊七名ニテ第二学年以上男女約三百名引率、三島重砲兵旅団練兵場ヘ飛行見学ヲナス。当日ハ風凪ギ所謂飛行日和ニテ、各種ノ戦闘技術行ハレ壮絶、快絶ヲ極メタリ。

十一月十四日　月曜日　晴
一、職員全部出勤。
二、男教員全部ニテ特種演習拝観ノ為メ第四学年以上男女生徒百四十六名ヲ引率、原里村板妻付近ヘ出張ス。午前八時三十一分裾野駅発、午後五時十五分御殿場発ニテ帰着。汽車賃児童一人二十銭宛支出、剰余一銭宛返却。当日ハ御統監アラセラレタル
皇太子殿下ニ対シ数百米ノ内ニテ御敬礼申上タルニ、殿下ニハ畏クモ御丁寧ニ挙手ノ御答礼ヲ賜ハリタリ。演習ハ夕刻ニ至ルモ戦期熟セズ、唯斥候ノ時々出没スルヲ観タルニ過ギザリキ。
三、残余ノ三年以下ノ児童ハ女教全部ニテ一時間授業ヲナシ、付近ニ於テ演習見学ヲナス。
四、名勝、史跡、天然記念物ノ件ニツキ報告ヲナス。

（裾野市立西小学校所蔵「校務日誌」）

713　嶽南尋常小学校分教場設置に関する意見答申の件　（一九二二）大正11・3・17

議第一三号
嶽南尋常小学校分教場設置ニ関スル意見答申ノ件
大正十一年三月十三日学第三五八号ヲ以テ本郡長ヨリ本村嶽南尋常小学校分教場設置ノ為メ左ノ土地ヲ増加セント左記ノ通諮問ニ付別紙ノ通答申スルモノトス
大正十一年三月十七日提出
同　年同月同　日決議
駿東郡富岡村長　湯山榮男
記
学第三五八号

駿東郡富岡村

其ノ村嶽南尋常小学ニ対シ左記事由ニ依リ分教場ヲ設置センカ為左ノ土地ヲ増加セントス

右其ノ意見ヲ答申スヘシ

大正十一年三月十三日

静岡県駿東郡長　古澤俊次

記

一　駿東郡富岡村金澤九番地永田榮三郎所有ニ係ル借地駿東郡富岡村葛山字中里七百五十八番ノ一七百五十八番ノ三畑壱反六畝拾壱歩

二　事由

(一)富岡村字葛山中里七百五十八番ノ一七百五十八番ノ三ニ嶽南尋常小学校分教場ヲ設置スルコト

(二)右分教場収容区域ハ大字今里、金澤、及葛山ノ内中里、田場沢ノ四部落トシ他ハ収容セサルコト

但四部落ト雖トモ父兄ノ希望ニ依リ本校ニ就学セシムルコトヲ得

(三)同分教場ノ学年ハ四学年ヲ限度トシ学級ハ二学級ヲ越ヘサルコト

但学級児童数制限ヲ超過スル場合過剰児童ハ本校ニ就学セシムルコト

(四)分教場敷地四百九十一坪(字中里七百五十八番ノ一全七百五十八番ノ三)ハ同分教場存続中校舎寄附者ニ於テ無料提供ノコト

但分教場廃止ノ場合ハ提供者ヘ返附ノコト

(五)校舎ハ富岡村今里勝又熊太郎外百六十一名寄附ニ係ル亜鉛葺平家壱棟建坪六拾坪(廊下附)外便所一棟ヲ之ニ充ツ

(六)学制ノ改正官庁ノ命令其他止ムヘカラサル事情ノ為分教場廃止ノ場合児童ハ全部本校ニ就学セシムルコト

以上

(裾野市役所所蔵「決議書」)

714　嶽南尋常小学校敷地に関する意見答申の件　大正14（一九二五）・3・26

諮第壱号

嶽南尋常小学校敷地ニ関スル意見答申ノ件

大正十四年三月十九日本郡指令学第三六四号ヲ以テ本郡長ヨリ左記ノ通リ諮問ニ付別紙ノ如ク答申スルモノトス

大正十四年三月廿六日提出

富岡村長　西島親則

記

駿東郡指令学第三六四号

富岡村会

其ノ村嶽南尋常小学校々地トシテ左記甲号ノ土地ヲ指定シ之ニ本校及中里分教場ノ位置ヲ変更シ現在校地タル乙号ノ土地ヲ除去セントス其ノ意見ヲ諮フ

大正十四年三月十九日

駿東郡長　北里善従印

甲号

地番	地目	反別	摘要
富岡村大字御宿字宮原上六〇三ノ一	畑	反 六〇一	買収
仝 六〇〇	仝	三〇〇五	仝
仝 五八四	山林	一六一一	仝
仝 五八二	畑	〇二一	仝
仝 五八三	仝	二〇一五	仝
仝 五八〇	仝	二一一五	仝
仝 六〇七	仝	二九一二	仝
仝 六〇八ノ一	畑	三五二七	仝
仝 六〇六ノ二	仝	〇二三	仝
仝 六〇六ノ一	仝	一四二六	仝
仝 六〇五ノ一	仝	一三一八	仝
仝 六〇四	仝	六〇五	仝
以上ノ内約八反歩			

乙号

地番	地目	反別	備考

富岡村御宿宿頭	三四三ノ二	学校敷地		四五二	坪	本校敷地
仝	三四三ノ一	宅地		二二一		仝
仝	三四三ノ三	田	二	九〇六	反	仝
仝	葛山中里七五八ノ一	畑	一	六一一	内溝敷九歩	中里分教場敷地

（後略）

（葛山共有財産管理委員会所蔵「嶽南尋常小学校敷地ニ関スル意見答申ノ件」）

715　学校問題の富岡紛糾拡大　昭和2・1・27（一九二七）

学校問題の富岡紛糾拡大

分村と児童が就学をかざして県へ陳情

駿東郡富岡村岳南小学校の移転問題は（ママ）報の如く村会で同校の移転改築を可決し本県では移転改築に要する教育費低利資金貸付の指令まで交付したる処、同村南部村民は移転に絶対反対を唱へ曩に（ママ）校の移転予定地実地調査のため出張した前本県学務部長土岐書記官一行は南部村民のため同村役場で包囲され危く袋叩きになる許りで這々の体で引揚げ、爾来県当局では村民の感情が冷静に帰るまで形勢傍観の態度に出たが、同村南部及北部村民の感情は益益悪くなるのみで移転反対派の南部村民は遂に北部と分れて小村を経営するため分村許可の申請を県へ提出するに至り、尚三十年前の村政問題まで再燃して到底収拾すべからざる状態に陥ったが、県当局では四月の就学児童入学期を眼前に控へて現状を持続すれば更に問題は一層拡大するのみであるから何とか新入学期前に円満なる解決を付けるべく頭を悩ませてゐるが、南部反対派の代表者鈴木嘉吉外二名は二十六日県庁へ出頭し廣瀬教育課長及山崎地方課事務官に面会し移転を中止するか若くは南北分村を許可して呉れるか県の確たる方針を聞きたいと陳情し、県では代表者を種々諭して帰村せしめたが県でも何時まで煮へ切らぬ態度で居る訳にも行かず、兎に角移転は村会で可決したことであるから同村長の申請通り移転の許可指令を交付するらしいが、移転反

対派の南部村民は県が断乎として移転すれば村税滞納及び就学児童を入学せしめず南部のみで適(ママ)な対応策を講ずるまでゝあると極度に憤慨してゐるから県当局の出やうでは問題は益々悪化する模様である。

（静岡新報）

716　臨時委員設置規程

昭和2・2・15（一九二七）

富岡村規程第拾八号

臨時委員設置規程

第一条　本村嶽南尋常小学校並ニ中里分教場移転改築ノタメ臨時委員ヲ設ク

第二条　委員定数ヲ二十名トシ本村公民中村会議員ノ被選挙権ヲ有スルモノノ内ヨリ本村会ニ於テ之ヲ選挙ス

第三条　委員ノ任期ハ特ニ之ヲ定メズ目的ノ事業終了ニ至ル迄其ノ職ヲ行フモノトス

第四条　委員ノ担任スベキ職務ノ概目左ノ如シ

一、第一条ノ目的ヲ遂行スベキ諸般ノ事項ヲ調査研究スルコト

二、村長ノ諮問ニ答ヘ又ハ其協議ニ参与シテ意見ヲ開陳スルコト

三、前二項ノ外其目的ヲ貫徹スベキ諸般ノ事項

第五条　委員ノ費用弁償ハ左ノ通リトス

一、手当一日ニ付金壱円

二、汽車賃、汽船賃、車馬賃、宿泊料ハ其時ノ実費ヲ支給ス

昭和二年二月十五日決議

仝年　仝月十六日発布

（裾野市役所　富岡支所所蔵「富岡村規程綴」）

717　富岡校落成式

昭和4・9・12（一九二九）

富岡校落成式

既報駿東郡富岡村では問題の小学校も移転新築され二十数年来の紛擾も全く解決し九月一日の新学期から新学校で授業を行ってゐるが、尚ほ同村では去る二日落成祝賀

会を催すべき処、色々な事情から十月上旬に延期し当日は永年の禍根を一掃する為め落成式を機会に青年団の陸上競技とか其の他種々な催しをなして全村を挙げて祝賀気分に満つべく準備中であると。

（静岡新報）

718　寄付物件受領の件

（一九二二）大正11・9・21

議第四八号

寄附物件受領ノ件

一泉小学校児童運動用現品　寄附者　勝俣為治郎

内訳

一グローブ　八ケ
一ミット　壱ケ
一バット　弐本
一ホームプレート　壱枚
一ボール　半打
一グローブ用油　壱本
一ネット用原料糸　全
一ベース用切布原料　全

以上

此見積価格金五拾円也

右ハ泉尋常高等小学校児童体育ノ目的ヲ補ハン為運動用寄附申出ニ付之ヲ受領スルモノトス

大正十一年九月二十一日提出

仝年　〃　月　〃　日決議

駿東郡泉村長　芹澤多根

「一」（後筆）読会異議ナシ

二　読会仝上

三　読会省略可決確定」

（裾野市役所所蔵「村会決議書　第一類」）

719　深良村尋常高等小学校々舎建築及移転改築の件

（一九二三）大正12・8・2

議第四六号

一、深良村尋常高等小学校々舎建築及移転改築ノ件
深良村小学校ハ大正十二年度ヨリ高等科ヲ併置シタル為メ校舎増築ノ必要ヲ生ジタルヲ以テ左記ノ通リ増築シ且ツ旧校舎ハ甚ダシク腐朽シタルガ故ニ改築ノ上別紙図面ノ位置ニ移転スルモノトス
大正十二年八月二日提出
大正十二年仝月仝日決議
（後筆）「第一読会異議ナシ第二読会異議ナシ第三読会異議ナシ可決確定」
（後略）
（裾野市役所　深良支所所蔵「決議書綴」）

720　**県立沼津中学校学級増加に対し寄付**　（一九二四）大正13・10・2

議第三七号
県立沼津中学校学級増加ニ対シ寄附ノ件
県立沼津中学校学級増加ニ対シ大正十三年度ニ於テ金七十一円六銭ヲ本県ニ寄附スルモノトス
大正拾参年拾月弐日提出
（後筆）「大正拾参年拾月弐日決議」
（後筆）「第一読会異議ナシ第二読会異議ナシ第三読会省略可決」
駿東郡深良村長　松井謙保
（裾野市役所　深良支所所蔵「決議書綴」）

721　**幼稚園設置**　（一九二五）大正14・1・29

議第五号
一、幼稚園設置ノ件
大正十四年度ヨリ幼稚園ヲ設置スルモノトス
大正十四年一月廿九日提出
深良村長　松井謙保
（裾野市役所　深良支所所蔵「決議書綴」）

722　特殊行為者申報

昭和3（一九二八）・12・21

昭和三年十二月二十一日

深良尋常高等小学校長　大　庭　寛印

深良村長　小　林　聿　殿

特殊行為者申報

村内左記ノ者、昭和二年四月七日ヨリ昭和三年現在マデ（十四回延員数壱参八）休業日ニ本校へ出張。児童ノ為メ無料ニテ本業ノ斬髪ヲ為シ児童ノ衛生整容ニ功献スル所尠ラズ、誠ニ奇特ト存候ニ付此ノ段及申報候也。

記

深良村新田　理髪師　中村榮（ママ）次

（氏名文字不明）

（裾野市役所　深良支所所蔵「議事関係書類」）

723　佐野実業学校の教育概況

昭和4（一九二九）・2

学校ヨリノ希望

教育ハ学校ト家庭ト連絡シテ其ノ事ニ当ラネバ其効ヲ収メ難キ故、常ニ両者相提携シ気脈ヲ通ジ同一歩調ニテ生徒ノ教養ニ当リタイト思ヒマス。故ニ左ニ二、三学校ノ実施事項及希望ヲ述ベテ御家庭ノ参考ニ供シマス。

1、家庭ニ於テ予習復習ハ一時間乃至三時間位ヲナサシメラレタシ。

2、去年四月ヨリ学期学年試験ハ廃止サレ平常考査ニヨリ成績ヲ定メ修業卒業ヲ認ムルニ付、尚更平常ノ勉強ヲ奨励セラレタシ。

3、裁縫ハ材料ヲ必ス持参セシメラレタシ。

4、実習ハ一週一回（二時間）ニテ農作物ノ栽培調製等ノ技能ヲ習フノ外、勤労ヲ尊ブ風ヲ養フ為ナレバ喜ンデコレヲナサシムル様セラレタシ。

5、欠席遅刻ハ生徒ノ学習ノ連絡ヲ欠キ勉強ノ妨トナリマスカラ成ルベク之ヲナサナイ様ニ注意セラレタシ。

6、服装ハ男子ハ洋服及実習服、女子ハ所定ノ服装ヲナサシメ経済上運動上ノ便宜ヲ得セシメラレタシ。

7、学資ハ明細簿ヲ利用シテ冗費ヲ省キ節約ヲ旨トセラレタシ。

授業料　一、五〇　校友会費　、二〇　其他筆墨紙代等ニテ約一ケ月弐円

8、言葉ヲ丁寧ニ礼儀正シク規律アル生活ヲナス様良習慣ヲ作ラシメラレタシ。

9、家庭ノ仕事ハ力メテ之ヲ手伝ハシムルコト。

10、家庭ニ於ケル希望又ハ学校ヘノ注意等ハ遠慮ナク申出ラレタシ。

（中略）

七、教授訓練

一、教授

1、方針

イ、普通学ノ教授ニハ最モ力ヲ注ギ徹底的ニ之ヲ行ヒ生徒ノ学力養成ニ大ニ努力スルコト。

ロ、実業学科ハ地方ニ適切ナル教材ヲ撰択シ実地観察実験実習等ニヨリ実際的ノ知識ヲ授クルコト。

2、方法

イ、生徒ニ予習復習等自己学習ヲ奨励シ以テ自為心ヲ喚起セシムルコト。

ロ、講演式ハコレヲ避ケ問答式ニヨリ開発的指導教授ヲナスコト。

二、訓育

1、方針

訓育ハ教授ト相待ツテ学校ノ二大事業ナレバコレニ全力ヲ注グハ勿論ニシテ、殊ニ本校ノ如キ実業学校ニ於テハ他日卒業ノ上ハ自ヲ農業ニ従事シ労働ニ力メ質素勤勉以テ郷党ノ指標トナリ国民ノ中堅トナラシメントスルモノナレバ、訓練ニ最モ重キヲ置キ意志ヲ強固ニシ身体ヲ鍛錬シ労苦ヲ厭ハズ然モ趣味ヲ高尚ニシ規律アル生活ヲナス等ノ習慣ヲ養ハザルベカラズ。故ニ職員ハ卒先実践窮行其ノ範ヲ示シ指導督励ニ勉メ、些末ナルコトト雖モ苟且ニ附セズ確実ニ遂行セシムルヲ要ス。

2、施設

イ、校訓　左記ノ校訓三ケ条ヲ定メテ入学ノ初メニ於テ之ヲ授ケ常ニ服膺シ之ヲ実行セシメ以テ完成ヲ期セントス。

一、誠　実

二、勤　勉

三、敬　愛

ロ、校歌

校歌ヲ制定シテ生徒ノ士気ヲ鼓舞ス。

（後略）

（静岡県立裾野高等学校所蔵「諸綴」）

724　教育教授の郷土化について（須山・深良尋常高等小学校）　昭和6（一九三一）

（前略）

○駿東郡須山尋常高等小学校訓導　勝又隆義

諮問案

其校教育教授の郷土化に関し特に留意すべき具体案如何

答申

㈠　時代の要求する郷土教育の意義を研究しその目的観を確立する事

教育教授の方法、方便としての郷土化に満足せず教育の主義目的としての郷土教育に立脚し、郷土の開拓創造にまで進むる事。

㈡　郷土観を確立する事

郷土の範囲は郷土意識を本とし漸次に拡大発展せしむ。

㈢　郷土に立脚したる学校経営方針を樹立する事

(1)　郷土の過去・現在を調査しこれを基調として学校経営方針を立つる事。

(2)　学級主任は学校教育方針を本とし、郷土に即したる学級経営案を作製する事。

(3)　経営案の立案には徒に理想に走るを避け実行を

主眼とし細目に亘る事。

(四) 郷土化すべき教育材料を精細に研究蒐集し教育教授の基礎を立つる事

(1) 教授方面

各教科毎に郷土材料を蒐集し、教授細目の郷土化を行ひ実際教授の基調を作製する事。

(2) 訓練方面

郷土の長所短所を調査し、これに即して訓練実行要目を作製しこれが実行を図る事。

(3) 養護方面

体育衛生に関する郷土的欠陥を調査しこれに立脚したる養護方針を立つる事。

(4) 教授は児童の発達程度に適応すべき事。

(5) 教授は直観を主とし作業的発見的ならしむる事。

(五) 郷土読本を編纂する事

郷土読本により郷土化の統一を図る。

(六) 郷土室の経営を計画する事

郷土室を経営し郷土の直観、作業に便せしむ。

(七) 補習教育により郷土化の充実を計る事

郷土の開拓創造を図らんには小学校の延長としての補習教育の充実を図ること緊要なり。

(八) 郷土人の協力援助を求むる事

郷土教育の徹底を図るには郷土人の援助に俟つ所多し。

(中略)

静岡県駿東郡深良尋常高等小学校

諮問事項

其校教育教授ノ郷土化ニ関シ特ニ留意スヘキ具体案如何

答申案

我カ校教育教授ノ郷土化ニ関シ特ニ留意スヘキ所ヲ左記ノ通及答申候也

一、我ガ校農業的施設

(本村ハ旧甲州街道ニ沿ツタ純農村デアツテ卒業生

ノ大部分ハコノ農村内ニ留ツテ一家ヲ経営シ、本村ヲシテ文化的ニモ経済的ニモ発展セシメネバナラヌ使命ヲ以テキル。更ニ考ヘレバ今ヤ農村問題ハ重大ナル国家問題トナツテキル。斯フシタ時ニ於テヨク農業ヲ理解シ質朴ナル思想ヲ持タセ農村生活ノ能力ヲ養成スルコトハ極メテ肝要ナコトヽ思フ。）

1、学校実習地ノ経営

イ、農業実習地ノ基本調査

種目	反別	位置	土質	深度	灌漑排水	気象
畑（田ハ中止）	三・七五アール	運動場ノ南端校舎ヨリノ距離約一〇〇米	壌土	深イ所六〇cm 浅イ所三〇cm 平均四五cm	三方ガ低地ナル故排水ニ便 一方ニ用水アル故水ヲ散クニ便	日射通風良天気調 晴一六三 雨三六 曇五六 気温―室内ニテ最高八三度最低四二度

ロ、実習生徒　指導者

指導者　農教養成所卒　小宮山訓導

生徒　高一、二男　四十三名

実習地ヲ十二組ニ別ケテ担当セシム

ハ、作物　野菜類、小麦、玉蜀黍、（撰択ハ自由）

（郷土ノ自然ニ対シテ何レガ適当デアルカハ試作ニ依ツテ）

ニ、実習ニ関スル記録簿

備品台帳、農園日誌、収支計算簿、当番日誌

ホ、収穫物処理

生徒慰労会　種子　肥料購入

2、学校園ノ経営

イ、学級園　各学級ニ分担サレテキルモノハ

尋一―四　各一坪　運動場東端道路ニ沿ツテ

尋五、六　各二坪　仝　形矩形

高等科　玄関先　六坪　形種々

○名札　各級ノ

○主任　各受持

ロ、庭木保護

位置、御真影奉安所附近
玄関先、校地ノ周リ―主ニ桜、檜苗

3、螟虫駆除実施　本村農会ノ補助
本村ハ気候ガ割合低キタメカ螟虫ノ害少シサレド毎年苗代期二回之ヲ行フコトハ以前ヨリノ行事トナレリ
尋四以上ノ児童ハ各字ニ分レ字主任引率ノモトニ行フ

4、諸調査
一ツハ村農会ノ補助トナリ一ツハ郷土ノ調査ノタメ農業的諸調査ヲ行ナハシム（主トシテ高等科ノ各字組長ヲシテ）
家畜ノ調査　犬　兎　豚　鶏
郷土地理ノ必要事項

5、農作物ニ依ル学校基本財産畜積（ママ）
毎年児童一人ニ米三合麦三合甘藷三本ヲ寄納セシメ之ヲ販売シテ基本財産ヲ畜積（ママ）シツヽアリ

創始大正十四年七月　昭和五年度末　三一三・四四円

二、郷土室ノ設置
（郷土教育ニ必要ナル資料ヲ蒐集シ一室ニ備付ケテ置クコトハ座シテ郷土ノ状勢ヲ知リ得、教授ニ対シテハ直チニ直観資料ヲ供給シ得テ便ナルモノデアル。我ガ校ニ於テハ特ニ其ノ完成ニ留意スル所以デアル。）

1、位置　玄関突当ノ部屋ニテ職員室ト一方ハ校長室
衛生室トノ間

2、面積　間口二間　奥行四間　八坪

3、使用シ得ル壁ノ面積　一〇坪

4、備付資料
イ、書籍類　富士愛鷹箱根熱海火山の地質研究
北伊豆震災要誌　震災地新興生活要綱
深良村勢一般　静岡県大正震災誌
動物、植物図鑑　駿東郡誌

静岡県勢要覧　日本一の静岡県
江川太郎左ェ門　郷土地理研究
我が郷土教育施設
ロ、地図類　静岡県郷土地図　駿東郡図　深良村図
郷土研究図――学校ヲ中心トスル等距離図
地勢図、住民分布図、或家ノ宅地使用図
歴史地図、交通図
ハ、写真　岩波風穴　深良川　蘆ノ湖　公共家屋
風景　森林　東電発電所　信号所
橋　南堀切通　葵澤　気象　社寺
一般行事
ニ、図表統計　労働季節別表　生産額表　土地利用状態年次別表　人口職業別年次別調
雨量図　農作物季節図表　字別人口密度図
ホ、標本類　動物標本　植物標本　生産物標本　神代杉
ヘ、肖　像　日露戦争戦死者　其他功績ノアツタモノ
ト、歴史的遺物　古土器ノ片　埴輪模型

5、郷土室略図

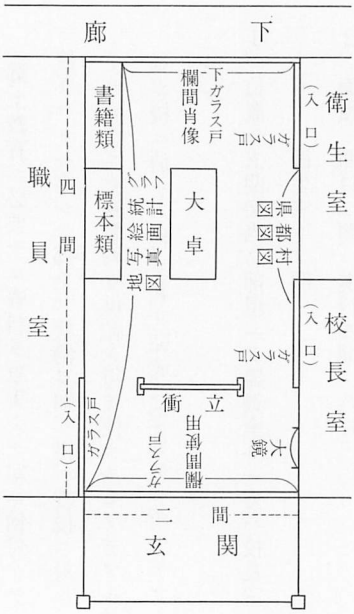

（裾野市立東小学校所蔵「駿東郡郷土之研究録」）

725　私立小学校温情舎について

（一九三三）昭和8・8・23

（前略）

温情舎小学校は労資協調をモットーとする一大家族主義集団の不二農園に働く人達の子弟を教へるカトリックの小学校で、校主は篤□（破損）神山復生病院長岩下荘一氏、□（破損）は現在四十八名、先生の月給が□（破損）。

◇

□（破損）の教へるところの互助精神は□（破損）他に見られない美風で、常に□（破損）闘争の絶対にない楽園、聞くも床しいエピソードが数限りなく織込まれてゐる。

◇

温情舎と不離の不二農園は、財界の大立物だつた岩下清周氏が失脚して籠つたところ。

◇

当時原敬、野田卯太郎、横田千之助氏等政界の巨頭や、財界の立役者井上、団、郷、池田、岡崎氏等が出入した清周氏のわびしい遺物である。

◇

親爺の罪亡ぼしにと令息荘一氏が開校したのが即ち温情舎小学校。

◇

（後略）

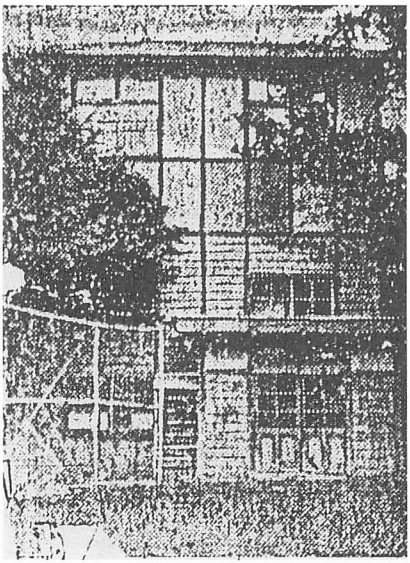

（写真は温情舎小学校）

（東京日日新聞）

(2)　社会教育と農村青年共働学校

726　青年会の事業（須山村）　大正9・8・23（一九二〇）

須山村（駿東郡）

本会事業に関する件別に之とて御通報申上べき事業も無之候へ共、現在事業の二三を計上御通知申せば

一　農繁期に現役兵家へ労働助勤をなすこと。

二　桑園五反歩を作り共同にて優良品種の桑樹を植栽し模範桑園となす。

三　共同墓地を年二回洒掃をなす。

四　救護隊と称して一定の規則を設け須山村消防組員を養成し須山村消防組予備員とす。正会員にして消防組員にあらざるものは全部隊員となす。

五　一月一日より三十日間毎年早起会を行ふ。其事業は道路の修繕、神社の洒掃、兵式教練等なり。

六　十二月より四月に至る間夜学を行ふ夜学校二校あり、図書館二あり。（須山村青年会長菅沼甚作君報）

（静岡民友新聞）

727　青年団並に処女会の設置及び発達改善について　大正9・11・29（一九二〇）

学第一八〇四号

大正九年十一月二十九日　　第三課長印

各町村長殿

青年団並ニ処女会ノ設置及発達改善ニ関シテハ殆ント御会同ノ都度訓示若クハ指示セラレタルノミナラス、屢々通牒等ヲ発シテ御考憲（ママ）ヲ煩ハシ置キ候処、其ノ基礎確実ナラズ其ノ内容ノ充実セサルモノアルノミナラス、処女会ノ如キハ其ノ設置サヘ見サル者郡下二十七ケ町村中十九ヲ算スルノ状況ナルハ、畢竟青年処女ノ自覚乏シキコト其ノ主ナル原因ト被存候ヘ共、従来郡下一定ノ指導経営方針ノ確定セルモノ欠如セルカ為メ各位並ニ有力者等ノ之レカ指導ノ標準ニ差支ヘ居ラレ候事モ其ノ一因ト被

存候ニ付、今般別紙ノ通リ指導経営方針ヲ定メラレ且ツ訓令セラレ候。

今ヤ内外ノ情勢ハ青年処女ヲシテ愈々深ク其ノ責任ヲ自覚シテ将来国運ヲ扶翼スルノ意気ヲ旺ニシ、明ニ立国ノ本義ヲ体得シテ忠亮堅実其ノ帰嚮ニ惑フコトナク固ク自主自立ノ精神ヲ把持シテ、勇猛策進其ノ修養ヲ励ムノ要痛切ニ感セラレ候折柄、内務文務(ママ)両大臣ハ去ル十一月二十四日第四回ノ訓令ヲ発セラレ候。

殊ニ今回全国青年団代参者ノ明治神宮ヲ参拝スルニ当リ、畏クモ　東宮殿下ノ拝謁ノ光栄ヲ賜ハリ候ノミナラス優渥ナル令旨ヲ賜ヒ、青年ノ嚮フ所ヲ示サセラレ給フヲ拝承候ニ至テハ、誠ニ恐懼ニ堪ヘサル次第ト存シ候。然ルニ郡下ノ現状ハ前述ノ如クナルニ至ツテハ愈々恐懼措ク能ハサル処ニシテ、之レカ発達改善ニ関シテハ其ノ局ニ当ルモノト然ラサルモノトヲ問ハス、我郡民ノ挙ツテ鋭意努力セサルヘカラサルコト、存シ候。

幸ニ別冊指導経営方針ハ其ノ草案ニ就キテハ、既ニ各位並ニ町村青年団幹部及指導援助等ニ当ラル、有志者ノ賛助ヲ得タルモノニ有之候ヲ以テ本方針ハ全郡民ノ手ニ依リテ成リタルモノトモ被存候ニ付、要ハ只々実行如何ニ有之事ト被存候。何卒前述ノ趣旨篤ト御領知ノ上、町村民ヘ一般ニ周知セシムルト共ニ之レヲ動機トシ此ノ機ヲ利用シテ郡下一斉ニ青年団処女会並ニ実業補習学校ノ設置及内容改善ヲ実現セラレ、以テ東宮殿下ノ台旨ニ答ヘ奉リ時代ニ適応スヘキ青年処女タラシムル様偏ニ御高配相得度依命此段及追牒候也。

（裾野市役所　須山支所所蔵「学務関係書類第三類」）

728　今里少年消防

大正10（一九二一）・4・7

今里少年消防　◇四日発会式挙行＝

駿東郡富岡村下和田区にて曩に婦人消防隊を組織せる由は既記の如くなるが、今回更に同村今里区にては消防部長坂田貞雄青年会長勝又照雄の両氏発起となり少年消防隊を組織し、去る四日午後一時より同所東端空地に於て

発会式を挙行せるが、同隊員は二十八名を以て一隊とし之に監督一人を附し五名を一班とし各班に軽便ポンプ一台宛を備へ付ありて行動敏捷成績良好。

（静岡新報）

729　公衆作法について

（一九二一）大正10・7・19

学第一三八一号

大正十年七月十九日　　第三課　長印

各町村長殿

公衆作法ニ関スル件

先般文部省ニ於テ開催相成候生活改善講習会ニ於テ社交儀礼ニ関スル協議会相開キ、公衆作法ニ就キ別紙ノ通リ協議決定相成候趣通牒有之候間、貴部内学校青年団処女会其ノ他各種教化団体ニ対シ教育上ノ参考ニ資セシメラル、様御取計相成度此段及通牒候也。

公衆作法　（別紙）

第一　集会ニ関スル事項

一、儀式、講演、其他一般集会ニハ相互ニ時間ヲ尊重シ予メ開会並ニ閉会ノ時間ヲ定メテ之ヲ励行シ、已ムヲ得ザル場合ノ外閉会ノ挨拶終ル迄退場セヌコト。

二、会場ニ於テ着席スル際ハ最前列ノ席ヨリ順次ニ着席シ、妄ニ席ヲ譲リテ時間ヲ空費シ或ハ先ヲ争ウテ秩序ヲ乱ス様ナコトヲセヌコト。

附司会者ハ予メ会場ノ座席ヲ定メ置クコト。

三、儀式、講演、其他一般集会ノ席ニ於テハ妄ニ戸ヲ開閉シ歩行ニ音ヲ起テ或ハ談笑シテ静粛ヲ破リ殊ニ悪罵、嘲笑、咳払等集会ノ妨ケトナル様ナ事ヲセヌコト。

四、会場内ニ於テハ帽ヲ戴キ或ハ外套襟巻等ヲ纏ハヌコト。

但特別ノ場合ハ此ノ限ニアラス。

五、劇場、寄席等ニ於テハ前項ニ準シ男女席ハ之ヲ厳守シ風紀ヲ紊サヌ様ニスルコト。

附場内ニ於テ妄ニ飲食喫煙セヌコト。

第二　会食ニ関スル事項

一、会食ニハ成ルベク食卓ヲ用ヰ簡易ヲ旨トスルコト。
二、主人又ハ司会者ハ予メ来会者ノ席次並ニ次第等ヲ定メ置クコト。
三、会食ニハ服装及身体ノ清潔ニ注意シ且容儀ヲ乱サヌ様ニスルコト。
四、食事中ハ身辺及器中ヲ取乱シ或ハ食事ニ音ヲ起テ妄ニ他人ノ前ニ手ヲ延シテ物ヲ取リ、或ハ卓上ニ肘ヲツク等ノ行為ヲナサヌコト。
五、会食中ノ談話ハ用語、話題ニ注意シ相手ニハ不快ノ感ヲ与ヘヌ様ニスルコト。
六、盃ノ交換ヲ廃シ挙盃ヲ以テ之ニ代ヘルコト。
七、会食ニ際シ余興ヲ為ス場合ニハ其選択ニ注意シ、成ルベク食前又ハ食後ニ於テ之ヲ為スコト。

第三　通行ニ関スル事項

一、街路通行ノ際ハ規定ノ側ヲ通リ又人道車道ノ区別アル場合ハ之ニ従フコト。
二、道路ハ常ニ清潔ニ保チ妄ニ痰唾ヲ吐キ不用物等ヲ棄テヌ様ニシ、掃除ノ際ハ成ルベク塵埃ヲ起テヌ様ニ注意スルコト。
三、交通頻繁ノ場所ニ於テハ児童ヲ遊バセヌ様ニスルコト。
四、道路ニ於テ妄リニ立止リ或ハ多人数横列ニテ歩ミ通行ヲ妨ケヌ様ニスルコト。

（後略）

（裾野市役所　須山支所所蔵「学務関係書類第三類」）

730　少年団発会式　大正11（一九二二）・1・14

少年団発会式　駿東郡小泉、泉、深良、富岡の四小学校及温情舎、佐野実業学校の六校にても中部連合少年団を組織し岳陽少年団に加盟する事に決し、十一日小泉校に各分団長会を開き愈来る二月十一日紀元節を卜し盛大なる発会式を挙行する由。

（静岡新報）

731　小泉村青年団決議　大正11（一九二二）・7・13

●小泉村青年団決議　駿東郡小泉村青年会では十日午後一時から同小学校内に役員会を開いて左記の件を決議した

一　本会は自今絶対に酒宴を催さざること

二　本会員は多数集合の場席に於ては必ず禁煙を励行すること

三　静岡県青年団長会議には岩田会長出席し協議案提出等に関しては一切を岩田氏に一任すること

四　今夏期中に於て県庁備附の民力涵養活動写真会を開催すること

五　中駿青年連合会（小泉、泉、深良、富岡）へ提議して四ケ村連合にて会報発行をなすこと

（静岡新報）

732　天長節祝日並に学制頒布記念の件　大正11（一九二二）・10・24

号外

大正十一年十月二十四日

須山村長　菅沼甚作

各組長殿

天長節祝日并ニ学制頒布紀念（ママ）ノ件

十月三十日ハ畏クモ明治大帝ガ教育勅語ヲ下シ賜ハツテ学制頒布五十年紀念（ママ）日ニ当リ全国一済（ママ）ニ休日トナリ、本村モ同日ハ休日トシ学校ニ於テハ之カ紀念（ママ）ノ為祝賀式挙行候ニ付、一般村民ハ挙ツテ其式ニ参列相成様致度「時間ハ午前九時ヨリ」。

十月三十一日ハ御承知ノ如ク天長節祝日ニテ午前九時ヨリ学校ニ於テ拝賀式挙行候条、同日モ村名誉職員ハ勿論一般村民ハ挙ツテ其式ニ参列相成様、洩レナク御示達御取計相成度此段御通知申上候也。

意注　十月三十日　両日ハ一般休日トシ各戸国旗
十月三十一日　ヲ揚グルコト

反省して見ると吾々は兎角其の日其の日の業務に逐はれて居つて、自分等当然の任務である我が子の教育の事ですら不行届勝であることを感じます。世界文明国が国民の全部に十八歳までの義務教育を施すなどいふ文化戦争の目覚ましい現代にあり乍、我が国ではタツタ六年でおまけに二部教授だの複式だの三学級二教員だのと騒いで居る有様では恥しい事であります。転じて社会の現状を視れば朝から晩まで教育の趣旨に正反対な現象で満され、綱紀粛正のけたゝましい声も何の効果も挙げ得ない様な体たらくであります。こんな事で三大強国など己惚れて安心して居る様では無反省もひど過ぎる。吾々は節約デーにも賛成です。時間も励行します。安全週にも反対しませんがそれにまして家庭教育、学校教育、社会教育を十分に革新するために自分等の今日までとつた様な手ぬるい不熱心な状態を脱却して、教育と云ふことをセメテ一日丈でも真剣に誠実に省察し実行するのが疑もなく目ざめた声であると信じます。恰も好し本年五月、平和博覧会を機として催された全国教育大会に於て教育デーの設定が提議せらるゝや、日本全国から集まつた三千有余名の会衆は割るゝばかりの喝采の下に満場一致を以て決議しました。そこで吾々は慎重審議の結果、教育に因縁の深い十月卅日を教育デーとし此の日に於て男女貧富を問はず村民残らず教育の事を篤と考へ且つ行ふことにしたいと存じます。願はくば村有志諸君他人の事と思はず率先して此の挙の為め御尽力下さる様希望致します。十月三十日は畏くも明治大帝が教育勅語を下し賜はつた日で学制頒布五十年紀(ママ)念日にあたります。此の日は各戸国旗を掲げ赤飯、餅等一家団欒家庭的に教育尊重の誠意を表して下さい。

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類第三類」）

733　活動写真会開催

大正14（一九二五）

駿教第六一号

大正十四年六月十九日　　駿東郡教育会長

各町村長　　殿

各小学校内常議員殿

活動写真会開催ニ関スル件

農繁モ昨今稍々緩和サレ候折柄、本会ハ茲ニ教育、娯楽、且ハ慰安ノ目的ヲ以テ巡回活動写真会ヲ開催致度ニ付キ左記御含ミノ上御尽力相煩度候也。

記

一、巡回日割

六月廿五日足柄村	六月廿六日小山町	六月廿七日北郷村	七月十　日長泉村
六月廿八日須走村	六月廿九日大平村	六月卅　日御殿場町	七月十一日清水村
七月　一日玉穂村	七月　二日印野村	七月　三日原里村	七月十二日高根村
七月　四日富士岡村	七月　五日須山村	七月　六日富岡村	七月十三日静浦村
七月　七日深良村	七月　八日泉　村	七月　九日小泉村	七月十四日大岡村
			七月十五日金岡村
			七月十六日鷹根村
			七月十七日浮島村
			七月十八日原　町
			七月十九日片浜村

但町村ノ事情ニヨリ右期日ヲ変更シ度キ向ハ其旨申出ルコトヲ得

二、開催当日々程

1、教育講話　本会々長　社会教育主事及小学校長

2、映　　写　電気館技手担当

三、映画種目

1、銀婚式御盛儀

2、ラヂオノ解剖

3、特務鑑（ママ）「関東」ノ遭難

4、名馬ト熊

5、其他沢山（別紙）

四、入場料其他費用　入場料ハ大小人五銭均一　其他費用一切不用

五、会場　町村小学校又ハ劇場
本会常議員(小学校長)ハ町村長ト協議ノ上定ムルコト
六、会場設備　本会ニ於テ之ヲ行フ
七、観覧者勧誘　児童ヲ通シ宣伝シ可成多数集メラレタシ
八、注意事項
左記ノ件至急報告スルコト
1、活動写真会希望セザレバ其旨
2、希望スルモ期日ヲ変更シタキモノハ其旨
3、前記日割ニテ執行差支ナキモノハ其旨
報告スルコト

(裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類第三類」)

734　**建国祭に式・講演会開催のすすめ**　大正15・2・9(一九二六)

学第一五〇号
大正十五年二月九日
駿東郡役所第三課長印

各町村長殿

建国祭ニ関スル件

建国祭挙行ニ関シ建国祭準備委員長ヨリ申出ノ次第モ有之候処、紀元節ニハ従来学校官公衙其他ニ於テ挙式ヲ行ヒ、又一般ニ於テハ国旗ヲ掲揚スル等祝意ヲ表スルト共ニ建国ノ精神ヲ回顧シ国民精神ノ涵養ニ努ムル処アリト雖モ、我国現下ノ状勢ニ鑑ミ建国ノ祭日タル紀元節ノ佳辰ニ於テ、建国ノ精神ヲ徹底セシメ国家観念ヲ旺盛ニシ弛緩セル国民ノ精神ヲ振起作興スルノ方策ヲ講シ候事ハ最モ適切ノ事ト存シ候。建国祭ト称スルモ其ノ趣旨亦之ニ外ナラサルモノト被存候ニ付、紀元節ニ於テ学校、青年団、少年団、在郷軍人分会、処女会、婦人会其ノ他ノ団体ヲ始メ国民一般カ或ハ神社々殿ニ又ハ学校等適当ノ場所ニ参集シテ壮厳ナル挙式ヲ行ヒ、又講演会ヲ開催スル等適当ノ方法ヲ講スルハ可然儀ト被存候条問合セノ向モ有之此段及通牒候也。

追而各種団体ニ対シテハ貴職ヨリ普及方御取計相成度

申添候也。

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類第三類」）

735　須山実業補習学校から須山公民学校に変更　大正15・5・31（一九二六）

学第470号

大正十五年五月三十一日

駿東郡村立須山実業補習学校管理者

駿東郡須山村長　渡邊善作

静岡県知事伊東喜八郎殿

実業補習学校名称学則生徒定員変更ニ付認可稟申本村立須山実業補習学校名称及学則中修業年限、学科、学科目並教授時数及生徒定員左記ノ通リ変更致度候ニ付御認可相成度、理由ヲ附シ大正十年県令第六六号実業補習学校設置廃止及教科書ニ関スル細則第二条□□□此段稟申候也。

記

一、名称　静岡県駿東郡村立須山公民学校

変更ノ理由、従来補習学校ト称シタルハ課程ノ如何ヲ問ハズ小学校教科ノ補習教育ヲナスガ如ク軽視スル傾キアリシガ、曩ニ実業補習学校規程ノ改正ヲ見、実業公民教育ヲ重視セラルヽコトトナリ補習ナル校名ヲ快シトセザルモノ多ク補習教育刷新上校名変更ノ必要ヲ痛感セリ。然ル処今般青年訓練所設置ニ関スル勅令ノ公布アリ。此際補習学校ノ教育内容ノ改善ヲ図リ兼テ青年訓練所ノ課程ヲ修得セシムベク学則ヲ変更シ、公民的訓練ノ実績ヲ揚ゲントスルニ際シ其ノ名称ヲ以テ其ノ実ニ即セシムル為校名ヲ変更セントスルモノナリ。

二、学則別紙ノ通リ

変更ノ理由、補習学校ノ教育内容ヲ改善充実シ兼ネテ青年訓練所ノ課程ヲ修得セシメムトスルニ在リ

三、生徒定員　男子部　六十名

変更ノ理由　入学志願者増加シタルニ依ル

女子部　四十名

変更　女子就学希望者多ク新設ノ必要ヲ認メタルニ依ル

附記

学則ニツキテ変更ノ箇所一々摘記スベキ筈ノ処大部分ノ改正ノ為メ複雑ヲ来ス虞有之候ニ付、新旧学則各別綴リトシテ提出致候条特別ノ御詮議相成様致サレ度、尚学則変更ノ主要点ハ別紙ノ通リ追申致候。

（中略）

〔男子部〕毎週教授時数并ニ課程表

学科目＼時数＼期	前期 教授時数	前期 課程	後期 教授時数	後期 課程	研究科 教授時数	研究科 課程
修身、公民	二	人倫道徳ノ要旨	二	全上及国民生活ニ必須ナル心得	二	全上
教練体操	一	教練体操競技	一	全上及軍事講話	一	
普通学科 国語	四	普通文ノ読解作文習字	三	全上		
数学	三	四則小数諸等数分数珠算	二	全上及比例利息算求積代数幾何		
歴史			一	国体ノ大要		
地理				国勢ノ大要		
理科	一	理科大意		全上		
職業科 農業	三	農業大意	三	全上及実習	四	全上及農業経済
職業科 商業						
職業科 工業						
外科 教練			二年 九〇 三年 九〇	各個教練、部隊教練、陣中勤務、旗信号、距離測定	一年 九〇 二年 九〇 三年 四〇	全上
（音楽）						

前期毎週十四時　年十五週　二百十時間トシ
後期毎週十二時　年十五週　百八十時間トス
科外教練九十時間
研究科毎週七時　年十五週　百五時間トス
科外教練九十時間

〔女子部〕毎週教授時数并ニ課程表

学科目＼時数＼期	前期 教授時数	前期 課程	後期 教授時数	後期 課程	研究科 教授時数	研究科 課程
修身公民	二	人倫道徳ノ要旨及作法	二	全上及公民心得		全上
国語	四	普通文ノ読方習字方書	四	全上	不	全上
算術	二	四則諸等数分数小数珠算	二	全上		全上

家事	二	衣食住育児等家事ノ大要	二	仝上看護法家計簿記等	定	仝上	仝上		
裁縫	二一	通常衣服ノ裁方縫方等	二一	仝上		仝上			
農業	二	農業大意	二	仝上	時	仝上			
体操	三	体操遊戯	三	仝上		仝上			
計	三六		三六						

一週三十六時　年十週　三百六十時間トス

（裾野市役所　須山支所所蔵「許可認可指令書綴第一類」）

736　泉青年訓練所規程

（一九二六）大正15・6・23

大正十五年六月二十三日認可
静岡県指令社第八三九号

静岡県駿東郡泉村立泉青年訓練所規則

第六条　訓練項目ノ課程左表ノ如シ

		第一年次		第二年次		第三年次		第四年次	
		時数	課程	時数	課程	時数	課程	時数	課程
修身及公民科	教練	三〇	人倫道徳ノ要旨国民生活ニ必須ナル心得	三〇	仝上	三〇	仝上	三〇	仝上
	国語	一〇〇	各個教練部隊教練陣中勤務旗信号距離測量軍事講話体操競技	一〇〇	仝上	一〇〇	仝上	一〇〇	仝上
	計	四〇〇	普通文ノ読解作文習字		仝上		仝上		仝上

第一章　目的名称及訓練期間

第一条　本訓練所ハ青年訓練所令ニ依リ青年ノ心身ヲ鍛練シテ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ以テ目的トス

第二条　本訓練所ハ静岡県駿東郡泉村立泉青年訓練所ト称ス

第三条　訓練期間ハ四ケ年トス

第二章　訓練項目時数及訓練季節

第四条　訓練項目ハ修身及公民科教練普通学科職業科トス

第五条　訓練時数ハ四ケ年ヲ通シテ修身及公民科百時教練四百時普通学科二百時職業科百時ヲ下ラサルモノトス

普通科学科					職業科
三〇					二〇
数学	歴史	地理	理科	農業（商業）	
四則小数諸等数分数珠算	国体ノ大要	国勢ノ大要	理科大意	農業大意及実習	
全上利息算比例求積	全上	全上	全上	全上	
全上代数幾何	全上	全上	全上	全上	
全上	全上	全上	全上	全上	
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇

前項訓練項目ハ教練ヲ除クノ外適宜分合シテ之ヲ授クルコトアルヘシ

第七条　現ニ学校ニ在学スル者若クハ相当ノ学力アリト認メラレタルモノ又ハ特別ノ事由アル者ニ対シテハ一部ノ訓練項目ヲ課セサルコトアルヘシ

第八条　訓練時期訓練日及毎訓練日ノ始終ノ時刻凡ソ左ノ如シ

訓練時期	期間	訓練日
第一期	自一月一日至三月三十一日	自一月十日至三月廿日（日曜ヲ除ク）
第二期	自四月一日至八月三十一日	四、五、七月ハ毎月第一、第三日曜日
第三期	自九月一日至十二月三十一日	自十一月一日至十二月廿日（日曜日ヲ除ク）

訓練時間	毎訓練日ノ始終ノ時刻			
百十五時	自午後六時至午后十時	自午前七時至午前十時	自午后六時至午后十時	弐時間
十六時	自午前七時至午前十時	自午后六時至午后十時	弐時間	
八十四時	自午后六時至午后十時	弐時間		

本条ノ日時及始終ノ時刻ハ場合ニヨリ臨時変更スルコトアルヘシ

第九条　本訓練所ノ毎年ノ訓練ハ一月ニ始マリ十二月ニ終ル

第三章　入所退所修了及費用

第十条　本訓練所ノ入所期ハ毎年一月トス但シ已ムヲ得サル事情アリト認メタル者ハ中途之ヲ入所セシムルコトアルヘシ

第十一条　本訓練所ニ入所スルコトヲ得ル者ハ前年十一月三十日ニ於テ十六歳以上十七歳未満ノ者トス
但シ止ムヲ得サル事情アリト認メタル者ハ十七歳以上ニシテ入所セシムルコトアルヘシ
第十二条　本訓練所ニ入所セントスル者ハ左記様式ノ願書ヲ本訓練所ニ差出スヘシ
（後略）

（裾野市立東中学校所蔵「泉青年訓練所規程」）

737　赤潮会日誌（抄）　大正15（一九二六）

七月廿一日　雷様の休日を理用（ママ）して会員共同事業を行ふ。事業は中野貞作様方作仕事にお使ひ願ひ、一人壱円伍拾銭弁当自参にて終日労働し金弐拾一円を得たり。
八月十六日　本朝四時起床し朝食後青年基本林下刈を行へり。焼の空に似たる若人の意気旺盛にして短少時間に終了を見る至れり。此に清涼たる富士を望み南に三嶋大社の奉祝花火の雷鳴を聞く毎に勇み行く青年の心こそ尊し。
十月拾七日　本日村秋祭を卜して富岡村青年体育会出場選手の分団予選に際し、我が会員は秋晴れのグラウンドにランニングの姿やさしく勇飛した。
拾月廿日　東に西に紅葉織り初む今日、田畑は金波を寄せ汗の結晶を見る時、村々に響く祭の声今日も二本松の祭典にて賑やかな山花車の出ると聞く。ライムとも言ふべき時既に十時に近き頃、二本松より青年中老来たりて依頼を受け何等練習も無く人も仕事に精励しつゝ有る人々に話し監理者等にも依頼して行くに決す。十二時半下りて取附仕度して夕暮より初めたり。二本松全部を廻り途中辻にて、せり合ひ等あり午後十二時に終る。礼として十五円戴く。
拾月廿二日　誤楽（ママ）的芸術とし他村に依頼されそして他所の人々と相対して、志やぎりの時真に一心なれば非常なる被労（ママ）を感ずるものなり。で、今夜二本松より送られた拾五円の内五円にて酒肴を整へ慰労会を催せり。

拾壱月七日　赤潮会員半数にて現役兵家庭援助の為終日手伝に畑を耕せり。

昭和弐年度赤潮会実行事項

一月一日　百人煩悩の犬を逐ふべく山寺より撞出したる鐘が止んで、一時も立たぬ間に、夜の帳は明放なされた。我が赤潮会員一同は村社浅間神社に参り、伊勢大廟並び皇居遥拝を行ひ村社に国家安全村内安全を祈願せり。

一月二日　初集会の決議に依り午前五時半、起床御諒闇中なれど朝起会を実行すべく非常用水溜の端並びに道路修繕を初めたり。是より毎日実行せり。

一月四日　本日は初山会員全部は此の日を期し薪、壱把づゝ倶楽部に出すことを実行せり。

一月五日　倶楽部の周囲不整理の為め先輩者諸兄並び監理者最寄総代組長様の集会を願ひ、屋根の(雨垂除)軒石等の案一決して築工に着手せり。経費は櫟立の櫟売却高一百参拾弐円の内参拾弐円丈け工費に貰ひ受けたり。残り壱百円は赤潮会基本財産とする計画を立て赤潮会の礎は愈々堅固となれり。夜は御諒闇中なれども、新年宴会懇談会を催し現代の時勢を顧り見て会員一同の覚悟(ママ)を促がし、共に修養に励み何事も現実の世と悟り奮闘努力を致すべく誓ひたり。

一月十二日　倶楽部の(雨垂除)出来上りたり。長さ十四間三尺代金八円七十銭也。(但シ一間六十銭)

一月十日　我が赤潮会員一同は消防組を後援すべく又剛健精神を養ふべく今夜より夜警を毎日実行せり。

(田場沢区所蔵「記録簿」)

738　富岡村社会教育委員設置規程　昭和2(一九二七)

富岡村規程第三十一号

富岡村社会教育委員設置規程

第一条　社会教育教化ノ振興ヲ図ルノ目的ヲ以テ本村ニ社会教育委員ヲ設置ス

第二条　社会教育委員ハ本村内ニ於ケル自治産業教育教化等ニ関係アル各機関団体ノ代表者幹部並ニ一般有識

者ニ対シ村長之ヲ委嘱ス

第三条　本村社会教育委員ハ名誉職トシ其ノ任期ハ四ケ年トス但シ職務上支障アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ解職スルコトアルヘシ

第四条　社会教育委員ハ委員会ヲ組織ス

委員会ハ村長之ヲ招集シ村長ヲ以テ会長トス

第五条　社会教育委員及委員会ノ職務概ネ左ノ如シ

一、社会教育ニ関シ村長ノ諮問ニ応シ又ハ意見ヲ開陳ス

二、社会教育ニ関スル施設ノ普及ヲ図リ其ノ利用ヲ奨励スルコト

三、社会教育機関ヲ援助シ其ノ機能ヲ発揮スルコト

四、社会教育ニ関シ市町村並ニ各種団体其他関係方面ノ連絡協力ヲ図ルコト

五、社会教育ニ関スル重要ナル事項ヲ協議シ本村社会教育諸機関ノ諮問ニ応シ又ハ進ンテ意見ヲ開陳スルコト

（裾野市役所　富岡支所所蔵「富岡村規程綴」）

739　赤潮会日誌（抄）

昭和4（一九二九）

二月十五日　寒き日も努力せられたる功あり路としても大体終了と同時に最寄の人々に認められ村より一金九円也を頂きたり。それに引続き道路係より芹沢桂次郎並に健次郎氏二人方に慰労として菓子一包寄贈せられたり。

二月二十日　田場澤最寄雑林地の下木を最寄より頂戴いたし、人員十二名十二駄薪を切り来り。其后入札をなし中村義雄様が落札せり。其の金額は一駄一円四十銭平均にて売りたり。

三月二十日　赤潮会集会を催し議決案として四月の村社浅間様の祭典に付き余興として活動写真を行ふ事に決定せり。金額は五十円内外、買人として中村重雄芹沢一榮大石隆男中村孝一四名と定めり。期日は十五六日、場所芹沢武平様屋敷を借れ十五日早朝より仕度をな事（ママ）とせり。

四月十五日　活動写真を行ひ収入百四十八円七十五銭売

上げたり。

四月十五日　田場沢芝原にて例年通り葛山分団体育大会を催され操点一位をしめ我が赤潮会が優勝せり。

七月二十日　例年の通り会費を取る可べく櫟立学林の下刈を行ひ監理者に申請の故一人一円四十銭にて行ひたり。其后一人十銭宛にて慰労せり。

九月一日　櫟立基林下刈せり。

九月二日　我が富岡村数十年の間争ひて居た学校そして旧校舎移して九月二日を以て落成式を行ふ事となり。我が赤潮会は花車を出す事になり午后より学校内に入り暫く行なひ、后、佐々木文作をお送り御馳走になり其の上金十円を頂だきたり。

（田場沢区所蔵「実行事項」）

740　静岡に現れる新しい共働村　（一九二七）昭和2・1・30

静岡に現れる新しい共働村

科学的な共産村の実現へ理想にもえる岡本利吉氏

◇

府下大島町二の三一共働社の岡本利吉氏はかねてから、共働村民による村の経営を計画してゐたが、最近静岡県駿東郡富岡村葛山で約四十町歩を買取り、こゝに氏の理想になる共働村を作る事になつた。

◇

こゝは現在雑草と樹木とでおほはれた自然そのまゝの原野であるが、氏はこゝを切り開いて稲田とし、更に副業として麦、たうもろこし、いも、落花生、かぼちや等を作る外牛と豚の牧畜をやり更に大仕かけな養鶏もやる計画を進めてゐる。

◇

この村は「主人のない村」で村民はすべて共働し『労力は節約されて新生産を興し、新生産の収入は蓄積されて共働組織へ資本が充実し資本の充実は労働能率を高め、これは更に新生産を起す』原動となるといふじゆん環経済がこの村の組織の基となつてゐる。

◇

更に村には農村開拓青年学校が建設される事になり、目下その準備は着々と行はれてゐる。この学校の特色は『模範的個人』の養成が目的で、人間学校とも称され、生徒も無月謝の代りに、講師も無報しうで、朝は教育、午後は労働に従ふので、一ヶ年で卒業し、卒業生は全国に分布して、共働農村の全国的普及を計るのである。

◇

右につき岡本利吉氏は語る

我国の人口は年々七十八万人増加しつゝある。一口に移民といふが七十八万の移民などゝいふ事は資力が許さない。今後の人口問題の解決は要するに山を利用する生産共働の産業組合組織による外はない。人の改造と共働とは今後の人口問題解決のかぎである。

（東京朝日新聞）

741　**農村青年共働学校主催の民衆文芸教育大講演会**　（一九二八）昭和3・2・24

民衆文芸教育大講演会　共働学校主催で

沼津市外富岡村農村青年共働学校主催民衆経済文芸教育大講演会は、来る二月二十六日午後六時より沼津市上本通り沼津座に於て開催される由であるが、弁士及演題は次の如くである。

近代心の解剖（新居格）新興文学に就て（木村毅）商業制度の将来（笠原商学士）中堅人物教育（岡本利吉）外農村青年共働学校弁論部員

（静岡新報）

742　**校務日誌（抄）**　（一九三〇～一九三一）昭和5～6

二月十四日　土　雨　四十二度

二月十六日午后七時半ヨリ本校ニ於テ講演会開催

講師　岡村（ママ）共働学校長

二月十八日　水　曇　三十八度
本日午后一時ヨリ岡本氏ノ講演会ヲ下和田ニ開催ノコト
真田操氏ヲ招キ講演会ノ件打合セ

二月一日　月　晴　六十度
葛山共働学校生徒七八名来校、農村改良講演会開催ノ希望ニツキ教室借用方申込来ル

（裾野市立富岡第二小学校所蔵「校務日誌」）

743　『町の横断面』　裾野(c)　昭和8・8・23（一九三三）

農民共同（ママ）青年学校は、わが国消費組合運動の指導者岡本利吉氏が経営してゐる、特に毛色の変つた学校。

◇

裾野の街から一里半富岡村葛山奥にあり今でもランプ。

◇

学校はデンマークの国民高等学校に倣つて農閑期の十二月から三月まで開校し、農村の中堅人物を養成するのが主要目的。

◇

実習に周囲の山を開墾し、山腹の荒蕪地利用をやつてゐるが、まだ〳〵わが国の耕地面積は、いくらでも増やす余地が多分にあるとのこと。

◇

そして陸稲、甘藷、麦を作り山麓で牧畜をして……等々消費組合の機構を通じ有無相通ずるといつた現代語の農村自力更生を、最も困難な地に求めて理想に進みつゝあり、毎冬百名内外の青年が全国から集まつて来る。

（東京日日新聞）

744　嶽南純真学園の略図と間取り　年月日不詳

（葛山　勝又常一氏所蔵「農村青年共働学校調査資料」）

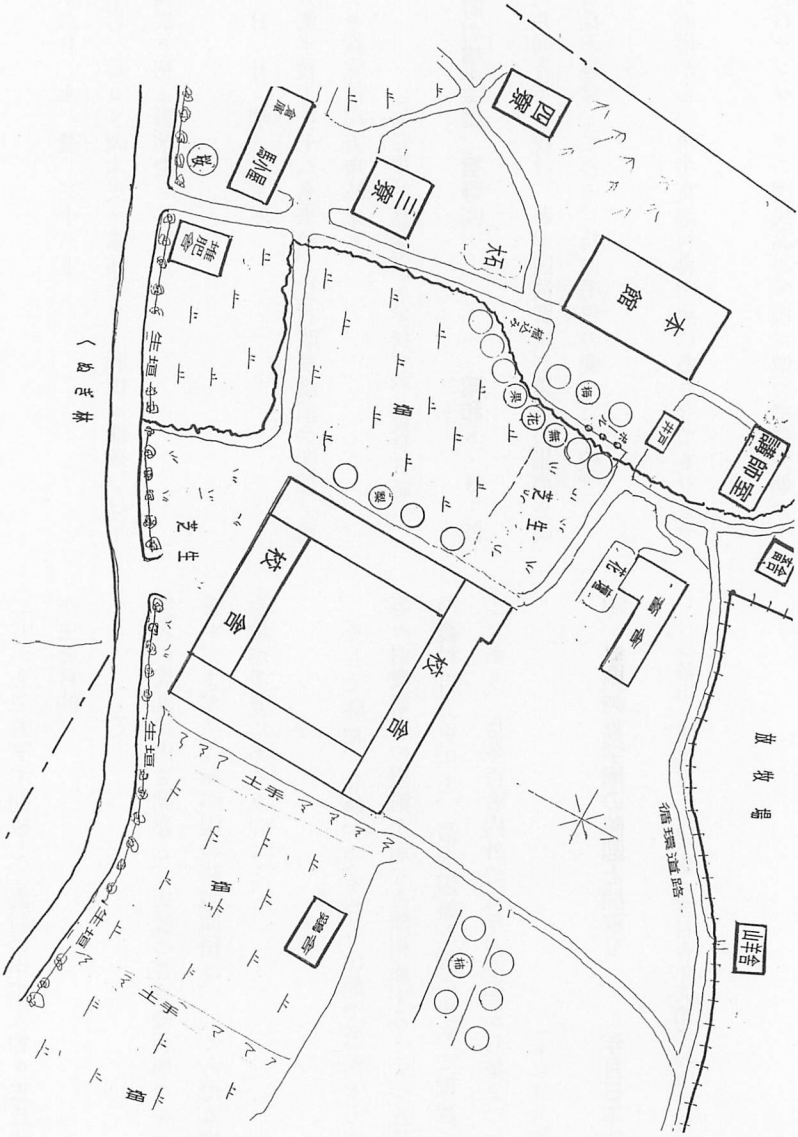
校舎
校舎
校舎

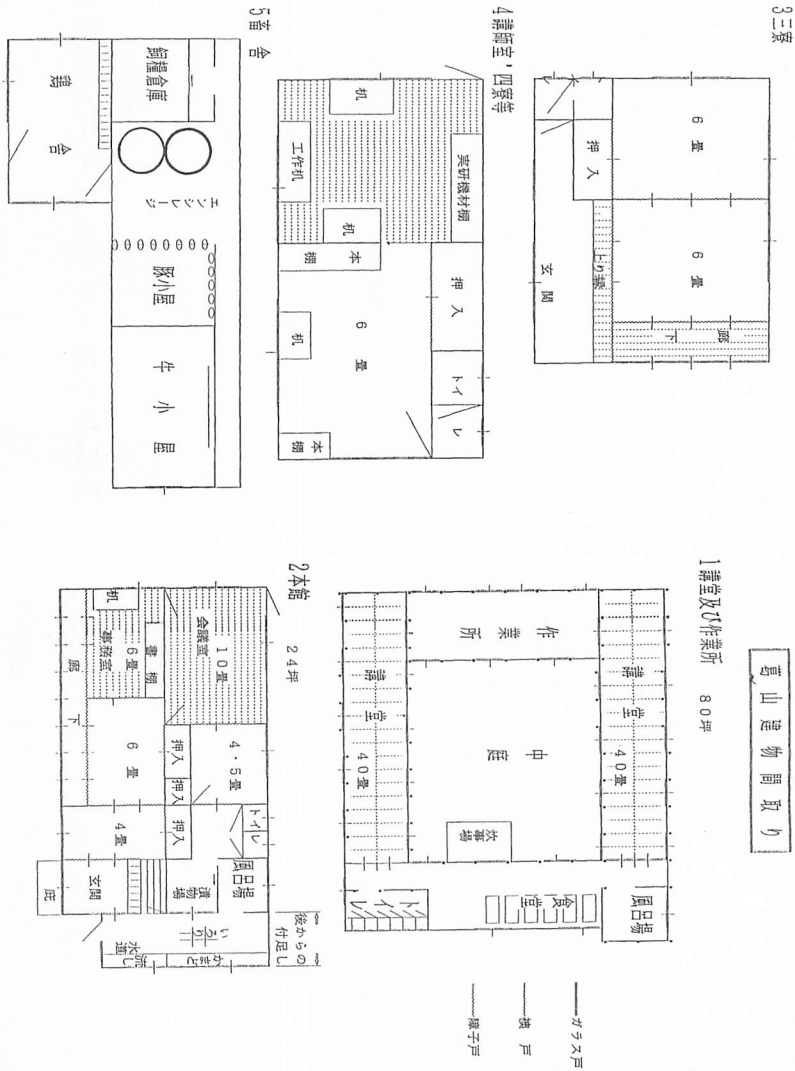
馬山尋常小学校物間取り
1講堂及び作業所　80坪
講堂
40畳
作業所
中庭
教壇
風呂場
便所
ガラス戸
横戸
障子戸
2本館　24坪
10畳
会議室
書棚
6畳
事務室
機
4・5畳
挿入
6畳
4畳
玄関
風呂場
遊物場
便所
水道
かまど
いろり
後から増し付足し
3二号
6畳
挿入
上り口
玄関
4講師宅，四号等
実研機材棚
工作机
机
本棚
6畳
トイレ
5番　合
鋼鐵倉庫
ミンビージ
豚小屋
牛小屋
講堂
合

第五節　大正デモクラシー期の地域政治

(1)　村政の動向と自治

745　富岡村三大字分離決議書・請願書　大正3・3（一九一四）

控

決議書

明治四拾三年四月弐拾三日決議ニ係ル当富岡村之内御宿・千福・上ケ田ノ三大字ヲ分離シ新ニ壱村ヲ構成センタメ前回ノ意思ヲ襲踏シ茲ニ左ノ事項ヲ決定ス。

一　当富岡村ノ内三大字ヲ分離シ一村ヲ構成センタメ其筋ニ請願書ヲ提出スルコト。

一　分離請願書提出スルニ於テハ如何ナル困苦モ耐忍シ飽マテ願意ヲ徹底セシムルコト。

一　中途意思ノ変更又ハ挫折ハ契テ為サヽルコト。

右決定候也。

大正参年三月八日

三大字住民一同

請願書

駿東郡富岡村御宿・千福・上ケ田

請願人　湯山一

外弐百弐拾壱名

請願ノ事実

請願者等ノ居住スル御宿・千福・上ケ田ノ三大字ヲ富岡村ノ区域ヨリ分離シ新ニ一自治区トナシ一村ヲ設置セントスルモノ也。

理（由脱）

別冊理由書之通。

右町村制第三条ニヨリ請願仕候間、何卒特別之御詮議ヲ

以テ速ニ御処理相仰キ度候也。

駿東郡富岡村御宿
番地平民農（ママ）　湯　山　一
外字一同連印

大正三年三月九日

同　村千福番地（ママ）
西　嶋　恒　三　郎
外字一同連印

同　村上ケ田番地（ママ）
柏　木　彦　太　郎
外一同連印

静岡県知事　笠　井　信　一　殿

（千福　横山正美氏所蔵「決議書」「請願書」）

746　泉村の諸団体　（一九一六）大正5・4・18

○泉村諸総会　駿東郡泉村諸総会は十六日午前九時より同村尋常高等小学校に開会、先づ第一に日独戦役戦功者勲章伝達式を挙行、勝俣村長各戦功者に勲章を伝達し、次で第二回納税奨励表彰を行ひ、同村長戊申詔書を捧読したる後、高田淺吉外十八名に表彰状を授与し知事代理伊東警察部長の訓示、太田郡長の訓示あり。次で赤十字社分区総会を開き、勝俣分区委員会務を報告し静岡支部長代理伊東警察部長の告辞ありて社員百三十八名並に来賓一同に記念品を贈与し、正午休憩、昼食の上午後一時より村農会総会並に稲及麦品評会褒状授与式を開会、芹澤農会長の式辞、湯山郡農会長の告辞（平井副会長代読）、受賞者総代の答辞にて式を了り、講演会に移り佐々木本県山林技手同村の将来に関し有益なる講演あり。午後四時閉会、余興として太神楽、自転車競走、煙花等あり。来賓前記の人々を始め篠原判事、中村検事、野村署長、其他有力者数十名、近来になき盛典なりしと。

（静岡新報）

747　須山村村税等滞納調

（一九一七）大正6・11・19

議第二〇二号

大正六年十一月十九日

須山村長　杉山権作　印

第一課長殿

町村税其他滞納額調ノ件

議第七九五号ヲ以テ御照会ニ係ル標記ノ件左記ノ通リニ付御承知アリタシ。

左記

町村税其他滞納調　　須山村

年度別	町村税滞納額	人員	其他ノ収入滞納額	人員	督促状発布有無	整理完結見込年月日	備考
明治四十三年度	四円九三〇	一九	—	—	ナシ	見込立タヅ	
四十四年度	一三一七〇	一一	—	—	ナシ	見込立タヅ	
大正元年度	三八三三〇	一二	—	—	ナシ	見込立タヅ	
大正二年度	五二二〇	一五	—	—	ナシ	見込立タヅ	
〃　三年度	五三三七〇	一九	—	—	ナシ	見込立タヅ	
〃　四年度	四五四七〇	一七	—	—	ナシ	〃	
〃　五年度	一〇六四七〇	二二	—	—	ナシ	本年十二月末日	
〃　六年度	五五四三〇	一五	—	—	ナシ	〃	

滞納事由概要

滞納事由ハ当局ト村民トノ間円滑ナラザリシ為メ納税ノ義務ヲ重ゼザル傾向トナリ、貧困ノ為メニ滞納セルモノハ僅々五六名ニ過ギズ。就中大正五年度ノ滞納多額ナルハ滞納ヲ敢テシ当局ノ排斥ヲ為サンガ為メニシテ、整理後ニ至リテハ完結ノ意アルモ前後重積ノ為メ意ノ如クナラザルト又前収入役ト滞納者トノ納不納解決セザル者アルニヨル。

以上

今後ノ整理意見

当局ハ村民ノ信用ヲ厚カラシメ滞納者毎戸ニ出張シテ着々完結セシメントス。本年拾弐月末日迄ニ完結セザルモノハ成規ノ手続キヲ執行セントス。　以上

（裾野市役所　須山支所所蔵「議事関係書類」）

748　学校職員・役場吏員への臨時手当支給決議　（一九一九）大正8・11・14

議第一五八号　決議書

一　臨時手当給与ニ関スル件

学校職員并町村吏員ニ対シ時局ノ影響ニ因リ物価騰貴ノ期間左記ニ拠リ臨時手当ヲ支給スベク大正八年十一月五日本郡町村長会ニ於テ全部一致決定ニ基キ支給セントス。

一　支給標準　現俸ノ五割

一　支給ノ始期　大正八年十月ヨリ

右大正八年十一月十四日提出

仝日決議

駿東郡須山村長代理

助役　土　屋　浅　治　印

（裾野市役所　須山支所所蔵「決議書綴」）

749　須山村特別税段別割条例設定の稟請および許可指令　（一九二〇）大正9・3・20

議第四四号

静岡県駿東郡須山村特別税段別割条例設定ノ件許可稟請

本村ニ於テハ大正九年度ヨリ別紙理由ニ依リ地租附加税ヲ廃シ、代フルニ特別税段別割条例ヲ設定シ、本条例ニ依リ段別割ヲ賦課徴収致シ度候条、何卒特別ノ御詮議ヲ以テ御許可相成度、関係書類相添へ此段及稟請候也。

大正九年参月弐拾日

静岡県駿東郡須山村長代理助役　土　屋　浅　治

内務大臣　床　次　竹　二　郎　殿

大蔵大臣　高　橋　是　清　殿

理　由　書

本村ハ駿東郡ノ西北富士山麓ノ一寒村ニシテ戸数僅カニ弐百参拾壱戸ヲ算スルノミ。然リト雖モ近時文化ノ進展

ハ漸次諸般ノ施設ヲ促シ、勢之ニ伴フ村経済ノ膨張ハ著シキモノアリト雖モ之レガ財源ハ村税ニ求ムルノ外途ナク、故ニ納税負担ノ実状ハ国税附加税ハ制限極度ヲ賦課、県税戸数割附加税ノ如キ年ト共ニ増徴ノ一方ニ傾キ、大正八年度ニ於ケル村税一戸平均金十三円以上ニ及ビ、大正九年度ニ於テハ村費更ニ増嵩シテ一戸平均金二十円余ニ達シ、村民ノ負担益々過重ヲ加フ。本村ノ盛衰亦察スルニ余アリ。斯ノ如キ現状ニアルガ故ニ従来ノ国税附加税ノミヲ以テ村ノ財源トナス時ハ村住民ハ疲弊困憊シ細民益々増加スルノ結果、村治ノ曠廃ヲ来シ自治ハ遂ニ其ノ余弊ヲ受ケテ危機ニ陥リ所定ノ事業ヲ遂行スル能ハサルニ至ルヘキハ明カナリ。顧ルニ本村地積ハ大部分山林原野ニシテ十数年前ノ荒廃地モ近年開墾并ニ植林等ヲ行ヒ有効利用スルニ至リ収益次第ニ増加セリ。然ルニ地租附加税トシテハ僅カニ金百八十円余ヲ得ルニ過キス。此ノ如キハ公課ノ均衡ヲ失スルノミナラス収益ニ比シ納税甚ダ僅少ニシテ負担ノ余地充分ナルカ故ニ、自今特別税段別割ヲ設ケ以テ前述ノ欠ヲ補ヒ戸数割ノ軽減ヲ計リ負担ノ公平ヲ期シ細民ヲ援助スルヲ最善ノ策ナリト信スルモノナリ。

議第二六号

須山村特別税反別割条例

第一条　本村費支弁ノ為メ特別税段別割ヲ設置シ此ノ条例ニ依リ賦課徴収スルモノトス。

第二条　段別割ヲ賦課スヘキ地目及課率ノ範囲左ノ如シ。

一　畑　自一等至十等　一反歩ニ付　金参拾銭以内
　　自十一等至末等　一反歩ニ付　金弐拾銭以内

一　宅地　一反歩ニ付　金弐拾銭以内

一　山林　一反歩ニ付　金拾参銭以内

字田向、原、淵、オイ平、オロ窪、久保、新井、ツトヒ、柳沢、平垣、二本木、中石、窪、上石窪、長坂、荻塚、竹ノ後、ハシリヤウト、棚台、六左衛門作、下二本木、内野ノ内平垣、畑、本内、野ノ内甚吾作、内野ノ内大塚、内野ノ内、チガヤゾウリ、内野ノ内、桑木畑、道、内野ノ内入、内野ノ内高

萩、内野ノ内用沢、内野、大坂、大野、追出シ

字小物成山、向山、滝ノ沢　一反歩ニ付　金拾銭以内

字藤原、大沢入ノ内堂ケ尾、五本地沢入、十里木　一反歩ニ付　金参銭以内

一原野　一反歩ニ付　金拾銭以内

第三条　毎年度賦課ノ課率ハ前条ノ範囲内ニ於テ之ヲ議決ス。

第四条　段別割ハ本村内土地所有者ニ賦課ス。但質権ヲ設定シタル土地ニ対シテハ現ニ質権者ニ於テ使用収益スル場合ニ限リ質権者ニ賦課ス。地上権設定地ノ負担者ハ他ノ土地ト同様土地所有者ニ賦課シ、無租地及免租地ハ賦課セズ。

第五条　段別割ハ毎年六月一日、十月一日現在ノ土地台帳面積ニ依リ賦課スルモノトス。

第六条　段別割徴収期日ハ毎年第一期六月二十八日限リ第二期十月二十八日限リトス。

附　則

本条例ハ大正九年度ヨリ之ヲ施行ス（自大正九年度至大正十三年度分）。

右大正九年二月二十七日提出　同日決議

駿東郡須山村長勝田秀作代理

助役　土　屋　浅　治　印

内務省静地第一三三号

静岡県駿東郡須山村

大正九年三月廿日議第四四号稟請特別税段別割ニ関スル条例ノ件、左ノ通更正シ許可ス。

大正九年七月廿二日

内務大臣　床　次　竹　二　郎　印

大蔵大臣男爵　高　橋　是　清　印

記

一第二条中「左ノ如シ」ノ下ニ「但シ畑ノ等級ハ別ニ之ヲ定ム」ヲ加ヘ「参拾銭」ヲ「弐拾壱銭」ニ「弐拾銭」ヲ「拾四銭」ニ「拾参銭」ヲ「九銭壱厘」ニ「拾銭」ヲ「七銭」ニ「参銭」ヲ「弐銭壱厘」ニ更ム。

一　第三条中「於テ」ノ下ニ「村会」ヲ加フ。
一　第四条中「地上権設定地ノ負担者ハ他ノ土地ト同様土地所有者ニ賦課シ」ヲ削リ「免租地」ノ下ニ「ニ対シテ」ヲ加フ。
一　附則中「ヨリ」ノ下ニ「同十三年度マテ」ヲ加ヘ「(但自大正九年度至大正十三年度分)」ヲ削リ「大正九年度ニ限リ賦課期日及徴収期限ハ別ニ之ヲ定ム」ノ一項ヲ加フ。

(裾野市役所　須山支所所蔵「許可認可指令書綴第一類」)

750　富岡村村税滞納整理につき依頼　大正10(一九二一)・2・24

議第二〇八号

大正十年二月二十四日　　第一課長

富岡村長殿

村税未納整理ニ対テハ既ニ照会シ督促ヲ励行シ幣風(ママ)一掃方ヲ促シ夫々御配意相成居候事ト存候ヘ共、尚巨額ノ未納ノ存スルハ甚ダ遺憾ニ堪ヘス。到底尋常ノ手段ヲ以テシテハ処理ヲ期シ難ク思ハレ候ニ付テハ、此際断然滞納処分ヲ厳行シ其ノ久シキニ亘ル因襲ヲ粛正シ、納税観念ヲ向上シテ完納ヲ期セラル、様致度、依命此段及通喋(ママ)候也。

滞納者ニ対シテハ直ニ督促ノ令状発布手続ヲ取ラレ度

発布済ノ上ハ其旨御申報有之度。

追伸、村税滞納処分ノ為メ来ル四月弐日ヨリ本郡役所ヨリ吏員数名派遣、整理ニ着手相成候旨通告ノ次第モ有之候間、滞納者ニ対シテハ収入役ヨリ注意書配布致候ニ付、右期限内ニ完納候様併テ御指示相成度、重テ御依頼候也。

一　第四七七号

大正十年三月十五日　　富岡村長代理助役印

常設委員殿

村税滞納整理ニ関シ御依頼

標記ノ件ニ関シテハ本郡役所ヨリ数次ノ通喋(ママ)有之ノミナラス本年度モ最早期日無之ニ付、不日整理ニ着手可致ニ

就テハ此際是非ニ全納スル様配慮相煩度、此段御依頼候也。

追テ本年四期迄ノ分ニ対シテハ督促令状発送済ニ付、甚ダ遺憾ニハ有之候得共財産差押ノ処分ヲナス他途無之次第ニ付、其辺御含ノ上別紙滞納者ニ対シ御訓議ノ上完納候様御配慮相煩度、尚整理ニ要シタル相当実費御支払可致候間御請求相成度申候也。

御宿滞納者

（滞納者五九名、氏名省略）

（御宿区所蔵「（諸綴込）」）

751　泉村・小泉村の合併計画

大正11（一九二二）・2・5

駿東郡泉、小泉両村合併して

裾野町なる町制を布かん

と両村有力者の協議

駿東郡小泉、泉の両村は同郡中部に位し近時商工業の発展目醒ましきものあり。裾野駅の如き両村互に隣接交錯して整然たる街衢をなし其境界を明確に知るに苦しむ程で、今日既に事実上の合併をなし居れる程であるが、今回両村の有志は時勢の進運に伴ひ此際両村合併をなして裾野町なる町制を施行せんと寄々協議中であつたが、最近具体化し来り、佐野街道を改修して同町の大幹線となし是に縦横に数条の新道を配し益町勢の発展を計らんと、三日小泉（渡邊）泉（井澤）両村長は駿東郡役所に古澤郡長を訪問し懇談する処があつた。

（静岡新報）

752　小泉村戸数割調査委員規程

大正11（一九二二）・4・29

議第二五号

戸数割調査委員規程

第一条　町村制第六十九条ニ依リ戸数割調査委員ヲ置ク。

第二条　委員ハ府県税戸数割規則ニ規定スル事項ノ調査ニ従事スルモノトス。

第三条　委員ハ定員ヲ拾参名トシ村会ニ於テ村会議員ヨ

リ参名、本村公民中選挙権ヲ有スルモノヨリ拾名ヲ選挙スルモノトス。

第四条　委員ノ任期ハ、村会議員ヨリ選挙セラレタルモノハ其任期間、公民ヨリ選挙セラレタルモノハ村会議員ヨリ選挙セラレタルモノノ任期満了ノ日迄トス。補欠委員ハ前任者ノ残任期間トス。

第五条　委員ニハ費用弁償トシテ出勤日数ニ応シ一日金壱円ヲ支給スルモノトス。

附則

本規程ハ発布ノ日ヨリ之レヲ施行ス。

大正十一年四月二十九日提出

大正十一年四月廿九日決議

駿東郡小泉村長　渡辺孫三郎

（裾野市役所所蔵「決議書綴」）

753　総選挙に関し在郷軍人会須山村分会の調査回報　（一九二四）大正13・5・19

駿聯第二九号

大正十三年五月十三日　駿東郡聯合分会長印

各分会長殿

総選挙ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ静岡支部長ヨリ別紙ノ通照会有之候ニ付御取調ノ上五月十八日迄ニ御回報相成度。

（別紙）

総選挙ニ関スル件

大正十三年五月十二日　帝国在郷軍人会静岡支部長

駿東郡聯合分会長宛

今回ノ衆議院議員総選挙ニ際シ貴聯合分会下ニ於ケル左記ノ件ニ付御調査ノ上五月十八日迄ニ到着スル様御通報相煩シ度及御依頼候也。

左記

一、総選挙ニ際シ一般会員ノ執リタル態度
イ、在郷軍人トシテ如何ナル主義ノ候補者ヲ歓迎セシヤ
ロ、選挙ノ目的ノタメ特ニ在郷軍人ヲ以テ組織セシ会又ハ倶楽部等アラハ其状況
二、本会ニ累ヲ及ホサントセシ事ナキヤ
三、選挙違犯者中会員ノ有無
四、在郷軍人協会ノ運動ハ本会ニ如何ナル影響ヲ与ヘタルヤ
五、選挙ニ関スル在郷軍人ノ行動ニ対シ官憲又ハ一般国民ノ態度又ハ感想
六、将来ノ選挙ニ当リ指導上ニ関スル意見

須分第五二号
大正十三年五月十九日　須山村分会長印
駿東郡聯合分会長殿
総選挙ニ関スル件

五月十三日駿聯第二九号御照会ニ係ル標記ノ件、左記ノ通及回報候也。

記

当分会ハ御照会事項中第一、二、三、四、五項共調査回報スルノ該当スルコト無之候。
第六項ニ就テハ将来在郷軍人トシテハ全然選挙等ニハ関係セサル方、本会ノ為且又一村ノ自治体ニ悪影響ヲ及ホスコト明ナルニ付指導上最モ注意スヘキモノナリ。

（裾野市役所　須山支所所蔵「来翰発翰綴」）

754　富岡村分村請願書控　（一九二五）大正14・5・15

請願書

駿東郡富岡村ノ内上ケ田・御宿・千福ノ三区民ハ富岡村ヨリ分離シ独立ノ自治区ヲ構成可致自決仕候間、御許可相成度、町村制第三条ニヨリ請願仕候也。

但大畑・桃園ノ二区ハ仝区ノ自決ニ委セ可申候。

理由

富岡村ハ南小泉村ニ接シ東海道鉄道裾野駅ヲ距ル西六町有余ニ起リ北須山村ニ接シ延長三里ニ渉ル帯状形ノ傾斜甚シキ僻陬ニシテ、各区点々トシテ愛鷹山ノ支脈ニテ区劃セラルヽヲ以テ自然人情風俗ヲ異ニシ寒暖大差アリ。殊ニ言語ニ至ルマテ同カラス。生業ノ如キモ同シ農耕ト雖モ南方ハ水田、北方ハ陸田ニシテ其趣キニ大差アリテ利害ヲ同フスル能ハス。南方利トシテ経営セントセハ北方同和スル能ハス。北方利トシテ主張スレバ南方其ノ害ニ堪エサル如キハ比々皆其然ラサルヲ得サル次第ナルヲ以テ到底一致融合ヲ期スルコト能ハス。従テ産業ノ発達ヲ為シ得サル所以是ニ存ス。是レ天然地形ノ然ラシムル所、人為ノ如何トモスル能ハサル次第ナリ。故ニ明治二十二年町村制ノ実施ニ際シ一村ヲ構成シタリト雖モ、自治ノ施行ニ方リ常ニ障害ニ逢着シテ何等見ルベキノ経営施設ヲナシタルモノナク紛争ニ次クニ紛争ヲ以テシ、或時ハ議員ノ争奪トナツテ顕ハレ或時ハ小学校位置ノ選定難トナリ、常ニ之レニ禍セラレテ三十有七年ヲ経過スル今日、尚且ツ疾視反目スルノ止ムヲ得サル状態ナルハ我等区民ノ最モ遺憾トスル所ニシテ、何人カ出テヽ局ニ方リ善政ヲ布カントスルモ一時ノ小康ハ時トシテ之レ無キニハアラサルベキモ全クノ和平全クノ融合ハ得テ望ミ得サルナリ。此史実ニ徴シ将来ヲ推ス、以テ知ルベキナリ。誠ニ百年黄河ノ清キヲ待ツト同シク到底其期ナキヲ知ル。寧ロ一刀両断ノ処置ヲ以テ自治ノ根底ヲ改善シ各々其利害ノ同シキモノ相寄リ一団ヲ為スニ如カス。我等区民ノ断乎トシテ二分説ヲ主張シ自決スル所以、実ニ茲ニ存ス。是決テ南方ノミノ幸福ニアラス、北方ニ於テモ其幸福タルハ明白ナリトス。由来我等区民カ此希望ヲ抱キテ活動シタルハ今日ニ始マリタルニ非ス。其淵源ハ明治四拾二年ニ起リ、当時燃ルカ如キ希望ヲ以テ運動シタリト雖モ時非ニシテ遂ニ其志ヲ遂ケス。爾来隠忍時期ヲ待チツヽアリタルニ、計ラスモ今回小学校ノ移転論トナリ南北所見ヲ異ニシ、多数ヲ頼メル北方ノ猛威ハ南方ヲ圧服セントスルノ状態ニ陥リ、最早ヤ寸時ノ猶予ヲ許サス。去月

廿七日区民総会ヲ開キ懇到周密ノ評議ヲ尽シ、壱人ノ異議者ヲモ見ス独立ヲ決議セリ。是レ此ノ請願ヲナシ閣下ノ御明鑑ヲ仰ク所以ナリ。

大正拾四年五月拾五日

駿東郡富岡村御宿参百六拾番地商　湯川為三郎　印
元治元年二月二十日生

（ほか一〇八名省略）

駿東郡富岡村千福四拾弐番地農　荻田鶴吉　印

（ほか八八名省略）

仝　郡仝　村上ケ田拾弐番地農　柏木彦太郎　印
慶応三年二月十五日生

（ほか三六名省略）

静岡県知事　伊東喜八郎　殿

（千福　横山正美氏所蔵「富岡村分村請願書控」）

755　富岡村分村追請願書控　（一九二六）大正15・4

追請願書

駿東郡富岡村ノ内上ケ田・御宿・千福ノ三区ハ富岡村ヨリ分離シ新ニ一村ヲ構成致シ度、大正拾四年五月拾五日付湯川為三郎外弐百三拾四名連署ヲ以テ請願致シ置キ候処、尚ホ同件ニ付理由補足致シ左ニ陳述仕候。

理由

一本村ハ明治二十二年町村制実施ニ際シ当時ノ御宿村・千福村・大畑村・定輪寺村・上ケ田村・葛山村・金沢村ノ七ケ村ヲ以テ富岡村ヲ編成シ、今里村・下和田村ノ二ケ村ヲ以テ駿富村ヲ編成スルノ協議熟シ、此ノ旨時ノ戸長ヨリ上申仕候処、駿富村・富岡村ヲ併合シテ富岡村ヲ置カルヽノ御指定ニヨリ茲ニ現今ノ富岡村ハ成立シタリト雖トモ、住民ノ希待（ママ）スル二ケ村設置ニハ相当ノ理由ヲ存シ永ク同化輯睦ノ望ミ相立タサリシニ因リシコトヽテ、富岡村成立以来未ダ幾何ナラサルニ

紛擾ノ萌芽ヲ発シ、議員ノ争奪起リ勢力ノ傾斜ヲ来シ遂ニ南北二派ニ分裂シ、常ニ相軋轢シ事毎ニ確執ヲ生シ自治曠廃シ人心荒怠シテ今ヤ殆ント収拾ノ途ナキニ至ル。是レカ改善ヲ期セントセバ喜憂ヲ同シクスルモノ互ニ一団ヲナスニ如カズ。誠ニ分離ノ止ムベカラザル所以ノ一ナリ。

一　町村制施行以前ノ今里村・下和田村ハ須山村ヲ併セテ西ノ根三ケ村ト称シ、愛鷹山ノ北麓高地ニ位置シ水利乏シク耕地ハ陸田ノミニシテ山野ニ富ミ面積広ク気候寒冷ニシテ冬季降雪多ク、南方ノ各村トハ事情ノ大ナル相違アリ。殊ニ南部諸村ハ旧幕時代ハ領主犬牙錯踪セルニ、西ノ根三ケ村ハ永ク小田原領ニ属シ人情質撲美風良俗ヲ有シ、生業ニ於テ人情ニ於テ風俗ニ於テ全ク南部ト異ナルモノアリ。是レ町村制施行ノ当時須山村ハ須山村トシテ今里村・下和田村ハ駿富村トシテ一自治区ヲナサント要望シタル所以ニシテ、富岡村トナリテ以来茲ニ三十有八年ノ歳月ヲ閲スルト雖トモ猶同化輯睦シ能ハサル所以全ク茲ニ存ス。此ノ状況ヲ察知シタル葛山・金沢ノ二区ハ是レヲ利用シ相結ンデ一団ヲナスニ至ル。是レ今日ノ北部ニシテ、漸次南方諸区ヲ圧シ我意ヲ振ヘルヲ見テ南部ナル一団出テ来リテ抗軋轢スルニ至リ、現今ノ情勢ヲ誘致シ来リタルモノニシテ、此ノ儘推移セバ到底富岡村ハ自治区トシテ発達ノ期ナカルベシ。是レガ改善ヲ期セントセバ喜憂ヲ同ジウスルモノ互ニ一団ヲナスニ如カズ。誠ニ分離ノ止ムベカラサル所以ノ二ナリ。

一　北部之面積二千五百十一町余、戸数三百七十八戸ニ比スルトキハ南部ノ面積八百五十七町、戸数二百八十八戸ハ微弱ナルモノナリト雖トモ、其村税負担ニ於テ北部ノ六千五百九十一円ニ対シ南部九千四百三十一円ニシテ南部ハ約六割ニ達シ、戸数一戸ノ平均ヨリスレバ南部ハ北部ヨリ一戸ニ付拾六円四拾銭余ノ増課ヲ受クルナリ。此ノ点ヨリ推考スルモ北部ノ威圧ガ知ラズ知ラズノ間ニ南部ニ加ハリツヽアルヲ見ルニ足ラン。況

ンヤ政権ノ分配ニ就テハ尤モ露骨ニシテ村会議員ノ数ノ如キハ北部ガ南部ニ対シ一名乃至二名ノ多キヲ常トシ、人口ノ少キ南部ハ現制度ノ下ニ於テハ如何ニ焦慮スルト雖トモ対等ノ議員ヲ得ルコト不可能事ニシテ、之レヲ過去ニ徴シ将来ニ推ストキハ南部区民ノ憂慮スル所誰レカ同情ヲ禁セラルヘキ。之レガ改善ヲ期セントセバ宜シク南北部ヲ二分シ喜憂ヲ同クスルモノ互ニ一団ヲナサシメ真ノ自治ヲ楽シマシメンニ如カズ。是レ誠ニ分離ノ止ムヲ得サル所以ノ三ナリ。

一町村制施行当時ヨリ明治四十年小学校令改正ノ当時マデハ今里・下和田ノ二区ノ中間ニ下和田尋常小学校ナル一校ト現今ノ嶽南尋常小学校ノ二校ヲ有シ、今里・下和田二区ノ児童ハ下和田尋常小学校ニ、其ノ以外ノ各区児童ハ嶽南尋常小学校ニ就学セシメ来リタリ。是レ本村ノ地形上誠ニ止ムヲ得ザルニ出タルモノニシテ亦最モ村情ニ適切ノ処置タリシニ、学制ノ改正ニ伴ヒ下和田尋常小学校ヲ廃止シ分校トセシメラレタルノ結果、北部二区ノ民心ヲ衝激シ茲ニ嶽南小学校ノ位置ヲ北部ニ転セントスルノ論議生シ、北部ノ全部ハ移転派ニ属シ南部ノ全部ハ非移転ヲ唱導シ互ニ相下ラズ。抗争九ケ年大正六年ニ至リ時ノ郡長鎌田氏ノ裁定ニヨリ漸ク小学校ノ位置ハ従前ノ通リ茲ニ確定シタリト雖トモ、垂離（ママ）シタル人心ハ容易ニ収拾スヘカラズ。不平ハ今里区ノ一角ニ起リ金沢・葛山ノ二区之レニ策応シ私カニ校舎ヲ建築シ児童ヲ収容セントナシタレトモ、如斯ハ法ノ許サヽル所ニシテ当局ノ制止ニ暴挙ハ中止セラレタリト雖トモ鬱勃タル不平ハ払拭スル能ハズ。種々ノ手段方法ヲ以テ之レガ公認ヲ強要シ遂ニ一時和平ノタメ之レヲ公認シタリ。是レ現今ノ中里分教場ニシテ今般ノ学校移転論再発ノ因トナレルモノナリ。以上ハ本村小学校ノ沿革ノ一端ニシテ問題起因ノ概要ナリ。由来本村ハ地形上ヨリ見テ一校舎ヲ以テ児童ヲ収容シ能ハサルハ何人モ認容スル所ニシテ分教場ノ必要ナルハ論ヲ待タズ。然ルニ人情トシテ最愛ノ児童ヲ教

育スルニハ分教場ニ収容セラルヽヨリハ本校ニ収容セラルヽヲ望ムハ当然ニシテ、絶対本校ニ通学ノ不可能ナル下和田区ノ如キハ分教場ニ余儀ナク断念スルモ、今里区ノ如キ本校ノ位置ヲ現今ノ中里分教場辺ニ移転スルニ於テハ通学ノ不可能ナラサルヲ以テ常ニ移転論ニ熱中スルハ誠ニ同情スベキコトヽス。然ルニ南方ニハ南方ノ今里区ト同様ナル区ノ存スルヲ以テ移転論ノ今日マデ実行シ得ル能ハサル所以ニシテ、此問題ヲ各区民ニ満足セシムルニハ全ク本村ハ二個尋常小学校ヲ維持スルガ最モ村情ニ適切ノ挙ナリトス。如カズ茲ニ南北部分裂シ互ニ一村ヲ構成シテ此ノ目的ヲ遂行シ自治ノ発展ヲ期センニハ是レ誠ニ分離ノ止ムヲ得サル所以ノ四ナリ。

一本村ヲ住民生業ノ上ヨリ考察スルトキハ全ク二大別スルコトヲ得ルナリ。即チ南部ハ耕地ノ多クハ水田ニシテ米麦作ヲ主トシ、北部ハ概ネ陸田ニシテ陸稲・玉蜀黍ヲ主トス。山林モ豊富ニシテ副業トシテハ何レモ養蚕飼育ヲナスト雖トモ、南部ノ産額ハ北部ノ半額ニモ達セス。其ノ飼育時期ノ如キモ南部ノ五月下旬ヲ最盛期トスルニ北部ノ六月上旬ヲ最盛期トスルガ如キ季候ノ差異ハ茲ニ拾日以上ノ隔離ヲ生ズ。冬季農閑ノ際ノ如キ北部一帯ハ広漠タル山野ニ接スルヲ以テ薪炭竹材ノ如キ林産ニヨリ盛ンニ活躍スルニ反シ、南部ハ自家用薪炭ノ貯蔵、麦畑ノ耕作等ニ従事スルガ如キ、全ク其生業ノ状態劃然トシ異ナルヲ以テ農会ノ施設ノ如キハ頗ル困難ヲ極ムルナリ。是レ南方ノ利北方ニ不利、北方ノ得南方ノ失トナリ枘鑿相容レサルモノアリ。是レカ改善ヲ期センニハ其ノ利害ヲ同フスルモノ互ニ一村ヲナスニ如カズ。是レ分離ノ誠ニ止ムベカラザル所以ノ五ナリ。

一自治ノ発達ハ要スルニ民心ノ融和ニ待タサルベカラズ。然ルニ本村ガ成立以来曾テ一日ノ平和ナク一歳ノ安定ナシ。如何ゾ発達進展ノ伴フベキ宜ナリ。本村ガ自治区トシテ一ノ施設モナク見ルベキ経営ノ存セサルヲ、

過去三十有七年已ニ如斯、将来推シテ知ルベキノミ。是レ自治区ノ名アリテ其ノ実ナキモノナリ。我等住民ノ不幸何物カ之レニ加ヘン。是レ南部人民ガ此ノ桎梏ヨリ脱シテ喜憂ヲ同フスル同士互ニ協力一致シ奮励努力以テ遅レ馳セナリト雖トモ自治ノ幸福ニ浴セント希望スルモノニシテ、分離ノ外他ニ改善ノ途ナシト断スル所以ノ六ナリ。

一　国家施政ノ方針トシテ有力ナル町村ヲ希望スルハ我等ト雖トモ之レヲ知ラサルニアラザレトモ、只ニ面積ノ大、人口ノ多キノミヲ以テ有力ノ町村ト断スルモ亦早計タルベク、要ハ之レニ伴フ人心ノ融和一致戮力ノ如何ニアルベシト信スルナリ。本村ノ如キ之レヲ二分スルトキハ何レモ人口寡少ニ失シ貧弱村タルヲ免ルヽ能ハサルベシト雖トモ、北部ハ北部特有ノ事情ノ下ニ一村トナル暁ニハ人心一致シ融和シ諸種ノ施設経営モ出テ来リテ逐次発展ノ気運ニ際会スベク、南部亦同様ニシテ是レヨリ漸ク土木・衛生・産業ノ諸方面ニモ向上進歩ノ気運ヲ招来スルハ誠ニ自明ノ理ニシテ、現状ヲ維持シテ徒ラニ悪感情ノ為メニ支配セラレ多年ナスナク闘争是レ事トスルニ比スレバ、国家ガ期スル自治発達ノ上ニモ副ヒ住民各自向上ノ期待ニモ合致シ却テ二個ノ有力ナル自治区タルベク、況ンヤ南北両部トモ相当ノ地盤ヲ有シ各区トモ区有財産ニ富メルヲ以テ之レヲ整理シ之レカ監理（ママ）ヲ恰好ナラシムルニ於テハ将来多額ノ基本財産ヲ造成シ得ラルベキ可能性ヲ有スルニ於テヲヤ。是レ南部住民ガ其小村トナルヲミ顧（ママ）ミズ分離セント欲スル所以ノ七ナリ。

以上ノ理由深ク御賢察ノ上富岡村ヨリ分離独立ノ御許可相仰ギ度、別紙参考書類添付此段及追願候也。

大正拾五年四月　日

駿東郡富岡村御宿

湯　山　一　印

湯　山　荘　作　印

湯　山　榮　男　印

外　拾六名

同郡同村千福

横　山　健　吾　印

鈴　木　嘉　吉　印

中　野　政　雄　印

外　三拾五名

同郡同村上ケ田

柏　木　彦　太　郎　印

静岡県知事　伊　東　喜　八　郎　殿

自大正十年
至大正十四年　五ケ年平均額資力比較表

南北ノ別	面積	戸数	地租附加税	所得税附加税	国税営業税附加税	県税戸数割附加税	県税営業税附加税	県税雑種税附加税	負担割計
南部	八五七反三九一七	二六八	一、〇七八、〇一〇	七〇五、〇八二	八五、九六四	六、九四六、七七二	一一八、三五六	四九七、五七二	九、四三、六六六
北部	三五、一六八九	三七八	七四五、一七〇	二五、六五六	二八、三五四	五、三六一、八二八	一〇二、六五〇	四三八、三七四	六、五九一、〇四二
計	三三、六九〇、八〇六	六六六	一、八二三、九〇	七一〇、七二八	一一四、三二八	二二、一〇八、六〇〇	二二九、〇〇六	九五五、九四六	一六、〇三二、七〇八

説明

一南部ト称スルハ御宿・桃薗・大畑・千福・上ケ田ノ五大字ヲ云フ。

一北部ト称スルハ葛山・金澤・今里・下和田ノ四大字ヲ云フ。

一戸数ハ北部ガ南部ヨリ九十戸多シ。

一面積ハ北部ガ南部ヨリ千六百五十四町二反九畝二歩多シ。

一地租附加税ハ南部ガ北部ヨリ金参百三十二円八十五銭多シ。

一所得税附加税ハ南部ガ北部ヨリ金六百八十九円四十二銭六厘多シ。

一国税営業税附加税ハ南部ガ北部ヨリ金五十七円六十銭

多シ。

一県税戸数割附加税ハ南部ガ北部ヨリ金千六百八十四円九十四銭四厘多ク、其ノ平均率左ノ如シ。

南部一戸金二十四円十二銭強
北部一戸金十三円九十二銭弱　其ノ差額金十円十九銭五厘

一県税営業税附加税ハ南部ガ北部ヨリ金十六円六十銭六厘多シ。

一県税雑種税附加税ハ南部ガ北部ヨリ金五十九円十九銭八厘多シ。

（以下、内訳明細表は省略）

（千福　横山正美氏所蔵「追請願書」）

756　戸数割課額をめぐる富岡村の紛糾　昭和2・1～2（一九二七）

反対派の欠席中　戸数割賦課額可決　富岡村復紛糾か

駿東郡富岡村では二十九日午後一時から臨時県税戸数割賦課額決定の村会を開いたが、恰も紛糾中の学校問題が絡み同村南部議員は一名も出席せず漸く原案を通過せしむるに至つたが、当日は南部各区民百五十余名が自区より議員の出席せざるに如何なる処置を執るかと傍聴に押寄せ一同注視して居つた処、原案通過となつたので一同は直に役場内の西島村長に面談し此の不景気の折柄多額に賦課されては生活が出来ないとて談じ込み、遂に要領を得ないので一同公会堂に引揚げ賦課額決定に対する善後策を協議して居た処、同村長が帰宅した事を聞くや又も大挙して村長の自宅に押寄せ難詰せんとし不穏の形勢があるので、沼津署に急報、同署から廣岡警部外数名の署員が急行鎮撫に努めて居るが、引続き警戒中。

（昭和2・1・31付）

用水関係村で　調停に奔走　富岡村の紛擾

駿東郡富岡村の紛擾に対しては沼津星出署長が調停と警告をも与へてゐるが、積年の難問題とて容易に解決の端(ママ)著が見へず、自然自治体も破壊する事となるので駿東郡町村長会で調停を試みる事となつたが、更に四日清水、深良、小泉、長泉等芦ノ湖用水関係八ケ村長が調停をなす事となり、同日午後一時から裾野繭市場に会合の上富

岡村に赴き引続き解決の労を採つて居るが、同問題も益拡大の模様があり何れも成行を憂慮してゐる。

（昭和2・2・6付）

（静岡新報）

757　深良村特別税戸数割条例

昭和2・2・26（一九二七）

特別税戸数割条例

第一条　本村ハ特別税戸数割ヲ設定ス。

第二条　戸数割ハ年税トシ左ニ掲グル者ニ之ヲ賦課ス。

一、一戸ヲ構フル者

一、一戸ヲ構ヘサルモ独立ノ生計ヲ営ム者

第三条　戸数割ハ毎年度四月一日ヲ賦課期日トシ其ノ賦課総額ハ当該年度ノ予算ニ於テ定マリタル額トス。

各納税義務者ノ賦課額ハ村会ノ議決ニ依リ之ヲ定ム。

第四条　戸数割ハ当該年度ノ税額ヲ二分シテ二期ニ之ヲ納付セシム。

前項ノ徴収期ハ左ノ通トス。

前半期　其ノ年六月十六日ヨリ同月末日限

後半期　其ノ年十月十六日ヨリ同月末日限

第五条　臨時戸数割ノ賦課徴収ニ関シテハ其ノ都度村会ノ議決ニ依リ之ヲ定ム。

第六条　戸数割ハ納税義務者ノ資力ヲ標準トシテ之ヲ賦課ス。

第七条　戸数割ノ課税標準タル資力ハ納税義務者ノ所得額及資産ノ状況ニ依リ之ヲ算定ス。

第八条　戸数割総額中納税義務者ノ資産ノ状況ニ依リ資力ヲ算定シテ賦課スヘキ額ハ戸数割総額ノ十分ノ四ヲ超ユルコトヲ得ス。

第九条　大正十五年内務大蔵省令地方税ニ関スル法律施行規則第二十四条ノ控除額ハ左ノ通トス。

一、所得千円以下ナルトキ

年齢十四歳未満若クハ六十歳以上ノ者又ハ不具廃疾者　一人ニ付　五十円

二、所得二千円以下ナルトキ

同一人ニ付　三十五円

三、所得三千円以下ナルトキ

同一人ニ付　二十五円

第十条　戸数割納税義務者ハ毎年四月末日迄ニ所得ノ種類及金額等ヲ詳記シ村長ニ申告スヘシ。

前条ノ規程ニ依リ控除ヲ受ケントスル者ハ該当者ノ氏名並ニ生年月日、職業、納税者トノ続柄及不具廃疾等ノ事実ヲ具シ前項ノ期日迄ニ申請書ヲ提出スヘシ。

第十一条　左ニ掲グル者ニハ戸数割ヲ賦課セズ。

一、貧困ノ為公費ノ救助ヲ受クル者

二、他人ノ家ニ寄留スル芸娼妓及工女

三、木挽、石切、炭焼、其他工事等ノ為一時小屋掛ナシ居住スル者

附　則

本条例ハ昭和二年度ヨリ之ヲ施行ス。

（裾野市役所　深良支所所蔵「決議書綴」）

758　第一回普通選挙に関する深良村調査回報　昭和3・3・9（一九二八）

深議第三四号

昭和三年三月九日

駿東郡深良村長　小林　聿

静岡県内務部長殿

衆議院議員選挙ノ件回報

本月二日庶第二九五号ヲ以テ御照会ニ係ル標記ノ件、左記ノ通及回報候也。

記

第一表

選挙人及棄権者ニ関スル調

選挙人数				棄権者数				選挙人ニ対スル棄権者ノ割合	
旧	新			旧	新			旧	新
従来ヨリノ選挙人	新ニ選挙人トナリタルモノ	計		従来ヨリノ選挙人	新ニ選挙人トナリタルモノ	計		従来ヨリノ選挙人	新ニ選挙人トナリタルモノ
一四九	三六八	五〇七		二	六七	六八		一、〇九九	一、三〇
一三四				〇				〇	

第二表

投票立会人ニ関スル調

投票所数	投票立会人数	同上ノ内 候補者ニ於テ届出タルモノ	同上ノ内 投票管理者ニ於テ届出シタルモノ	同上投票所数	一投票所ノ投票立会人 最多	一投票所ノ投票立会人 最多	一投票所ノ投票立会人 平均
一	五	五	一	一	五	五	五

第三表

投票所ノ紛議等ニ関スル調

本村ニ於テハ該当無之。

第四表

普通選挙ノ趣旨徹底方法

警察署ニ於テ署員派遣シ村内各有権者ヲ集合セシメ趣旨ノ普及徹底ヲ計リ並県ヨリ送付越サレタル選挙ノ栞ヲ各有権者ニ配付シタリ。

第五表

改正選挙法ニヨル選挙ノ利幣（ママ）

利益	幣（ママ）害
従来選挙権ナキモノ始メテ選挙権ヲ得、投票シタルタメ国政ニ参与セルナリト云フ気分ヲ持チタル様見受ケタリ。	認メス。

規定改正ト認メタル事項

一、法第二十四条第一項ニヨル投票立会人ノ届出ハ選挙ノ期日ノ二日前迄ニ届出スル様改正ヲ認ム。

二、法第三十三条ニヨル投票ノ時間ヲ限定セラルヽ様改正ヲ認ム。

（裾野市役所　深良支所所蔵「議事関係書類」）

(2)　民力涵養と村

759　民力涵養に関する通知　大正8(一九一九)・3・15

内訓第壱号

今般戦後ノ民力涵養ニ関スル件ニ関シ床次内務大臣ヨリ別紙ノ通リ訓令相成候趣ヲ以テ、本県知事并本郡長ヨリ内訓有之候ニ付テハ、具ニ住民ノ実生活ヲ観察シ以テ地方ノ実情ニ最モ適応スル方策ヲ樹立シ最善ノ努力ヲ竭シテ其趣旨ノ普及ト徹底ヲ期セラルベシ

右内訓候也

大正八年三月十五日

駿東郡須山村長　杉山権作

各区長殿

内務省訓第九四号

静岡県知事

不肖就任ノ初深ク事局ノ重大ナルヲ念ヒ戦時並戦後ノ将来ニ処スベキ所見ノ大要ヲ提示シテ各位ト共ニ鞠躬努力以テ報効ノ誠ヲ竭サムコトヲ期シタリ、爾来茲ニ五閲月大戦漸ク其跡ヲ収メントスト雖モ、戦後ノ世局ハ弥々多端ヲ加ヘ時運ノ進転ハ更ニ帝国ノ地歩ヲシテ一層其ノ重キヲ為スニ至ラシメタリ、今之ヲ列国ノ籌劃(チュウカク)スル所ニ察スルニ挙国激励相競ウテ何レモ戦時ノ創痍ヲ医シ進ンデ宇内一新ノ文化ヲ再造セムトスルニ是レ急ナラサルハナク新鋭ノ意気方ニ磅礴(ホウハク)タルヲ観ル、乃チ我国民ノ此時運ニ処スル一ニ各自ノ自制ニ依リテ犠牲奉公ノ精神ヲ発揮シ相率キテ益々国体ノ精華ヲ顕揚スルニ勉ムルト共ニ、勤倹能ク産ヲ治メテ生活状態ノ改善ヲ図リ彼此相済ケテ克ク協同調和ノ実ヲ挙クルヲ期スヘク、享楽徒ラニ貲(タカラ)ヲ糜(ツイヤ)シ軽噪動モスレハ常軌ヲ逸スルカ如キ苟モ健全ナル国家ノ進歩ヲ阻碍スルモノニ在リテハ深ク之ヲ戒シメ、官

民一致相策励シテ須ラク新興ノ方ヲ確立スル所ナクンハアラス、若夫レ戦後経営ヲ体現スルノ途ニ至リテハ各方面ニ亘リテ自ラ多様ナルヲ免レスト雖モ、民力涵養ノ方面ヨリ著眼(ママ)シテ此ニ其根柢タルヘキ要綱ヲ挙ケ重ネテ庶幾スル所ヲ示サムトス

一　立国ノ大義ヲ闡明シ国体ノ精華ヲ発揚シテ健全ナル国家観念ヲ養成スルコト

一　立憲ノ思想ヲ明瞭(メイチョウ)ニシ自治ノ観念ヲ陶冶シテ公共心ヲ涵養シ犠牲ノ精神ヲ旺盛ナラシムルコト

一　世界ノ大勢ニ順応シテ鋭意日新ノ修養ヲ積マシムルコト

一　相互諧和シテ彼此共済ノ実ヲ挙ケシメ以テ軽進妄作ノ憾ミナカラシムルコト

一　勤倹力行ノ美風ヲ作興シ生産ノ資金ヲ増殖シテ生活ノ安定ヲ期セシムルコト

凡ソ此等ノ諸項一トシテ優秀ナル国民性ヲ鋳成スル要素ニアラサルナシ、而カモ之ヲ普及セムトスルニ当リテハ必スヤ各人ノ自覚ヲ促スヲ先トシ、更ニ之カ徹底ヲ期スルニ際シテハ正ニ官民ノ一致協力ニ須ツヘキヤ論ナシ、各位克ク此ノ趣旨ヲ体シ大勢ヲ時ノ進ムニ稽(カンガ)ヘ民心ヲ機ノ動クニ察シ、善導啓発地方ノ実情ニ適応スル方策ヲ講シ最善ノ努力ヲ致シテ時代ノ要求スル所ニ副ハシムコトヲ望ム

右訓令ス

大正八年三月一日

内務大臣　床次竹二郎

議第七八号

大正八年三月十二日　　第壱課長印

各町村長殿

戦後ノ民力涵養ニ関シ内務大臣ヨリ訓令相成候ニ付、本日郡長ヨリ之ガ徹底方ニ関シ特ニ別途内訓相成候処、其実施ハ実ニ刻下ノ急務ニシテ之レガ為各種ノ施設ヲ要スルコトハ勿論ニ有之候ヘ共、就中先般御会同ノ際郡長ヨ

リ申進置候通、町村是調査並貯蓄奨励等ノ施設ハ最モ肝要ノ義ト被存候、幸ニ各位ノ御賛同熱誠ナル御発奮ニ依リ大正八年度予算ニ於テハ一、二已ヲ得ザル事情アル町村ヲ除クノ外、何レモ之等ニ関スル費用ヲ計上セラレ将ニ実施ニ着手セラレントスルニ至リシハ、全ク今般訓令相成候趣旨ト其ノ精神ニ於テ一致スル所ニシテ郡下自治体ノ為ニ御同慶ニ堪エサル次第ニ有之候条、此際一層ノ努力ヲ以テ其実績ヲ挙ゲラレタク、且ツ今回ノ訓令ノ趣旨ハ此ノ機会ニ於テ特ニ一般住民ニ対シ周知セシムルノ方法ヲ講ジ以テ之ガ普及徹底ヲ期セラルヘク依命此段及通牒候也

（裾野市役所　須山支所所蔵「議事関係書類」）

760　民力涵養実行要目

（一九二一）大正10

民力涵養実行要目

一　一月元旦各大字村社並ニ祖先ノ墳墓ニ参拝スルコト

二　新年祝賀ハ神社ノ社殿又ハ小学校等ニ集合シテ行ヒ廻礼ヲ廃止スルコト

三　三大節学校ニ於テ挙行スル拝賀式ニハ名誉職員役場吏員軍人分会員青年団員神官僧侶其他有志者ハ参列スルコト

四　各神社ノ社殿境内並ニ墳墓地ヲ清浄ナラシムル為メ毎月一回掃除ヲ行フコト

五　大祭祝日ニハ毎戸国旗ノ掲揚ヲ怠ラサルコト

六　入営入団及大廟参拝ノ為メ立振舞帰郷振舞並ニ送迎ノ宴会等ヲ開催セサルコト

七　退営者ヨリノ土産物謝絶スルコト

八　入営入団者ニ対スル神前告別式又ハ奉告式ニ参列スルコト

九　総テ時間励行ヲ確守スルコト

十　葬儀及仏事供養ニ関シテハ左ノ各号ヲ実行スルコト

1　葬儀ハ質素ヲ旨トシ荘厳ニ行フコト

2　出棺時間ヲ正確ニシ会葬者ノ便ヲ計ルコト

3　葬儀ニ酒ノ饗応ヲ絶廃スルコト

4　葬儀ニ於ケル香奠返及引物ヲ絶廃スルコト
5　近所組合居住者ノ親戚等ニ死者アリタル場合悔ミノ為メ喪家ヲ各自訪問スルコトヲ廃止スルコト
但総代ニテ近所組合代表シテ弔意ヲ表スルハ差支ナキコト
6　追善供養ノ場合引物ヲ廃止スルコト
冠婚、七五三祝等ノ場合冗費ヲ節シ社会奉仕ノ資タラシムルコト
前各項ノ実行ヲ期スル為各大字ニ実行委員ヲ設クルコト
大正十年度計画
一　自治会(戸主会)ノ組織
一　納税組合ノ組織
一　十年継続貯金組合ノ組織
右民力涵養ノ一トシテ前記組織ヲナサントス、各位ノ意見ヲ諮フ

(御宿区所蔵「(大正九年度諸綴込)」)

761　勤倹奨励に関する件

大正14(一九二五)・11・4

一第一、二七一号ノ一
大正十四年十一月四日　富岡村長[印]
各区長殿
勤倹奨励ニ関スル件
第五回勤倹奨励強調間ハ来ル十一月十日ヨリ一週間実施セラルヽコトニ相成候ニ就テハ、右記事項御含ノ上実情ニ鑑ミ適切ナル計画ヲ立テ実効ヲ挙クル様御努力相成度右其筋ヨリ申越ニ付及移牒候
追テ実施ノ成績ハ十一月廿三日迄デニ御申趣(ママ)有之度候
一、第三回強調期間以来実行ヲ奨励セル婦人団ノ普及活動、生活ニ余裕アルモノヽ勤倹実行徹底ヲ図ル為ノ具体的方法ヲ講スル事
二、十一月十日学校ニ於テ国民精神作興ニ関スル詔書ノ奉読式ヲ挙行シ、講演等ノ方法ニヨリ御趣旨ノ普及ニ努ムルコト

三、従来実行ニ努メタル事項以外今回ハ特ニ左記事項ノ実行ニ努ムルコト

1、優良ナル国産品ノ使用ヲ奨励シ其ノ実行ヲ期スルコト

2、共同生活ノ根本精神ヲ涵養シ公共設備ノ使用ニ関スル弊習ヲ矯メ公共物愛護ノ実ヲ挙クルコト

3、七五三ノ祝ハ質素ニ営ム様実行ノ方法ヲ講スルコト

（葛山共有財産管理委員会所蔵「雑書綴」）

762　**須山村是第一期五ケ年計画**　**大正10**（一九二一）

須山村是第一期（自大正十年至大正十四年）五ケ年計画

第一、自治団体ノ興隆ヲ図ルコト

一、自治精神ノ徹底ヲ期スルコト

公民トシテ素養ヲ得セシメ村施設ノ一般ニ須知セシメ意志ノ疎通ヲ計ルコト

二、基本財産ノ増殖ヲ図ルコト

条例ノ定ムル所ニヨリ尚一層ノ増殖ニ努メ、尚原野ニ対シテハ増林ヲ企画スルコト

三、村吏員ノ養成及ビ優遇ヲ図ルコト

村吏員ノ養成ニ努メ進ンデ吏員ノ年功加俸条例、退職給与金、死亡給与金条例ヲ設ケ、安ンシテ其ノ職ニ居ラシメ、村治ニ功労アルモノヲ表彰スルコト

四、交通ノ便ヲ図ルコト

受持区画ヲ定メ各種団体ニ受負ハシメ大破ナカラシメンコト

五、災害ノ防止ニ努ムルコト

消防組ノ設備ヲ完全ナラシムルト同時ニ、軽便消火器ノ備付ヲ始メ婦女子ヲシテ簡易消防ニ熟練セシムルコト

第二、民力ノ充実ヲ図ルコト

一、蚕業ノ発展ヲ図ルコト

桑園ノ整理及増殖其他蚕種飼育時期ノ選択等ニヨリ増収ヲ図ルコト

二、農業経済的観念ヲ養フコト
農業経営ニ対スル収支及家計簿ヲ作ルコト
三、産業組合ヲ設立スルコト
産業組合法ニヨリ組合ヲ設ケ、産業資金ノ融通ノ便ヲ図リ、進ンテ購買販売等ノ事業ヲ兼営シ村民ノ福利ヲ図ルコト
四、規約貯金ノ励行ヲ図ルコト
貯金組合ヲ作リ毎戸必ス加入セシメ之カ励行ヲ期スルコト

第三、教育ノ進歩ヲ図ルコト
一、義務教育ノ徹底ヲ図ルコト
1、就学及出席ヲ良好ナラシムルコト
2、家庭ト学校トノ連絡ヲ一層向上セシムルコト
3、学務委員ノ努力ヲ促スコト
4、教育ノ養成及優遇ヲ図ルコト
二、補習教育ノ普及改善ヲ計ルコト
私立補習学校ヲ村立ニ引直シ、尚ホ進ンテハ女子補習学校ヲ設クルコト
三、通俗教育ノ普及ヲ計ルコト
1、青年処女ノ指導ヲナシ、併テハ各種団体ノ連絡ヲ図ルコト
2、図書館ヲ完備スルコト
3、掲示板教育ニ努ムルコト
四、小学校ノ基本財産増殖ヲ図ルコト
条例ノ定ムル所ニヨリ尚ホ一層之カ増額ヲ図ルコト
五、校舎建築改造費ヲ積立ヲナスコト
校舎ハ将来増築又ハ改築ノ要アルカ故之カ資金ノ増額ニ努ムルコト

第四、健康ノ増進ヲ図ルコト
一、衛生思想ノ普及ヲ図ルコト
家屋内外及道路下水等ノ掃除励行並ニ疾病ニ対スル心得等ヲ知ラシムルコト
二、水道ノ完成ヲ期スルコト
現在ニ於ケル水道ノ掃除ヲナスト同時ニ、永久的設

備ヲナスコト

三、避病舎ノ完成ヲナスコト

現在ノ避病舎ハ将来改築ノ要アルトイヘトモ、可急的修繕シ設備ヲ完全ニスルコト

四、村医ノ待遇ヲ良好ナラシムルコト

一層其待遇ヲ進メ而シテ努力ヲ促スコト

第五、風俗ノ改善ヲ図ルコト

一、時間ヲ確守スルノ風ヲ作ルコト

左ノ方法ニヨリ之ヲ矯正セントス

1、公私ノ会合ニハ必ス規定ノ時間ニ出席スルコト

2、司会者又ハ其ノ会ノ幹部ヨリ範ヲ示スコト

3、出席時該(ママ)ヲ記載スヘキ出席簿ヲ備フルコト

4、遅刻者ニ対シテハ閉会後ニ於テ更ニ同一事項ヲ反覆諭示スルコト

5、遅、不参ノ場合ハ予メ其理由ヲ申出スルコト

6、不参遅刻ハ一種ノ罪悪ナルノ観念ヲ養フコト

二、選挙権尊重ノ自覚ヲ促スコト

選挙権ハ公権ニシテ私権ニアラサルコトヲ尚ホ一層自覚スルコト

三、共同一致ノ風ヲ向上セシムルコト

共同一致ノ社会的生活上ニ於ケル利益ト其義務ヲ周知セシメンカ為メ左記ノ方法ヲ講スルモノトス

1、共同者ノ責任観念ヲ養フコト

2、共同行為ノ優良ナルモノヲ選奨スルコト

3、共同動作ノ相互ニ於ケル利益ヲ知ラシムルコト

四、敬神崇祖ノ念ヲ盛ナラシムルコト

1、神社ニ祭式アル場合ハ一戸一名ハ必ス其儀式ニ参列スルコト

2、神社、墓地、祖霊社等ハ常ニ清浄ニナシ置キ必ス参拝スルコト

五、敬老ノ風ヲ進ムルコト

青年会、処女会、婦人会等主催ノモトニ敬老ノ意ヲ表スル施設ヲナスコト

六、冠婚、葬祭、入退営者送迎等ノ弊風ヲ一掃スルコ

ト

現在弊風甚シク多奢ニ過クルノ感アリ、之カ可急的節約スルノ余地アルヘシ

将来節約方法ハ左ノ標準ニヨリ実行ヲ期セントス

節約標準

一　帯立、五節句祝、三歳、七歳（三歳、七歳ノ祝ハ毎年旧十一月十四日ニ一斉ニ実行スルコト）節句等ノ祝儀ニ際シテハ親元兄弟ヲ除クノ外、物品贈与ヲ廃シ金銭ヲ以テ之レヲナスコト

一　婚礼ハ華美ナルコトヲ避ケ左ノ各項ニ依ルコト

1、結婚式ハ神前又ハ祖先ノ霊前ニ於テ行フコト

2、本座ト雖モ吸物ハ三度ヲ超ユルコトヲ得ス

3、大盃ヲ強ユルコトヲ得ス

4、生魚ハ本座ノ吸物及浜焼ニ対シテハ之ヲ使用スルコトヲ得

5、敷肴及「コガク」ハ之ヲ全廃シ他ノ物品ニ代フルコト

6、調度品ハ凡テ当人ノ日用品ニ止メ其ノ分度ヲ超エサルコト

一　婚礼二番座其他祝儀ハ普通等級以上ニ於テ一人酒一本ニ限ル、但シ普通以下ノ者ニ於テハ全廃又ハ二、三人ニ対シ一本ノ酒ヲ程度トス

一　婚礼（本座）ノ外振舞ニ折箱ヲ廃止スルコト

一　宴会ハ夜半十二時ヲ限ル

一　入退営ノ場合ハ施主方ニ至リ飲食セサルハ勿論、土産物ハ絶対ニ授受スヘカラス、但シ主ナル近親両隣ハ此ノ限リニアラス

一　普請ノ場合入用ノ人夫ハ施主ニ於テ前日ニ依頼シタルモノニ限リ、小普請ノ場合ハ酒ハ絶対ニ用ユルヘカラス

一　職人ニ対シテハ晩酌一本ヲ限度トス

一　葬儀ニ酒ハ絶対ニ禁シ、穴掘、陸尺、暇乞ニ付テハ酒一升ツヽヲ使用スルコトヲ得（計三升）

一　満拾八歳以上ノ死亡者ニ付テハ役場ヨリ葬儀ニ列ス、而シテ葬儀ハ時間ヲ励シ厳粛ニ之レヲ執行シ其ノ分

度ヲ超ヘサルコト

一霊祭ハ普通等級以上ノモノニテ一人酒一本ヲ限度トシ、敷物ハ一品ニ限ル、普通以下ノ者ニ於テハ之ヲ全廃シ、又ハ二、三人ニ壱本ヲ使用スルコトヲ得

一葬儀ノ場合ハ村内節約申合ニ依リ酒ヲ禁シタル旨ノ掲示ヲナスコト、但シ死亡届出ノ際村役場ニ於テ調製貸付スルコト

一香典返シハ普通等級以上ニ於テ「ハガキ」ヲ用ユルコトヲ得ルモ、普通以下ニ於テハ之ヲナサヾルモ可トス

一村内ニ於テ悔ニ行キタルモノニハ飲食物ハ絶対ニ差出サヾルモノトス

一病気見舞ノ場合ハ病家ニ於テ村内ノモノハ医師ノ送迎者ヲ除キ絶対ニ飲食ヲナサヾルモノトス

　但シ見舞ハ多少ニ拘ラス金銭ヲ贈ルコト

一葬儀用棺ノ囲垣(ワヤ)ハ村ニ於テ上、中ノ二通リ調整シ置キ、上ハ金五拾銭、中ハ金弐拾銭ヲ差出サシメ使用セシム、但上ハ普通等級以上、其ノ以下ハ中ヲ使用スルモノトス

一他町村ヘ悔ニ出向スル場合ハ、組合ノ香典ヲ取纏メ代表ヲ以テ行クコト

一冠婚葬祭等慶弔ノ場合ハ節約シタル費用ノ内、家計困難ナラサルモノハ委員ト協議ノ上村ノ公共費用ノ中ヘ応分ノ寄付ヲナスモノトス

一諸講事ノ場合ハ持寄ノ外施主方ニ於テ絶対ニ飲食物又ハ之ニ付タイスル費用等ハ一切差出サヾルモノトス

以上

(裾野市役所　須山支所所蔵「村是調査関係書類」)

第六節　村と戦争

763　景況書（深良村）

大正3（一九一四）・10・5

第十五師団規程第六十条一般ノ景況書中一二三四五六七各項目ノ報告

大正三年十月五日

小林村長

太田郡長殿

景況書　駿東郡深良村

一、臨時召集令状ノ在郷軍人名簿ト照較シ本籍地、兵科、官等級氏名ヲ確メタルニ皆符合セリ、因テ令状交付順序ニヨリ三区ニ分ケ、各区経路順序ニ取揃ヘ鉄道乗車証明書ヲ一枚ヅツ添付シ発送準備ヲナセリ。使丁呼出状ノ差遣（ママ）区域三区ニ付、所要人員記載ヲナシ使丁ヲ呼上ゲシメタルニ、契約使丁ハ三人トモ直ニ出頭シタルニ付、予定計画通リ為シ得タリ。

二、令状交付ニ使用シタル使丁ハ土地ノ難易ヲ問ハズ規定ノ速度ニ基キ計画シタル時間ニハ全部交付スルヲ得タリ。

三、召集通報人ニ令状交付スルヤ、通報人ハ直ニ電報ヲ以テ直チニ打電シタルニヨリ、本人ハ直ニ帰宅スルヲ得、其措置宜シキヲ得頗ル迅速ニナシ得タリ。

四、吏員ノ分担業務ニ於テ予メ計画シ置キタル事件ノ履行上差遣（ママ）ヲ生ジタルモノナシ。

五、令状交付後村長ハ兵事主任書記同伴シテ、応召員ノ居宅ヲ歴訪シ、左ノ諸件ヲ決定ス

イ、出発ニ際シ携帯スベキ物品一色ハ必ス忘ルベカラザルコト

ロ、出発ニ際シ留守担当者ヲ定メ召集部隊ニ到着ノ上ハ其所属部隊並ニ氏名ヲ通□（知カ）スベキコト

ハ、鉄道乗車ノ際ハ村長ヨリ受ケタル乗車証明書、令

状ヲ添ヘ出札係ニ示スコト

ニ、入隊迄ハ特ニ身体ヲ大切ニシ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニカヽラサル様注意スベキコト

ホ、出発当リハ早朝ヨリ村長吏員ト共ニ応召者各戸ヲ訪問シ餞別ヲ贈リタリ

応召員一同志気頗ル旺盛ナリ

六、応召員中他行及所在不明者一人モナシ

七、出征軍人ニ後顧ノ憂ナカラシムルハ軍国々民ノ心セザルベカラザルコトナリ、幸ヒ本村ノ如キハ出征者家族ニ甚シキ窮境ノモノ少シ多クハ農ヲ以テ業トセルガ故ニ壮者不在ノ為メ仕事ニ後ルヽ如キハ多々アルベシ□ハ従来ノ助合法(助合法ト申シテ弁当持参シテ更□一手□ニテ手伝フ)ヲ設ケテ稼穡耕耘ヲナシ其ニモ殊ニ貧ナルモノニ対シテハ近隣相恵ミ親族深ク顧リミ、又村トシテハ□途ヲ立テ留守家族賑恤ニ努メシコトヲ今後サニ考按中ニアリ

又出征軍人ニ対シテハ時々慰問状ヲ発シ其労苦ヲ慰メントス

(裾野市役所　深良支所所蔵「日独戦役ニ関スル記録」)

764

大正三年戦役応召軍人優待に関する打合事項

大正3・11・5(一九一四)

大正三年戦役応召軍人優待ニ関スル打合事項

第一軍人家族保護ニ関スル件

大正三年戦役ニ関与シタル陸軍海軍々人ノ家族ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ保護スルモノトス

但保護ハ応召ノ月ニ始リ帰郷ノ月ニ終ル

一、応召者ノ家族田畑ノ耕耘林野ノ手入其他ノ業務等労力ノ資ニ充ツル為月額金弐円ヲ給与スルコト

但当村ニ本籍ヲ有セサルモノ及本籍ヲ有スルモ村内ノ義務ヲ負担シ居ラサル者等ハ左ノ区別ニ依リ給与スル事

(1)聟、養子等ニシテ未ダ入籍セサルモノ　前項月額ノ弐分の壱

(2)全戸入寄留シ当村ニ納税ナシタルモノ　右ニ仝シ

(3)本籍者ニシテ全戸出寄留ノモノ　前項月額ノ四分ノ壱

(4)本籍ヲ有シ家族ノ一部現住スルモ応召者ハ他町村ヘ寄留シ経済ヲ異ニスルモノ　前項月額ノ四分ノ壱

(5)入寄留者ニシテ納税シ居ルモノヽ家族中ニテ応召者ノミ他町村ニ在リタルモノ　右ニ仝シ

二、応召者及現役兵中出征セシ者ノ家族中傷病者アルトキハ駿東郡医師会ノ計画ニ係ル特別治療ヲ受ケシムル事

三、応召ノ為メ特ニ生計困難ニ陥リタル者ノ家族ニ対シテハ特別ノ救助ヲナスコト

大正三年十一月五日　完　　小泉村

(水窪　渡邊公一氏所蔵「大正三年戦役応召軍人優待ニ関スル打合事項」)

765　須山村軍事関係報告

大正4・5・19（一九一五）

一庶第二二号

大正四年五月二十四日　　駿東郡須山村長　土屋和作

駿東郡長太田資行殿

本月十九日付一、第四八六号御照会ノ件別紙ノ通リ及報告候也

報告書

一、軍隊ト地方官民トノ関係ヲ密接ナラシムル為メ毎年一回村民ノ総集会ヲ開催シ富士裾野陸軍射撃演習場主官山ノ内少佐ヲ聘シ軍隊ニ関スル講話ヲ請ヒ尚村長在郷軍人等モ其席上ニ於テ軍隊ニ関スル講話ヲ為スノ方法ヲ執リツヽアリ

二、軍隊行軍演習及宿営ノ場合ニ迷惑モ憾(ママ)セサレトモ民家ヘ宿営ノ場合寝具ノ無キニ困却スルコト少ナカラズ

又乗馬隊ノ宿営ノ場合馬繋場ノ無キニ困リ或場合ニハ新設ヲ命セラルヽコトアリ手当トシテハ僅ニ一頭ニ付金五銭ナルモ到底五銭ニテハ出来サル場合役場ニ於テモ之レニ充ツル費用ナク甚ダ困ル場合アリ尚又本村ハ富士裾野演習場ノ地籍ナルヲ以テ射撃演習ノ際行通絶断セラルヽニハ一方ナラサル迷惑ヲ憾(ママ)シ居レリ

三、村長ハ適当ノ時期ニ於テ関係アル軍隊ハ皆訪問シ又在営下士卒ノ家庭ニ就テハ時々在営者ノ安否等ヲ訪問ヲナシ且ツ関係慰問ヲナス等ノ方法ヲ実行シツヽアリ

四、別ニ施設方法トシテ定メタルモノモ無之モ在営者ノ父兄ヲシテ関係ノ聯隊ヲ訪問セシメツヽアリ又或ル聯隊ニ於テハ各期ニ在営者ノ成績品行其他注意事項ヲ当該役場ヲ経由シ父兄ヘ通知シ来ルモノアリ之レ等ハ至極適切ナル方法ト思考ス

五、入営者ニ対シ在郷軍人会主唱者トナリ送別ノ宴ヲ開クヲ例トセリ見送リハ村民ハ一般村界迄見送リ村ノ有志者在郷軍人会員等ハ最寄停車場迄見送リツヽアリ又本村ニ於テハ入営者ニ対シテハ村ノ各戸ニ於テ入営者一人ニ付一戸金三銭以上ヲ餞別トシテ役場ニ於テ取リ集メ寄贈スルコトニ定リ居リテ実行シツヽアリ

退営者土産物ニ関シテハ大正元年ヨリ村内ノ協定ニヨリ一切之レヲ受ケザルコトニ決定シタルヲ以テ之レヲ実行シタル結果減退セリ

六、徴兵忌避者防止及諸志願者奨励ノ為メ施設シタルコトモ無之モ村長ハ適当ノ時期ヲ利用シ青年会其他諸種ノ会合ニハ軍事上ニ関スル奨励的講話ヲナシ以テ軍事思想ノ感ヲ注入シタル結果徴兵忌避者等無之又現役兵志願者七年次増加ノ傾向アリ

七、本村ニハ廃兵一人軍人遺族三戸アリテ遺族ノ内富裕ナル生活ヲナスモノ一戸普通ノ生活ヲナスモノ二戸アリ貧困ノ為救護スルモノナシ

八、該当者ナシ

九、傷痍治癒シ農事ニ従事シ居レリ

十、年二回戦死者ノ霊祭ヲ執行シ且ツ慰安ヲ与フル如キ

諸種ノ会合ニハ必ズ軍人遺族ヲ招待スルコトヽナシ居レリ

十一、該当ナシ

十二、年金ノ如キハ之レヲ蓄積セシメ□金ヲ以テ地所ヲ買得セシムルコトニ勧誘シ実行スルモノ多シ

十三、役場吏員及警察官ト共ニ不正ト認メタルトキハ村内一般ニ通知ヲ発シ買収セサル様注意シ居ルヲ以テ村民ハ□ヒ居レリ

十四、最近在郷軍人ノ数ハ已教育者二十人未教育者四十五人ニシテ其内公職ニアルモノ三人実業ニ従事スル者六十二人一定ノ職業ナキモノナシ

十五、該当者ナシ

十六、該当者ナシ

十七、目下ノ処優秀ノモノヲ認メズ

十八、該当者ナシ

十九、本村長ハ在郷軍人会ノ基本財産ヲ作ルコトニ幇助シタルヲ以テ支部長ヨリ表彰セラレタルコトアリ尚村費ヨリ仝会費ヘ年々補助金ヲ交付スル等幇助ヲナシツヽアリ

二十、下賜金ハ総テ現金ヲ其儘置クトキハ消費シ易キヲ以テ□金ニテ地所ヲ買得セシメ永久保存シテ紀念(ママ)トナサシムル等ハ適当ノ事ト思考ス

右ノ通リ

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

766　演習場火入に関する件

大正8・4・17（一九一九）

一第四一三号ノ一

大正八年四月十七日

富岡村長印

常設委員殿

演習場火入ニ関スル件

演習場ニ属スル大野原御料地ハ毎年無断火入ヲ行ヒ監的壕電柱橋梁ヲ焼キ、陸軍ノ損害不尠ニ付爾今場所及目的ヲ確定シ、火入ノ方法及使用人員等ヲ詳記シ、承認ヲ求

ムベキ旨同官ヨリ通牒有之ニ付一般ニ其旨御指示相成度追テ実施前日ハ必ズ電話等ニヨリ主管ヘ報告シ陸軍ノ建造物ノ保護ヲ確実ニ行ヒ、殊ニ目的地以外ニ延焼セシメザル様注意方申添有之候

（御宿区所蔵「大正七年度諸綴」）

767　砲弾落下の件通報　（一九一九）大正8・7・13

号外

大正八年七月十三日　須山村役場

重砲兵射撃学校本部御中
主管事務所

砲弾落下ノ件通報

一本日ノ重砲兵射撃学校実弾射撃中終了ノ回前回射撃（陣地高塚、方向御殿辻）中約午後一時半本村字新井ヨリ字淵ニ通スル里道人家（住宅）ヲ離ル二十間ノ処ニ「十加」砲弾落下シ（其場所ヨリ北方約七、八百米ノ森林ヘモ数ケ落下シタル由）附近人民驚入リ直ニ其旨ヲ当役場ヘ急報シ来リシニ依リ駐在巡査及役場吏員現場ヲ認メ直ニ主管事務所ヘ電話ニテ急報スルモ何分電話不通ニテ其通報スルコト能ハス実際危険ヲ恐レ村トシテハ自今陣地高塚ヨリ一号測点并御殿辻及狐塚ノ方向ニ対シテハ射撃ヲ絶対施行セサル様致度希望ニ付以書面此段御報知旁及照会候也

追テ自今廠舎ニ入ル何レノ砲兵聯隊ニモ主管事務所ヨリ此旨御通報置相成度特ニ申添ヘ候

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類第三類」）

768　御料地貸下地侵墾者取締に関する件　（一九一九）大正8・7・23

庶第五三号

大正八年七月二十三日　須山村長　杉山権作

須山村区長、組長、富岡村下和田人民惣代
印野村長、玉穂村長、原里村長、富士岡村長、神場区長殿

御料地貸下地侵墾者取締ニ関スル件

今般陸軍東京経理部長ヨリ別紙ノ通リ厳重ナル通牒ニ接シ候ニ付テハ貴管区御料地拝借人ニ対シ其旨徹底セシメ自今不都合等無之様厳ニ諭達相成度及御通知候也

別紙(写)

東経営第一、一六九号ノ一

御料地貸下地侵墾者取締ノ件通牒

大正八年七月二十二日

陸軍東京経理部長　三井清一郎印

須山村長杉山権作殿

陸軍ニ於テ貸下ニ係ル大野原御料地内ノ土地耕作人中近来貸下地以外ノ土地ヲ穏密ニ耕作スル者多数有之趣報告ニ接シ候処此等侵墾者ニ対シテハ取締上今後貸下ヲ停止スルノ外ナキ次第ニ候条此際貸下人一般ニ対シ不心得ナキ様篤ト諭達相成度候也

追テ之カ取締ニ関シテハ今後共其他演習場主管ヲシテ巡視セシメ実地踏査セシムヘク候ニ付承知相成度為念申添候

(裾野市役所　須山支所所蔵「借地並雑草払下ニ関スル願書関係書類陸軍東京経理部関ノ分」)

769　駿東の徴兵　虎眼多し　大正10(一九二一)・5・26

駿東の徴兵虎眼多し　▼花柳病は減少＝

駿東郡本年度徴兵検査は二十三日終了二十四日抽籤執行したるが、本年の郡下壮丁数は一千二百三十二名にして、内甲種合格四百九十三第一乙種百三十五第二乙種二百三十五名、即ち壮丁の六九、八二パーセントに当れり、学術程度は高等小学卒業五百三十二尋常小学卒業七百一不就学六名にして年々向上しつゝあり、花柳病は昨年の二十二に比し十七名なれば五名の減少を示し漸次減少の傾向あるに反しトラホームは著しく激増し、殊に海岸に接したる町村に多きは最も□(留カ)意すべき現象なり、身長平均は昨年より低下せり、学術の優秀なるは沼津、長泉、玉穂、原の各町村にして一般に体格の良好なるは玉穂、小

泉、大岡、清水の諸村なりと菅原司令官は語れり

（静岡新報）

770　陸軍演習場報償金各村別一覧表　大正10（一九二一）・12・26

陸軍演習場報償金

各村別一覧表

	拾年迄	拾壱年度以後	村別
五〇	五〇〇円	一、三五〇円	玉穂村
五〇	五〇〇	一、五五〇	印野村
二〇	二五〇	六二五	原里村
一〇	一〇〇	二八〇	富士岡村
一〇	一〇〇	三七〇	須山村
五	五〇	一二五	富岡村
五	〇	三五〇	須走村
計一五〇〇	四、六五〇		
四、八〇〇			

大正拾年拾弐月廿六日

御殿場駅前松屋旅館ニテ

経理部ト協議評定ス

（裾野市役所　須山支所所蔵「借地並雑草払下ニ関スル願書関係書類陸軍東京経理部関ノ分」）

771　大正一〇年特殊演習飛行機に対する公衆一般の注意　大正10（一九二一）

大正十年特殊演習飛行機ニ対スル公衆一般ノ注意

一、無用ノ者ハ飛行場内ニ立チ入ルコトヲ禁ズ

二、飛行機不時ニ著（ママ）陸セントスル状態ヲ示シタル場合ニハ其近傍ニ在ル者ハ成シ得ル限リ著（ママ）陸ノ為空地ヲ設クルニ努ムベシ、故ニ若シ著（ママ）陸ニ適スル土地ニ位置スル場合ニハ速ニ一側ニ退避スルカ或ハ最近ノ地物（樹木、家屋、堤防、籬墻等）ニ接近スベシ、尚此際飛行方向ニ位置セザル如ク特ニ注意スルヲ要ス、若シ之レヲ避クルニ遑ナキカ或ハ空地ヲ設クルノ余地ナキトキハ直ニ伏臥シ如何ナル場合ト雖モ混乱四散スルガ如キコト

ナキヲ要ス是レ操縦者ノ著陸(ママ)位置選定ヲ困難ナラシメ危険ノ度ヲ大ナラシムルモノナレバナリ

三、飛行機ノ著陸(ママ)ハ概ネ左ノ飛行状態ニ依リテ之ヲ予知スルコトヲ得

1、発動機ノ爆音不規則ナルトキ又ハ全ク停止セルトキ

2、螺旋機緩徐ニ回転スルトキ又ハ止ルトキ

若シ疑シキ場合ニハ著陸(ママ)ト見做シテ処置シ著陸(ママ)後飛行機ガ全然停止スルニ至ル迄ハ其近傍ニ立チ寄ルベカラズ

四、飛行機著陸(ママ)ノ際異状ヲ認メタル時ハ直ニ救護、尚搭乗者ヨリ依頼セラレタル場合ニハ直ニ其要求ニ応ズベシ

若シ搭乗者負傷等ヲ為シ爾後ノ処置不可能ナル場合ニハ迅速ナル方法ヲ以テ最寄軍隊又ハ官憲ニ通報スベシ

五、演習期間臨時著陸(ママ)場ヲ設備シタル場合之ヲ観覧等ノ為メ場内ニ立チ入リ又ハ其附近ニ停止スベカラズ殊ニ飛行機ノ著離(ママ)陸方向ハ極メテ危険ナルヲ以テ如何ナル場合ト雖モ立チ入ル可カラズ

注意

拝観団体ハ各其集合地附近ニ於テ露営又ハ焚火スルコトハ演習実施上妨害アルヲ以テ禁ゼラレタシ

(裾野市役所　須山支所所蔵「赤十字社、婦人会、救済会関係書類」)

772　富士演習場使用についての承諾書　大正11・1・8(一九二二)

承諾書

陸軍ニ於テ富士演習場ヲ従来ト同様大正拾壱年壱月拾四日ヨリ向フ拾ケ年間継続使用スルニ付元ノ管理村長(印野、原里、玉穂ノ三村)ニ於テ左ノ如ク報償金額ヲ改定スルコトヲ承諾ス

但陸軍ヨリ仕払フヘキ左記報償年額ノ受領並分配等ニ関シテハ従来ト同シク元ノ管理村長ニ於テ取扱フモノトス

左記

一　金参百八拾円

但大正十年度（会計年度）及最終ノ会計年度分ハ半年額トス

大正拾壱年壱月八日　静岡県駿東郡須山村長　菅沼甚作印

第一師団経理部長殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「借地並雑草払下ニ関スル願書関係書類陸軍東京経理部関ノ分」）

773　御料地借地料金据置についての上申　大正11（一九二二）・6・2

御料地借地料据置之儀ニ付上申

別冊継年期出願ノ御料地料金之儀ハ演習場トシテ御使用以前ヨリ借地明細書記載ノ如ク比較的低廉ナル料金ヲ以テ引継御貸付ノ恩典ニ浴シ、借地人一同ハ夫々其ノ必要ニ応ジ農作物ノ栽培ニ従事スルコトヲ得、大ニ満足スル所ニ有之候、乍然一面ニ於テハ戦後経済界変動ノ余波トシテ労銀ノ騰貴ニ遭遇シ、売価ノ到底生産費ヲ償フニ足ラザルトノ奇現象ヲ呈シ、或ハ農家ノ子弟モ亦郷里ヲ去ツテ都会ニ集中セントノ傾向ヲ有シ、農村ハ益々悲境ニ陥ラントシ、前途甚ダ憂慮ニ不堪次第ニ御座候間、農村救済ノ意味ニ於テ尚一期間従来ノ定額ヲ以テ御貸之儀御詮議相成度此段上申候也。

参照

先ニ演習場期間尚継続協定ノタメ去ル十二月二十六日畠山氏外弐名御殿場松屋方出張、関係町村長トノ打合セ及一月八日経理部長以下各員立会ノ上料金其他凡テ従前ノ通リノ旨ヲ以テ協定成立ニ付キ、十ケ年間実施スルモノト確信到居候、然ルニ今増徴セントスルハ頗ル不徳義ノ処置ト推定仕リ候、ノミナラズ小職多大ノ迷惑ヲ生ズル次第ニ付御了承相成度候也

大正十一年六月二日

静岡県駿東郡須山村長　菅沼甚作印

第一師団経理部長　木　村　茂殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「借地並雑草払下ニ関スル願書関係書類陸軍東京経理部関ノ分」）

774　御料地貸付其の他料金更新に関する件通牒

大正11・6・14（一九二二）

一経営第五二四号

大正十一年六月十四日

第一師団経理部長　木　村　茂印

須山村長　菅　沼　甚　作殿

御料地貸付其ノ他料金ニ関スル件通牒

首題ノ件ニ関シ本月三日号外ヲ以テ申出相成候処右料金更新ニ付テハ左記ノ事情ノ通リニシテ、本職トシテハ能フ丈ケ便益ト同情トヲ以テ参酌決定シタル次第ニシテ、此レ以上ノ御希望ニ対シテハ詮議ノ余地無之再考相成度候也

左記

一、陸軍ニ於テ借用中ノ御料地ハ宮内省ニ於テ大正九年以来倍額以上ニ値上ヲ実施セラレ候モ、一方地方側ニ対シテハ演習場使用協定料金モ改正詮議中ニ有之、独リ陸軍ガ地方借受人ヨリ徴収スベキ料金ノミヲ値上スルコトハ如何ニモ心苦シキ点モ有之候ニ付、遺憾ナカラ九、十両年度ハ従前通リ宮内省ヘ仕払フヘキ料金ノ半額以下ニテ貸付ケ来リタル次第ニテ、又今回ノ料金値上ニ付テモ陸軍カ中間ノ利益ヲ得テ転貸スルニアラス、又寧ロ本年度ノ値上ニ於テモ陸軍カ宮内省ニ支払フベキ料金ト同額迄値上スルニアラスシテ、先ツ其ノ幾割カラ高上スルニ過ギスルベシ。

斯クノ如キ陸軍ノ好意的処置ニ対シテ尚且ツ借受人ニ於テ従来通リノ価格ニテノ継続願ハ真ニ其ノ希望カ応分ノ度ヲ過キタルモノニアラサルヤ一考ヲ煩度

二、昨年十二月御殿場ニ於テ演習場継続使用協議ノ際、畠山主計氏、沼田大尉、御法主計ノ三名カ、陸軍カ地方民ニ貸下クベキ料金ヲ、将来永久ニ一定不動ノ従来

ノ料金額ニテ貸下クルコトヲ承諾スルト言フカ如キ重大且ツ不法ナル然モ国家ノ義務ニ属スルカ如キ口約ヲ締結シタルコトハ絶対ニ無之ニ付承知セラレタシ。御殿場ニ於ケル協議ノ際ノ経過ハ次ノ要旨ナリシニ付、為念承知セラレタシ。

御料地貸下問題ニ関スル談合ノ要旨

御殿場ニ於ケル各村長等集会協議ノ際、官民双方ノ意見百出シ、若干村ノ申出ト陸軍側委員ノ申出トノ折合容易ナラサル状況ナリシカ、御料地ノ貸借問題出テタル際陸軍側代表者ハ次ノ要旨ヲ述ヘタリ。

即チ陸軍トシテハ大正九年以来陸軍ノ借用セル御料地ノ料金ハ宮内省ニ於テ二倍以上ニ値上ヲ実施セラレ居ルニ係ハラズ今日迄従来ノ価格ノ儘ニテ隠忍以テ地方民ニ継続貸下シタルニアラスヤ、是等陸軍カ与ヘ来リタル好意ノ点ニ付テハ、少クトモ御料地借用ノ村ニ於テハ一考ヲ煩サレタシト申セシニ、富士岡村長ハ御料地ノ値上ニ付テハ経理部雇員長田喜昌ヨリ客年料金値上ノ通牒ヲ受ケタリ、吾人ハ値上スルモ可ナラント申出アリタリ、其ノ際御法主計ハ長田雇員ヨリ昨年中宮内省ヨリ御料地ノ値上ヲ実施セラレタル通牒ヲ発シタリトスルモ、其レヲ以テ直ニ陸軍カ地方民ニ貸下スル料金ノ値上ヲ実施シタルニアラス、単ニ其ノ値上ノ実施セラレタルコトヲ通牒シタルノミニシテ、現ニ今日迄貸付中ノ御料地ノ料金ハ値上セサルニアラスヤト単ニ従来ニ於ケル状況ヲ述ヘ、尚若シ只今協議中ノ演習場使用協定カ円満ニ成立セサル場合ハ、陸軍トシテモ御料地ヲ貸下クルコトノ詮議困難ナルヤモ知ルヘカラス、又若シ演習場協定ガ成立セ□御料地も貸下ケ得ルナラント申述ヘタルニ過ギスシテ、貴出（マヽ）申出ノ通リ将来ニ於テ何時迄モ貸付料金ニ何等ノ変更ヲ来タササル旨ノ誓言ヲナセシコト絶対ニナキ故、此ノ点ハ誤解ナキ様充分ニ了承サレタシ。

三、昨年度ヨリハ陸軍借上御料地ノ面積モ増加セシ結果今日迄ノ料金ニテ地方民ニ貸下クルトセハ、陸軍ノ負

担スヘキ欠損額ハ益々多額トナリ、予算ノ関係上到底忍ヒ難キ次第ニシテ、又地方側ニ於テモ宮内省ヨリ直接借用スル料金ヨリ高上スルコトナクンハ左程ノ苦痛ナキモノト認ム特ニ了承セラレ度シ。

四、料金ニ関シテハ長田雇員ヨリ詳細協議可致ニ付御了承アリタシ。

（裾野市役所　須山支所所蔵「借地並雑草払下ニ関スル願書関係書類陸軍東京経理部関ノ分」）

775　**陸軍用地拝借願及び請書**　（一九二二）**大正11・8・5**

陸軍用地（三共園）拝借願

富士裾野演習場内

静岡県駿東郡須山村字大野二千百二十八番外十六筆

総反別七町四反六畝九歩

各拝借人ノ部会別紙明細書ノ通

此ノ拝借期間自大正十一年四月一日至大正十二年三月三十一日満一ヶ年

右ノ土地ハ村長ニ於テ陸軍第一師団経理部ヨリ貸下継続ノ処吾等一同協定ノ上農作物其他作付致度ニ付テハ拝借料金一反歩当金壱円ニ更正ノ上引続拝借相成度且又陸軍射撃演習ノ為メ損害ヲ被ルコト有之候ヘ共之ガ賠償ノ請求不致ハ勿論其他御規則並ニ別紙請書ノ条項等ハ相守リ申候間特別ノ御詮議ヲ以テ拝借方此段奉願候也

大正十一年八月五日

駿東郡須山村

土屋和作㊞

杉山常蔵㊞

渡辺千代吉㊞

菅沼平作㊞

小野田乙次郎㊞

小野田喜重㊞

杉山収太㊞

杉山栄作㊞

杉山廣㊞

宮崎多次郎㊞

駿東郡須山村長　杉山甚作殿

富士裾野演習場内三共園土地貸下ニ対スル命令受書

第一条　借用許可地ハ駿東郡須山村字大野二千百廿八番外十六筆

一、借地反別七町四反六畝九歩

第二条　使用期間ハ自大正十一年四月仝十二年三月迄トス

第三条　期間中ト雖モ官都合又ハ法律命令ノ施行若クハ公益上必要ト認ムル時ハ本命令ノ条項ヲ増減変更シ又ハ本件土地使用ヲ取消シ或ハ一時使用ヲ停止スルコトアルベシ

第四条　使用ノ目的茶葉採収地トシ左記種類ノ植栽ヲ許サズ

部隊ノ運動射撃目標設置ヲ阻害スベキ植物但茶及桑樹ハ散植シ且演習上妨害トナラザル程度ニ於テ支障ナシ

第五条　使用方法ハ現形ノ儘ニ於テ為シ深溝ヲ穿チ或ハ小屋掛ケヲ為シ其ノ他権益上必要以外ニ加工スルヲ得ズ

第六条　使用料金ハ一ケ年一反歩ニ付金□トス

前項ノ料金ハ当部ノ発行スル納入告知書ニ依リ前納スベシ、若シ期日内ニ納付セズ延滞スルトキハ納期ノ翌日ヨリ納入ノ日迄怠納金百分ノ一ヲ精算シ怠納金トシテ徴収ス

第七条　官ノ都合ニテ許可ノ一部若クハ全部ヲ取消シタル場合ニ限リ既納料ノ一部ヲ返付スルコトアルベシ此場合ニ於ケル返付額ハ官ノ定ムル所ニ拠ル

第八条　借地人ノ都合ニ依リ許可地ノ一部若シクハ全部ノ使用ヲ中止シタルトキ又ハ第十五条ニ依リ許可ヲ取消シタル場合ニ過納料金アルモ之ヲ返付セズ

第九条　演習場主管ハ必要ニ依リ左ノ負担ヲ借地人ニ命ズルコトアルベシ

1、借地ニ隣接或ハ附近ノ植林保護ノ為メ防火線ノ

焼切並堀切

2、借場内及其附近ノ道路修繕

第十条　借地人ハ借地面積ノ字番期間住所氏名等ヲ知セル標柱(地上四尺地下二尺二寸五分角)ヲ建設スベシ此ノ費用ハ総テ借地人ノ負担トス

第十一条　借地人ハ借地内及其附近ニ於テ焚火ヲ為スベカラズ又部隊ノ演習及射撃ノ中ハ場内ニ立入ルヲ禁ズ

第十二条　部隊ニ於テ演習及射撃ノ為メ耕作地ニ立入リ又ハ砲弾等ノ為メ耕作物等ニ損害ヲ与フルコトアルモ官ハ之ヲ賠償セズ

第十三条　土地使用ノ為メ他ニ障害ヲ加ヘントスルコトアル時ハ官ノ指示ニ従ヒ借地人ノ費用ヲ以テ之ヲ除キ又ハ予防スベシ若シ怠リテ之ヲ為サザル時ハ官ニ於テ之ヲ行ヒ其費用ハ借地人ヨリ徴収ス

第十四条　借地人ハ本命令ニ従フノ外演習場主管並ニ部隊ノ指示ニ従フベシ

第十五条　借地人ハ本命令及主管並ニ部隊ノ指示ニ違反ノ行為アルトキハ本許可ヲ取消スコトアルベシ借地人ノ家族及雇人等ノ場合モ亦同ジ

第十六条　使用取消シ又ハ期間満了ノ場合該地上ニ現存スル借地人ノ物件又ハ借地人ノ費用ヲ以テ指定シタル期間内ニ之ヲ除去シ総テ原形ニ復スベシ

若シ指定期日内ニ完了セザルトキハ官ニ於テ除去復旧シ其費用ハ借地人ヨリ徴収ス

前項除去シタル物件ハ官ニ於テ適宜処分ス

第十七条　本命令違犯ニ依リ借地人ノ官ニ及ボシタル損害アルトキハ之レヲ賠償セシメ其額ハ官ノ認定スル所ニ依ル

第十八条　前各項ニ基キ官ノ行フ処分ニ対シテハ借地人ハ損害賠償請求権ヲ有セズ

第十九条　借地人ハ射撃其他演習中ハ軍隊ノ掲示等ニ注意シ各自ニ於テ安全ヲ期スベシ借地人ノ過失ニ依リ傷害ヲ受クルコトアルモ官ハ之レガ責任ヲ負ハズ

第二十条　借地期間満了ト共ニ返地届ヲ提出スベシ

但シ継続借地セントスルトキハ返地届ニ換ヘ借地継続願ヲ大正十二年三月一日迄ニ提出スベシ

右御請仕候也

大正十一年八月五日

駿東郡須山村

借地人　土屋和作㊞

杉山常蔵㊞

渡辺千代吉㊞

菅沼平作㊞

小野田乙次郎㊞

小野田喜重㊞

杉山収太㊞

杉山栄作㊞

杉山廣㊞

宮崎多次郎㊞

駿東郡須山村長　菅沼甚作殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「大野原御料地拝借地名義更正願綴」）

776　本年度壮丁の花柳病と虎眼数　大正11・11・3（一九二二）

本年度壮丁の花柳病と虎眼数

都会に花柳病海岸地方に虎眼が多い…県衛生課調

県衛生課が調査した本年度壮丁中のトラホーム患者並に花柳病患者は壮丁一万五千百四十九名中トラホーム患者千三百二十三名、花柳病患者三百五名と云ふ数に達し、昨年よりずつと成績が悪くなつて居るが之を郡別にして見ると次の如くになる

郡別	壮丁数	トラホーム	花柳病
賀茂	七三五	三一	二二
田方	一三三四	一一八	二六
駿東	一三三八	九八	二六
富士	一一二一	一一四	一三
庵原	八〇四	六〇	九
安倍	一一九四	八一	一三

志太	一四三六	一二〇		二〇
榛原	九〇四	一六七		二四
小笠	一一七三	一三八		一六
周智	五五四	三八		一〇
磐田	一二七五	一〇一		一七
浜名	一七五九	六五		六九
引佐	五一三	三四		四
静岡	五五二	二五		一八
浜松	三三六	三二		一八

となつて之に依つて見ると海岸に接した漁師部落の多い地方に比較的トラホームが多く市街地に花柳病の多い事が略窺ひ知られる。伊豆東海岸の如きは特に古来淫風の盛な地方として知られてゐるだけに、今日に於ても矢張幾分其感を止め壮丁の検査に際して花柳病と云ふ忌まはしい病気となつて現はれる。田方駿東地方には比較的トラホームが多く花柳病も又尠いとは云へない、富士安倍庵原方面を見ると壮丁数に比較してトラホームは別として花柳病の著しく尠い事が知れる、青年団の活躍□(にカ)与つて力あるだろうが風紀の改善に努力してゐる跡も見える。榛原郡下のトラホームは可成り多い、花柳病も又尠くない、大いに改善する余地があるだろう。小笠周智引佐等先以て成績のよい方であるが浜名郡下の花柳病の他に比して著しく多い事は矢張り他の市街地に接して風紀の紊れを裏書するものであらう、静岡浜松は花柳病に於て他の郡下に比して遥に其の数多く青年の惰弱を痛切に物語つてゐる、大いに戒むべき事である

（静岡新報）

777　大野原演習地下草料金共有地開墾料金徴収簿　大正11（一九二二）

大正十一年度

大野原演習地下草料金	御宿人民総代
共有地開墾料金	徴収簿

大正十一年度大野原演習地下草料
一金弐拾四円七拾四銭　下草料
一金四拾銭　　樹木栽培借地料
　　計金弐拾五円拾四銭也
七拾四分割之内八戸余リ
六拾六戸ニ割ル　壱戸平均三十八銭九毛強ノ所、三拾八銭宛徴収ス

（御宿区所蔵「大野原演習地下草料金共有地開墾料金徴収簿」）

778　在郷軍人分会景況調査表

大正13（一九二四）・6・19

大正十三年六月十九日㊞

分会景況調査表駿東郡須山村分会

調査事項	記事 ㊞
事業実施ノ景況（出席者ノ景況共）	一、三大節拝賀式参列　二、分会総会　三、銃剣術競会　四、戦病死者祭典　五、壮丁予習教育　六、分会基本林（山林）手入　七、軍隊行軍及夜営ニ付便宜助力等ナリ 以上事業ニ付割合ニ出席者少ナキ場合多々アリ主トシテ生業ノ関係ナリ
分会ニ対スル地方官民意向及援助ノ景況	従前トハ大差ナクモ昨年震災当時ヨリ現今其援助ノ意向アリト認ム
分会ノ為最モ助力スル官民有志氏名（公職名及職業共）	一般ニ助力的意向アルモ未ダ職氏名等ヲ挙ケテ助力スルモノハ認メズ
分会ト青年団ノ関係	従前ト大差ナクモ現今在郷軍人会□□ノ優秀ノモノガ青年団組員トナル居ルモノ多キ為メ密接ナル関係ヲ有シ万事共同事業ヲ為セリ
地方一般軍事思想普及ノ状況	現今軍縮トカナントカト云フ関係上一般軍事思想普及ヲ認メス
分会ノ振否及其原因	従前トハ分会振否ニ付テハ現今一般振ハザルヲ認ムヤハリ地方民ノ軍縮ト云フ宣伝アルカ為メ在郷軍人□其普及ガ原因センカト認ム
地方ニ於ケル美点（人情風俗習慣等ニ関スル）	従前ト□□トハ大ニ□□一般ハ人情ヲカキ個人主義発達シテ公共ニ尽力スルモノ少ナキハ遺憾トス美点等ナシ

地方ニ於ケル欠点（人情風俗習慣等ニ関スル）	一般ニ前項ノ状況ナルニ付諸般個人関係等ハ苦情ヲ訴ヘルモノ漸ク多キヲ示セリ之レカ欠点認ム
分会員一般ニ対シ将ニ注意ヲ与フル事項若クハ希望又ハ参考事項	地方民ト云ヒ青年ト云ヒ現今ハ前項ノ状況ナルニ付分会員ニモ諸悪風俗ニ感染ノ近キニアルト認ム簡閲点呼ノ際ニハ分会員ニ特ト共同心ト公共心□□□□□□就テ注意ヲ望ム

（裾野市役所　須山支所所蔵「来翰発翰綴」）

779　大正一四年度壮丁教育成績調査書　大正14（一九二五）・8・21

（駿東郡）

装丁教育成績の概況

時代ノ進歩ニ伴ヒ壮丁ノ教育程度漸次向上セルモノアルハ邦家ノ為メ喜フヘキ現象ナリ。本年度ノ壮丁ハ明治三十八年生ノ者多ク当時日露戦争中ニシテ国家ノ危急存亡ノ釈ニ遭遇セルヲ以テ心身ニ及ホセル影響極メテ大ナルモノアリト雖モ戦後戦捷国トシテ著シキ文化ノ発達ニ伴ヒ義務年限延長後ノ進歩セル教育ヲ受ケタルモノニシテ其ノ教育程度一般ニ向上シ尋常小学校ヲ卒業セサルモノヽ如キハ極メテ尠ク壮丁人員一千六十九名中僅ニ7.2／100ノ七十七名ニ過ギズ、之ニ反シ中等学校卒業以上ノ者ハ百一名9％ノ多キヲ見タリ。国語科ノ成績ハ読解力相当ニアリ。概シテ佳良ナルモ算術科ノ成績ハ極メテ不良ナリ。之レ日常該問題ノ如キ生活ニ触レサルモノト見做スベケレトモ又一面ヨリ見ルニ思考判断力ノ鈍キニ基因スルモノニシテ或ハ今日ノ青年ハ口ニ発表スルコトハ長スルモ心ニ熟考思慮ヲ欠ク感アリ。

本郡ニ於テハ□（其カ）ノ機会ニ於テ特ニ青年団ノ国民的信念並ニ社会人トシテノ常識ヲ知ランガ為メ教育勅語及国民精神作興ニ関スル詔書ノ暗誦理解ノ程度及各種常識問題ニツキテ調査セルニ高等小学校卒業以上ノ学歴ヲ有スルモノハ総ジテ成績佳良ナルモ尋常小学校卒業以下ノ者ハ往々了解セサルモノアリタリ。

特ニ千有余名ノ壮丁各個ニツキテ知リ得タル事実ノ概況左の如シ。

1、職業ノ種類ニヨリ智識(学力)常識ノ発達ニ至大ノ影響アリ。

2、尋常小学校ヲ卒業セサルモノハ家庭ノ事情ニ依ルモノ多ク何レモ哀憐ノ情ニ堪ヘサルモノアルモ総ジテ人物鈍シ。

3、地方ノ青年ハ真摯ニシテ勅語詔書等ニツキヨリ了解スルモ都市ニ在住スルモノハ金ニ無頓着ナルハ国家ノ為メ憂フヘシ。

次ニ壮丁学力調査ハ従来壮丁体格検査前ニ之ヲ施行シテ現在保育ノ実力ハ選兵ノ参考ニ供セラレタルニ本年ニ限リ之ヲ斟酌セサルヤハ甚ダ不審トスル所ナリ。

壮丁教育調査所感

一、国語科ニ対スル感想

㈠　問題構成上ニツキテ

1、尋常科ノ分ハ特ニ難問ノ感アリ、高等科ノ分ヲ想当(ママ)ナリト認ム

2、時々問題ヲ変更スル必要ナキカ

3、書取ヲモ加ヘ、読、書、解ノ三方面ニツキ調査スル必要ハナキカ

4、時事問題等ヨリ語句ヲ選択スルコトモ新シキ試ミナラン

㈡　成績ニツキテ

1、算術科ニ比シ成績遥ニ佳良ナルヲ認ム

2、読方ハ相当佳良ナルモ語句ノ解釈不良ナリ

3、一般ニ文字ノ書方粗雑ニシテ中ニハ読解ニ苦シムモノアリ

4、語句ノ解釈ト文字ヲ判断スルノミニテ句ノ想ヲ解スルモノ少シ

5、仮名遣ニ誤謬多シ

6、大意ヲ把捉スルノ力乏シ

7、文章中ノ漢字ニ振仮名ヲナス場合前後ノ関係不調モ更ニ省ルル(ママ)モノナシ、之文ヲヨク読マザルガ

為ナラン

㈢ 受験態度ニツキテ

1、問題ノ要求ヲ吟味セズ直ニ筆ヲ執ル傾アリ

2、筆答ハ更ニ出来ザレドモ言語ヲ以テスレバ答ヘ得ルモノアリタリ

コレ作文力不充分ナルガ為ナラン

3、再読シテ誤謬ヲ発見スル態度一般ニナシ

二、算術科ニ対スル感想

㈠ 問題構成上ニツキテ

1、問題ハ生活化シタルモノヲ数多ク選択シテハ如何

2、尋常科卒業程度ニアリテハ平明ナル語句ヲ用ヒタシ

3、尋常科ノ問題ハ高等科ニ比シテ程度高過ギタルモノト認ム

4、メートル法ヲ多少加ヘ又形式算ヲモ加ヘテハ如何

㈡ 成績ニツキテ

1、問題ノ読解力乏シ

2、内割外割ノ意義ヲ全ク忘レタル者多シ

3、概算ノ念乏シク、概算ヲナサズ、直ニ計算ニ移ル傾向アリ

4、所要ノ目標ヲ定メズ、徒ニ運算ニノミ焦ルモノ多シ

5、数字ノ書方不良ニシテ運算ニ誤リ多シ

6、一般ニ立式シテ然ル後計算スル習慣ナシ

㈢ 受験態度ニツキテ

1、問題ニ対スル前既ニ算術ハ出来ザルモノト観念セルモノ多シ

2、周囲ノ然ラシムル所ナラシモ沈着思考スル態度欠ケルノ感アリ

3、機敏ニ答案ヲ処理セズ徒ラニ時間ノミヲ延長スル傾キアリ

4、検算ヲナスモノ更ニナシ

三、其ノ他

1、受験中ノ態度極メテ静粛ニシテ真剣味アリ

2、問題ニ接シテ緊重(マヽ)シ過ギテ題意ヲ誤ルモノ往々アリ

3、他町村ヘ出寄留セルモノハ補習教育ヲ受ケザルモノ多キガ如シ

4、受験中時間ノ分配観念ナク未完結ノママ答案ヲ提出スルモノ往々アリタリ

四、常識所感

追年進歩ノ趣キアルハ喜バシキコトナリ、左表ニ示ス如ク教育程度ノ高低ニヨリ其ノ成績ニ著シク相違アルヲ見ルトキハ義務教育程度ヲ高ムルノ必要ヲ切感セズンバアラズ

学歴別＼成績	甲	乙	丙
半途退学者	四	一六	八〇
尋常卒者	一二	三八	五〇
高一及同程度修了者	二四	四三	三三
高等卒者	三三	四六	二一
計	二二	四〇	三八

（裾野市役所　須山支所所蔵「来翰発翰綴」）

780　御料地侵墾追認の儀許可願　（一九二六）大正15・12

御料地侵墾追認ノ儀許可願

駿河国駿東郡須山村字大野　御料地内

下草採収反別五百九拾七町九反五畝弐歩ノ内

侵墾反別参拾弐町七反参畝拾八歩　侵墾地目　畑

但別紙位置図並毎個所面積調書ノ通

右御料地ノ下草ハ従来拾数年間継続払下相成居関係者ヲシテ採収セシメ来リ候処、比較的中小産者多数ヲ占メ唯一ノ資源トシテ使用致居候得共時代ノ趨勢ニ促サレ養蚕業ノ経営ニ非サレバ殆ト生活ノ資ヲ得ルノ途無キニ立至レル者多数ヲ占メヨリ以上ノ収益ヲ希フハ亦人情ノ不得止状態ニ陥リ終ニ御許可ヲ得スシテ侵墾ノ挙ニ出ツルモ

ノ続出セルニ立至リ候ハ平素監督不行届ノ結果ニシテ甚怠慢ノ責有之候得共又一面関係者ノ生活状態等ヲ大ニ同情スベキ点モ有之候ニ付何卒相当期間内侵墾地ニ対スル特典御詮議相成度尤モ料金ニ関シテハ御指示ニ従ヒ速ニ上納セシムベク候間地方農民ノ状態御洞察ノ上特ニ御許可相成候様致度此ノ段及奉願候也

大正十五年十二月十一日

静岡県駿東郡須山村長　渡邊善作㊞

第一師団経理部長　香山剛毅殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「御料地侵墾追認ノ儀許可願」）

781　第三師団動員下令による召集兵の件（山東出兵）（一九二八）昭和3・5・10

五月十日　村会議員区長　各種団体長　合同協議会　自午前十時　至正午

出席者十八名

一　第三師団動員下令ニヨル召集兵ノ件

イ、現役兵ニシテ出征スル者ニハ金五円残留スル者ニハ金一円餞別ヲ贈呈スルコト

ロ、予後備兵補充兵ニシテハ金七円尚出征スルモノニ対シテハ金三円増シ餞別ヲ贈呈スルコト

以上ハ県町村長会ニ於テ決議ス

応召者	官等級	入隊ノ日時	出発ノ日時
藤森勇	予備歩兵一等卒	五月十一日午后一時	五月十一日午前七時
大庭正一	補充兵歩兵	五月十五日午后一時	五月十五日午前七時
小林甚一	後備歩兵一等卒	〃	〃
大庭種二郎	予備歩兵〃	〃	〃
廣瀬国俊	後備歩兵軍曹	〃	〃
羽田辰次郎	後備歩兵一等卒	〃	〃
加藤光久	〃	〃	〃
勝又義一	〃	〃	〃
勝又武雄	〃	五月十六日午后七時	〃
勝又茂一	〃	〃	〃
土屋謙蔵	〃	〃	〃

一出発各日共午前七時ヨリ神前告別式挙□仝九時四十三分裾野駅発列車ニテ出発
一特例ヲ以テ神酒ハ村ニ於テ負担トス
一出征兵家庭ニテハ全然振舞如キ事ハ廃止スルコト
一二十日午後ヨリ出征兵ノ建康(ママ)祈念祭ヲ清水社掌ニ依頼スルコト
一出征兵ニ対シテハ勝栗、スルメ、二豆ヲ付スルコト
一出征兵ノ農事手伝ハ其ノ区ニ於テ適宜ナスコト

以上ノ通議決ス

（裾野市役所　深良支所所蔵「協議会会議録」）

782　板妻廠舎管内演習廃弾払下出願　昭和4・12・16（一九二九）

昭和四年拾弐月拾六日　静岡県駿東郡須山村長

陸軍第一師団経理部長殿

板妻廠舎管内演習廃弾払下出願

昭和五年度ニ於ケル板妻廠舎管内ニ於テ各部隊ノ実弾演習ニ対スル廃弾権利払下ケヲ及出願候也

理由書

大正拾壱年壱月八日付第一師団経理部ヨリ御差入レアル覚書中経理部ト関係町村長ト協議決定セル報償金ノ案分ハ其ノ当時相当ナルモノナリシナランモ今日ニ於テハ甚不公平ヲ欠キツヽアルモノト認ム然レ供契約年限昭和七年七月改約期ニ有之候ニ付不問ニ付シ可申候モ前記廃弾ニ対シテ独リ原里村ニ払下ケラル該村長ヨリ手加減ヲ以テ毎年毎ニ異ナル分配取扱ニシテ殊ニ本村ノ如キ砲弾ノ着弾先ナルガ故ニ増額ノ割当テヲ要求スルモ言ヲ左右ニ托シテ要領ヲ得ス本年開放道路陳述ニ付キ九月末御所ニ出頭ノ際ニモ該掛リトカ申サルヽ井上某氏ニ面談セルモ更ニ要領ヲ不得候条別段原里村ト特種ノ契約ナキモノト認ムル故ニ之迄甚大ナル迷惑ヲ蒙リツヽアル本村ニ対シテハ昭和五年度ハ直接御払下ケ相成候様□ニ理由ヲ付シ申候

以上

（裾野市役所　須山支所所蔵「演習地関係出願書類」）

783　請願書（須山村）　昭和5・1・10（一九三〇）

請願書

謹ンテ左記ノ件ヲ請願仕候至急御裁決ヲ仰キ奉候

左記

一、第一師団管理ニ属スル富士裾野演習場内御殿場須山村間特第二十七号道路線内須山板妻間ヲ実弾射撃中ト雖モ交通ヲ開放セラレタキ件

但シ現在道路ニシテ軍事上止ムヲ得ザル場合ハ新ニ軍事上ニ差支ナキ地点ニ新道ヲ設ケテ人車馬自働（ママ）車ノ交通自由ナラシムルコト

二、本村ニ御交付相成報償金ハ関係町村ニ比シ僅少ナルガ故ニ増額ヲセラレタキ件

但シ実状御調査ノ上ニ差支無之候

三、実弾射撃中本村ノ耕地ハ凡テ着弾先ナルガ故ニ其ノ不便ト損害ハ甚大ナリ、故ニ板妻廠舎ニ属スル廃弾権払下ゲノ特典ヲ本村ニ付与セラレタキ件

但シ実状御調査ノ上ニテ差支無之候

理由

富士裾野演習場ハ第一師団ノ管轄ナルガ故ニ昨年四月十九日以来前記ノ請願及陳述ヲ成スコト経理部宛四五回陸軍省ニ提出スルコト一回又直接出頭陳述ヲ成スコト一回第一師団トシテモ経理部員ヲ特派セラレテ最善ノ努力ヲ講ジツツアル模様ナルモ何分経費ノ関係上ニ起因シテ今ニ決裁ヲ成サズ去リトテ本村トシテハ該演習ノ関係上交通ノ絶タルルノミナラズ甚ダシキハ警戒区域ヲ村中央迄モ広大セル等アリ農業耕地ノ作業ノ不便ニヨリテ収穫上ノ減少ヲ来シ又物産ノ直接取引関係ヲ有スル御殿場方面トノ交通ヲ欠クガ故ニ一ケ年十五万円ノ取引上約一割以上ノ損害ヲ蒙ルノミナラズ村勢ノ年ト共ニ衰退ヲ来ス原因タルコト立証スルニ余アリ悉シキコトハ既ニ第一師団ニ陳述及請願ニ於テ尽キタリ

二十年以前ハ駿東郡北部ニ於ケル模範村ニ近キ富有ナル当村モ今ヤ貧弱ナル村ト化シテ世ノ文明ト遠ザカルモ甚

シク悲惨ノ現況ヲ御観察セラレタキ次第ナリ

昭和五年一月十日

静岡県駿東郡須山村長　渡辺恵格

陸軍大臣陸軍大将　宇垣一成閣下

（裾野市役所　須山支所所蔵「演習地関係出願書類」）

784　演習場道路敷設につき紹介の件　昭和5・9・27（一九三〇）

（号外）

昭和五年九月廿七日

静岡県駿東郡須山村長　渡辺恵格

第一師団管理富士裾野演習場管理委員長殿

紹介ノ件

本年九月十二日付ケヲ以テ御伺致シ置キタル件御決定（相カ）□成候□□御決定相成ラザルニ於テハ当村トシテハ予定測量線ノ内堺沢字ヨリ迂回シテ原里村字神場山ノ神々社裏ニ出テ陸軍軍道ニ沿フテ板妻廠舎南門近傍ニ出ツル線ヲ選定ノ上御決定相成度先般神場区民ト交渉セルニ区民ノ希望ハ当村ノ希望ト一致不致殊ニ交通道路事業ニ対スル公共心ト誠意ナキモノトシテ交渉打切リ村単独ニテ前記ノ線御決定方ヲ出願致シ候ト共ニ陸軍省並ニ管理委員長殿ニ紹介ニ及候

尚該道路工事起工ト御決定相成候□□公然競争入札ニ附シテ請渡相成候者ニヤ甚々勝手ナル出願□□有之候□財界不況ノ今日当村モ打撃ヲ蒙リツヽアルモノニシテ当村ノ主要物産タル養蚕、山林ノ林産、副業タル木炭竹行李等モ拾数年ニナキ暴落ニシテ経済上ニ及ボス惨状ハ意外トスル処ニ有之候ニ付キ万一該工事ヲ当村民ニ直接請負ハシムル御意向モ御座候イシ在郷軍人又ハ青年団等ヲ御指定相成度此ニ謹ンテ懇願致シ置候

（裾野市役所　須山支所所蔵「演習地関係出願書類」）

785　植樹願書の件　昭和6・1・26（一九三一）

富演庶発第八号

植樹願書ノ件

昭和六年壱月廿六日

富士裾野演習場主管　佐々木　松

須山村長代理小野田市太郎殿

別紙願書提出相成候処附箋ノ通ニ就キ可然御取計相度尚当所経由書類ハ当所ノ控モ必要ニ付爾今弐通御差出相成度候

御料地内植樹施行方許可御願

本村ハ駿東郡ノ西北部ニ位置シ戸数僅ニ弐百五拾ニ満タザル小村タリ土地高峻ナルヲ以テ気流ノ変動殊ニ甚シク為メニ農作物ニ及ス影響深甚ニシテ豊凶最モ著シ幸ヒ愛鷹山麓ニ在ルヲ以テ製炭其ノ他ノ副業ヲ営シ漸クニシテ生計ヲ立ツルニアリ現下ノ窮状殊ニ深キヲ憂フ従来ヨリ当村ハ基本財産極少ニシテ収入ノ途ナク村民負担ニ依ル所過大ナリ現時村政ノ維持益々窮迫トナリ此ノ儘ニシテ到底一村ヲ成ス能ハズ依テ昨年十二月二十五日村会ヲ招集シ村是確立策ヲ研究シ将来ノ確成ヲ期セン為メ植林実行計画ヲ立ツルニ至リタル次第ナリ

一、植樹ノ目的地及面積

本村地籍御料地内演習場字大坂二、〇七七番ノ内約二拾町歩ノ本土地ハ東北有度沢ヲ以テ域ヲナシ現時演習場線外ニ在リ演習ニ際シ何等差支ヘナシト雖モ軍事上ノ都合又ハ宮内省トノ貸借関係ニ依リ後年一部又ハ全部ノ伐採ヲ命ゼラルヽ事アルモ異存ナク尚陸軍諸部隊演習地使用ニ起因シ被弾、車馬工作其他ノ損害ヲ受クルモ何等賠償ノ要求ヲナサザルニ付何卒御詮議ノ上植樹栽培方御許可被下成度ク此ノ段及奉願候也

昭和六年一月二十四日

静岡県駿東郡須山村長

代理助役　小野田市太郎

第一師団経理部長殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「演習地関係出願書類」）